RIETI Discussion Paper Series 26-J-050

中立国の経済安全保障政策史：オーストリアの経済的中立・経済的国土防衛・包括的安全予防に係る政策の実証的研究

坂本 雅純
経済産業研究所

RIETI
Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA
独立行政法人経済産業研究所
https://www.rieti.go.jp/jp/

RIETI Discussion Paper Series 26-J-050
2026 年 11 月

中立国の経済安全保障政策史：オーストリアの経済的中立・経済的国土防衛・包括的安全予防に係る政策の実証的研究*

坂本雅純（経済産業研究所）

要　旨

本稿は、外国に安全保障を頼らない中立国がどのような経済安全保障政策を講じてきたのかを解明することを目的として、オーストリアを例に、政府計画、法令、議会資料及び貿易統計を用いて政策史を実証的に検討するものである。特に史料上の「経済的中立（WN）」「経済的国土防衛（WLV）」「包括的安全予防（USV）」の三文言に着目し、その歴史的展開と具体的政策を整理した。分析の結果、冷戦期には軍事的及び経済的中立（WN）を旨として経済的国土防衛（WLV）の概念や物資備蓄等の政策が具体化された一方で、冷戦終結並びに EU 加盟後は経済的中立（WN）が事実上消滅し代わりにテロやサイバーなど非古典領域も踏まえた「包括的安全予防（USV）」に重心が移ったこと、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻を契機として経済的国土防衛（WLV）の関心が再び高まったことを確認した。さらに同国の経済が近年着実に欧州統合を進めている実態や、直近の原材料政策と過去の経済的国土防衛（WLV）関連政策の類似性も明らかにした。これにより、中立や全方位外交を志向する国に必要な経済安全保障政策の本質的要素と同時に、現実的には各時代の要請に応じて経済安全保障の考え方が変化し得ることも示唆される。

キーワード：中立、経済安全保障、オーストリア、経済政策史
JEL classification: N44, F52, F53

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）の成果の一部である。本稿の原案は、経済産業研究所（RIETI）のディスカッション・ペーパー検討会で発表を行ったものである。本稿の原案に対して、経済産業研究所ディスカッション・ペーパー検討会の方々から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。また、本稿の執筆にあたっては、文献調査、データ分析の補助、および推敲の一部に AI アシスタント（GPT-5.6 Sol 及び GPT-6（OpenAI））を利用した。本稿に残る誤りの責任はすべて著者に帰する。

目次

1. はじめに 3
1.1 永世中立国オーストリアの誕生 4
1.2 先行研究とリサーチ・クエスチョン 8
2. オーストリアの経済安全保障政策史 13
2.1 1955～1975 年：包括的国土防衛（ULV）・経済的国土防衛（WLV）という概念の登場 13
2.2 1960～1972 年：EEC との関係における経済的中立（WN）の追求 19
2.3 1975～1985 年：国土防衛計画に見る経済的国土防衛（WLV）の発展 22
2.4 1985～1989 年：EC 加盟申請に係る経済的中立（WN）と経済的国土防衛（WLV）の再編 29
2.5 1989～1995 年：EC・EU 加盟交渉における中立の解釈変更 40
2.6 1995～2000 年：コソボ紛争に見るオーストリアの経済的中立（WN）の事実上の消滅 47
2.7 2000～2022 年：新たなリスクに対応する包括的安全予防（USV）の発展 50
2.8 2022 年～：ロシアによるウクライナ侵攻を受けた経済的国土防衛（WLV）の再活性化 55
3. 補論 63
3.1 21 世紀オーストリアの貿易事情に見る経済安全保障政策の頑健性検証 63
3.2 オーストリアの重要鉱物を含む原材料政策の分析 70
4. おわりに 76
4.1 結論 76
4.2 ディスカッション 80
4.3 限界・課題 86
5. 参考文献 88
6. Appendix 93

1. はじめに

国際政治における不確実性の高まりが指摘されて久しい。では国際政治が不確実であることをそもそも念頭に置いて、軍事的紛争において交戦国のいずれにも加担せず、外国に安全保障を頼らないことを原則としてきた「中立国」の政策はどのようなものだったのだろうか？またもし中立国が他国と連携するとしたら、どのような障壁を乗り越えることになるのだろうか？

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、危機が続く中東情勢、中国によるグローバルサウスへの影響力拡大、さらには米国自身の変貌に見られるように、世界の分断が指摘されている。日本は安全保障確保のため日米同盟を基軸として同盟国・同志国との連携を強化する方針だが、欧州ですら保護主義的な動きを見せており、さらには欧州各国内でウクライナ支援停止や移民排斥を主張する右派が台頭するなど、現在は国際政治の不確実性が高まっている時代にある。他方、こうした不確実性の状況という表現の流布は、米国を中心とするこれまでの国際秩序やグローバリゼーションの方向性をあたかも不変の前提として捉えてきたため現状に驚きを隠せないでいることの表れ、とも言えるのではないだろうか。もしそうであれば、そもそも世界が不確実であることを念頭に置いて政策を立案してきた中立国の政策から学べることは少なくないだろう。

まず本論で取り上げる「中立国」とは何かについて確認しておきたい。仮に

① 永世中立が国内の憲法上の法規範として位置付けられていること

② 国家の中立的地位が国際的に承認されていること

③ いかなる軍事同盟にも加盟せず、国内の外国軍の恒久的駐留や外国軍基地の設置を認めないこと

という三要件全てを満たす国、と仮定した場合、スイス、オーストリア及びトルクメニスタンの三か国が該当する[1]。

Beyer and Hofmann (2011)が中立規範の多様性とその変容をもたらす要因の検討にあたって参考としたように、欧州における中立国は、オーストリアに加えて、フィンランド、アイルランド及びスウェーデンが有名であった。また Agius and Devine (2011)が示しているとおり、中立や軍事的非同盟に関する諸概念は歴史的に変わるもので、その政治的・社会的意味も都度考察の余地がある。しかし本稿では明瞭な定義設定のため、中立・軍事的非同盟政策を歴史的に採用してきたとされる国家一般ではなく、永世中立が国内法及び国際関係において制度化されている国家に対象を限定する。これは、中立についての法的地位を明確に与えられた国家が、法律との緊張関係の中で経済安全保障政策をどのように形成してきたかを、より明確に検討するためである[2]。

上記三要件に全て該当する国のうちトルクメニスタンについては、政府・議会資料や外交史料へのアクセス、資料の網羅性及び信頼性の検証に制約があることから、今回の研究対象から除外する。ここで残ったスイスとオーストリアのうち、中立国というイメージが国際的に浸透しているのはスイスの方であろう。しかし、日本にとっての政策示唆がより明確に出せるのは、日本と同じく多角的貿易体制の推

[1] 永世中立の国際的承認のあり方には各国間で相違があるため、これら三か国を唯一の該当国と断定できない可能性もある。

[2] もっとも、フィンランドやスウェーデンの NATO 加盟申請にあたっても、両国の憲法上の論点が存在しなかったわけではなく、集団防衛義務や国家主権等との関係について法的検討は行われている。しかしフィンランドやスウェーデンに限らず、軍事同盟への参加等を考えている国ならば、集団防衛義務や国家主権との関係に係る国内法等との整合性の検証は当然なされるものであり、こうした法的検討は両国が中立的政策を展開していたことに依拠するものではない。

進を行ってきたオーストリアだと考える。中立国の経済安全保障政策が、法的緊張関係のみならず、欧州統合を核とした多角的貿易体制との緊張関係の中でどのような息遣いの下に形作られていったかを見るには、オーストリアの政策史を概観することが有益である。

一体オーストリアは、中立政策の確立と運用をめぐってどのような歴史を辿ってきたのだろうか。特に 20 世紀の冷戦期や冷戦終結後の EU 加盟、さらにはロシアによるウクライナ侵攻等を巡って、中立の維持に資する経済的国土防衛の在り方をどのように変化させてきたのだろうか。本論に入る前に、第二次世界大戦後にオーストリアが独立を回復して中立国になるまでの経緯について確認しておこう。

1.1 永世中立国オーストリアの誕生

第二次世界大戦中である 1943 年 11 月に米国・英国・ソ連が発出した 1943 年のモスクワ宣言のうち、オーストリアに関する宣言では、ナチス・ドイツによる 1938 年のオーストリア併合は無効である旨が確認され、戦後オーストリアはドイツから切り離されることが決議された[3]。この時点で、オーストリアは自由で独立した国家へと再起する未来像が連合国によって描かれていた。

1945 年 4 月にソ連軍によりウィーンが占領されたことを受け、第一次世界大戦後のオーストリア第一共和国の初代首相であったカール・レンナー（Karl Renner）は同月 27 日に臨時政府を立ち上げて、オーストリアのドイツからの離脱を宣言した。1945 年 5 月のナチス・ドイツ降伏後、当該臨時政府は連合国に政府承認されたが、同時にオーストリアの国土は米国・英国・ソ連にフランスを加えた連合国 4 か国によって分割占領され、首都であったウィーンも別途連合国 4 か国により共同管理される体制となった。

占領軍の規模において、ソ連が最大の勢力を有していた点は重要である。テレジア陸軍士官学校の記述によれば、1946 年 1 月時点でオーストリアにはソ連軍約 150,000 人、米軍約 40,000 人、英軍約 55,000 人、フランス軍約 15,000 人の兵士がいたとされ、オーストリア独立に向けた交渉がなされていた 1954 年 10 月時点でも、ソ連軍派遣団は 36,000 名、米軍派遣団は 15,000 名、英軍派遣団は 2,800 名、フランス軍派遣団は 540 名であった[4]。米国や英国、フランスとは価値観も異なり実力規模も最大であったソ連の意向に反しては、オーストリアは主権を回復することは困難であった。これがオーストリアの中立国としての成り立ちや歩みに影響を与えることとなる。

オーストリアは連合国による占領下の時代、1945 年 7 月に発足した連合国で構成されるオーストリア委員会の管理下に置かれ、同国は議会で可決された全ての法律について同委員会の承認を得なければ公布して施行することができないとされた。占領下で初の議会選挙が同年 11 月に実施され、投票率 90%超という高い関心による選挙となった。その結果、保守系である ÖVP（Österreichische Volkspartei：オーストリア国民党）は 49.8%の得票率と 85 議席という絶対多数を獲得して勝者となっ

[3] Declaration on Austria, Declaration of the Four Nations on General Security(The Moscow Conference; October, 1943), 国連総会・会議管理局 web サイト（2026 年 7 月 12 日最終アクセス)、イェール大学ロースクールライブラリ(2026 年 7 月 12 日最終アクセス)。

[4] テレジア陸軍士官学校 web サイト(2026 年 7 月 12 日最終アクセス)。

た[5]。2 位は革新系である SPÖ（Sozialdemokratische Partei Österreichs：オーストリア社会党）となり、同党は 44.6%の得票率で 76 議席を獲得した。ソ連占領軍による用紙配分（Papierzuteilung）において共産党が優遇されるなど、相対的に有利な選挙活動上の条件があったにもかかわらず、オーストリア共産党（KPÖ）は 5.4%の得票率、計 4 議席にとどまり、期待を大きく下回る結果となった。州議会選挙においても、ÖVP の成功は同様であった。連邦参議院でも ÖVP は 27 議席を獲得し、SPÖ の 23 議席を上回ったことで、ÖVP は絶対多数を確保した。これにより暫定政権を担っていた SPÖ のカール・レンナーは首相を辞任して代わりに名誉職の色合いもある連邦大統領に選出され、同時に首相には ÖVP のレオポルド・フィグル（Leopold Figl）が就任した。

すなわち、オーストリアの内政は必ずしも連合国とりわけソ連の意向が多数意見を占めるような構造ではなかったのである。

しかし独立に関する条約を締結し国際社会への復帰を目指す新政権による独立回復交渉は容易には進展しなかった。第一次世界大戦後にオーストリア・ハンガリー帝国の敗戦を機に締結されたサン・ジェルマン条約を修正して（ドイツ語話者の住民が居住する）南チロルを取り戻し得るという考えがあったが、逆にユーゴスラヴィアによるオーストリア南部ケルンテン州のスロヴェニア人居住地域をユーゴスラヴィアに割譲すべきであるという主張は退けた。

また国際社会の冷戦構造がはっきりする中で、第二次世界大戦時の連合国はドイツに関する措置や対応（ベルリン封鎖、東西ドイツの成立）を優先するようになり、連合国間でオーストリアの戦後対応をめぐっての方針の一致を見ることはなかった。

独立回復交渉を取り巻く国際環境に変化が生じたのは、1950 年前後のことである。ユーゴスラヴィアとソ連との反目が拡大すると、ソ連もユーゴスラヴィアを積極的に支援することはなくなった。またソ連の書記長ヨシフ・スターリンが 1953 年に死去した後、ニキータ・フルシチョフ（Nikita Khrushchov）のスターリン批判に象徴されるように、ソ連共産党内では緊張緩和と平和共存を唱える勢力が優勢となった。

オーストリアで独立を目指す派閥は長く行き詰まっていた独立回復の条約の交渉に再び着手した。1950 年 12 月に大統領のレンナーが死去した後、1951 年の国民による直接選挙で連邦大統領に選出された SPÖ のテオドール・ケルナー（Theodor Körner）は、スウェーデンに亡命していたブルーノ・クライスキー（Bruno Kreisky）を大統領府に顧問として迎え入れた。ケルナーとクライスキーは独立回復の条約交渉を進めるにあたり、1951 年にケルナーがアイゼンシュタットで行った以下の演説にあるように、どの方向にも縛られない全方位型の外交や平和主義を重視することを試みたのである[6]。

---

[5] Parliament Austria web サイト(2026 年 10 月 26 日最終アクセス)。“ Der 25. November 1945: Die Rückkehr Österreichs zur Demokratie”。この選挙において最も重要な特例措置は、元ナチス党員全員の選挙権及び被選挙権の剥奪であった。

[6] “APuZ 42/1966 Möglichkeiten und Grenzen der Neutralitätspolitik in Europa”, Bundeszentrale für politische Bildung(bpb) web サイト(2026 年 7 月 12 日最終アクセス)。原文 „Niemand kann unserem kleinen Staat den selbstmörderischen Größenwahn zutrauen, bei Auseinandersetzungen von Weltmächten mitreden oder mithandeln zu wollen. Ein freies, unabhängiges Österreich, allen Rivalitäten entrückt, nach keiner Richtung hin einseitig gebunden, einzig und allein der Sache des Friedens ergeben, wird ein Gewinn für Europa, für die Welt sein."を筆者にて仮訳。

„この小さな国が、世界の大国間の対立に口出ししたり、それに加担したりしようとするような、自滅的な大望を抱いているとは、誰も信じられないだろう。あらゆる対立から距離を置き、どの方向にも一方的に縛られることなく、ただひたすら平和の大義に献身する、自由で独立したオーストリアは、ヨーロッパにとっても、世界にとっても、大きな財産となるだろう。“

クライスキーはこの考えを精緻化し、スイスを範とするオーストリアの中立を描いた。これは、ソ連を含む全ての連合国が折り合うことのできるモデルであり、1955 年 4 月、オーストリア代表団がモスクワに招待されて、オーストリア国家条約の基礎を確定するモスクワ覚書が締結された[7]。覚書にはオーストリアの独立回復に向けて、

- いかなる軍事同盟にも加盟せず（keinen militarischen Bündnissen beizutreten）
- 自国領内の他国の軍事基地の建設もしない（militärische Stützpunkte auf seinem Gebiet nicht zuzulassen）

という中立的な政策を同国が履行する旨が明記された。覚書締結の経緯からは、特にソ連がオーストリアの独立を認めるにあたって、スイスを範としたオーストリアの中立化を要請した背景が看取される[8]。このようにオーストリアの永世中立は、特定の政治家の理念や事実上の外交方針にとどまらない、憲法によって規定されつつ他国によって認められた法的・外交的に確立された内容となっている。

そして 1955 年 5 月 15 日にウィーンのベルヴェデーレ宮殿で、連合国とオーストリアが「独立かつ民主的なオーストリアの回復に関する国家条約」（Staatsvertrag betreffend die Wiederherstellung eines unabhängigen und demokratischen Österreich, unterzeichnet in Wien am 15. Mai）（以下、オーストリア国家条約）に調印し、同年 7 月 27 日に発効して、オーストリアは独立を回復したのである。

このオーストリア国家条約は前文と 9 つの部から構成されている。同条約の前文は以下に示すとおり、主に歴史認識を叙述しつつ、国際社会への復帰や恒久平和を念頭に置いた内容となっている[9]。

- 1938 年にナチス・ドイツは武力でオーストリアを併合し、領土をドイツ国に編入した。
- 1943 年のソ連・英国・米国によるモスクワ宣言に基づき、上記ドイツによる併合は無効（null and void）であり、自由で独立したオーストリアを見ることを望む。フランスも類似の宣言を出す。
- 連合国の勝利により、オーストリアはナチス・ドイツの支配から解放された。
- オーストリア国民自身による国の民主的再建の努力の重要性を考慮に入れ、連合国はオーストリアを自由で独立した民主的な国家にする条約を希求するに至り、それは欧州における平和の再建に貢献するものでもある。
- 連合国はナチス・ドイツによるオーストリア併合や、オーストリアがドイツの一部として戦争に参加したこと等に関連して未解決になっている全問題の解決を望む。
- 連合国はオーストリアが国際連合への加盟申請を支持できるようにする。

---

[7] UNESCO web サイト（2026 年 7 月 25 日最終アクセス）。

[8] UNESCO Website “Österreichische Nationale Memory of the World Register” 5(a)Zeit.

[9] Rechtsinformationssystem des Bundes (RIS), „Staatsvertrag betreffend die Wiederherstellung eines unabhängigen und demokratischen Österreich“, BGBl. Nr. 152/1955（2026 年 7 月 12 日最終アクセス）

1955 年 5 月 15 日に署名されたオーストリア国家条約には中立条項は盛り込まれなかったものの、同年 6 月 7 日、オーストリア国民議会は永世中立を宣言するとともに、連邦政府に対して中立を規定する連邦憲法法律案の提出を求める決議を全会一致で採択した。これは、国家条約の締結に際してオーストリアが表明していた中立化の政治的約束を国内的に具体化するものであり、連合国による国家条約の批准に向けた政治的条件を整える役割を果たした [10]。

中立は、それを真の自由として強調した ÖVP のアルフォンス・ゴルバッハ（Alfons Gorbach）議員やルヨ・トンチッチ=ソリン（Lujo Toncic-Sorinj） 議員、FPÖ（Freiheitliche Partei Österreichs：オーストリア自由党）のマックス・シュテンデバッハ（Max Stendebach）議員、SPÖ のエルンスト・コレフ（Ernst Koref）議員のものなど各党の政治家が中立への支持を表明しており、ユリウス・ラーブ（Julius Raab）首相も中立は将来の世代への義務だと議会で演説するなど、様々な立場の政治家から党派を超えて支持されていたことがうかがえる [11]。1955 年 7 月にオーストリア国家条約は発効し、そこから 90 日の間に連合国占領軍のオーストリア領内からの撤退が開始された。ちょうど占領軍の撤退期限の翌日にあたる 1955 年 10 月 26 日に議会は「オーストリアの中立に関する連邦憲法法」（Bundesverfassungsgesetz über die Neutralität Österreichs、BGBl. Nr. 211/1955）（以下、中立法）を制定した [12]。

第 211 号　1955 年 10 月 26 日付「中立法」
第 1 条
(1) オーストリアは、対外的独立を恒久的に維持し、かつ、その領土の不可侵を確保することを目的として、自発的に永世中立を宣言する。オーストリアは、その利用し得るあらゆる手段をもって、この永世中立を維持し、かつ、防衛する。
(2) オーストリアは、これらの目的を確保するため、将来にわたり、いかなる軍事同盟にも加盟せず、また、その領土内に外国の軍事基地を設置することを認めない。
第 2 条
この「中立法」の執行は、連邦政府が担当する。

同法は同年 11 月 5 日に施行され、以後のオーストリアの外交・安全保障政策の憲法上の基礎となった。なお、中立法自体には経済活動や貿易に関する具体的規制は設けられておらず、経済的中立（WN）の範囲やその実施方法は、中立法の解釈及び個別の国内法・政策によって具体化されることとなった。

[10] Hauptausschuss des Nationalrates, Bericht über den Antrag der Abgeordneten Dr. Maleta, Dr. Pittermann, Dr. Kraus, Koplenig und Genossen, betreffend die Erklärung der Neutralität Österreichs (161/A), 520 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, VII. GP, 1. Juni 1955, S. 1–2. Nationalrat der Republik Österreich (1955): Stenographisches Protokoll, VII. GP, 69. Sitzung, 7. Juni 1955, S. 3164.

[11] Parlament Österreich, “1955 – Staatsvertrag und Neutralität, Im Oktober 1946 versammelt sich der Nationalrat zu einer geheimen Sitzung – ein einmaliger Vorgang in der Geschichte der Zweiten Republik: Es geht um die Durchsetzung der Souveränität Österreichs.”

[12] Bundesverfassungsgesetz vom 26. Oktober 1955 über die Neutralität Österreichs, BGBl. Nr. 211/1955, ausgegeben am 4. November 1955, 57. Stück.

中立法制定の 10 年後の 1965 年には、法律制定日である 10 月 26 日が「国旗の日」として祝日に制定されるに至った。当時の国民議会議長アルフレッド・マレタ（Alfred Maleta）もオーストリアの中立政策の維持に関する決意を述べていることから[13]、当時の中立に関する国家の関心が高かったことがうかがえる。

なお 1970 年以降のクライスキー政権期には、国連機関のウィーンへの集積が進むなど、国際機関の拠点としての同市の地位が高まった。その後も国際機関の立地が進み、ウィーンは国際都市としての性格を強めていった。また 1975 年に開催された全欧安全保障協力会議ではクライスキーが仲介役を担い、同会議で出されたヘルシンキ宣言が冷戦終結以降の欧州の安全保障のコンセプトの拠り所の一つになった。このようにオーストリアは、中立という立場を活かして国際社会への貢献を果たしていく特徴的な外交を展開する国となったのである。

こうしたオーストリアの中立政策を理解する上では、軍事的な中立に加えて、経済政策と安全保障政策との関係を検討する必要がある。

独立回復後の冷戦期には、東西両陣営との経済関係をいかに維持するか、また欧州経済統合への参加が中立と両立するかがオーストリアの中心的な命題となった。一方、中立国として自国の安全を守るためには、軍事力だけでなく、危機に際して国民生活や経済活動を維持するための備えも必要となる。こうした考え方から発展し 1975 年に憲法にまで盛り込まれることになったのが、軍事・市民・経済・精神の四分野からなる「包括的国土防衛（ULV：Umfassende Landesverteidigung）」である。その一翼を担う「経済的国土防衛（WLV：Wirtschaftliche Landesverteidigung）」では、食料やエネルギーの備蓄、物資供給の確保などが重視され、1980 年代にはその具体的な政策も定められた。

さらに冷戦終結後には、脅威の多様化や EU 加盟を背景として、安全保障を軍事分野に限定せず、社会や経済の安定も含めて捉える「包括的安全予防（USV：Umfassende Sicherheitsvorsorge）」の考え方が重視されるようになる。包括的安全予防（USV）は、社会インフラの保護といった広範な経済政策を包含する概念として発展した。直近ではロシアによるウクライナ侵攻により、地政学的対立や国家間の武力紛争をより明確に念頭に置いた安全保障戦略も策定され、その中に経済安全保障に関する節も盛り込まれた。まさにオーストリアの外交史は、経済政策史と密接な結びつきの中で推移してきている。

1.2 先行研究とリサーチ・クエスチョン

オーストリアの中立政策については、これまで歴史学、国際政治学、法学などの観点から幅広い研究が蓄積されてきた。これらの先行研究は、大きく、一）永世中立の成立と法的性格、二）中立と欧州経済統合の関係、三）中立政策の変容と安全保障政策の拡張、四）中立に関する社会認識、五）経済と安全保障の連関、そして六）経済的国土防衛（WLV）に関する研究に整理できる。以下では、それぞれの研究動向を概観した上で、本稿の問題意識とリサーチ・クエスチョンを明らかにする。

第一は、永世中立の成立や法的性格に関する研究である。これには Verdroß (1966)、渡辺（2006）ら

[13] Österreichische Mediathek, “Festsitzung des Nationalrates und Bundesrates anläßlich des ersten österreichischen Nationalfeiertages.”

が該当し、オーストリアの中立の歴史的成立過程や国際法・憲法をはじめとする国内法上の位置付けを検討している。例えばオーストリアにおける中立政策において、経済上の中立や価値観上の中立の実現も志向されていたのかどうかについて、それらは周辺的事象（Randerscheinungen）に過ぎず、安全保障の中立法との関係（軍事同盟不参画、外国軍を国内に常駐させない）がオーストリアの中立政策の主流になっていったとする見解が示されている(Lauss 2021)。Hauser (2021)は、同様にオーストリアの実践的なアプローチ（Österreichs pragmatischer Zugang）として、オーストリアの中立は専ら軍事的なものとして理解されており、それは価値観的中立でも経済的な中立でもないと断じつつ、現行の中立政策は、軍事的中立という核心的部分（Kernbestand）の持続と、価値観や経済関係は西側的で EU に連帯することが認められるという実践的な解釈（pragmatische Interpretation）によって説明できるとした。

また Rubinson (2026)はオーストリアの中立性の根深い歴史的、法的、感情的基盤と、それを修正する際の法的複雑さを強調しており、オーストリアの中立性が国のアイデンティティと外交政策の基本的な側面を構成していると示唆している。他方、冷戦期の東西対立の境界に位置したオーストリアが、連立政治の発展と中立外交政策の主な決定要因となったことを論じる研究もある(Schultz 2014)。また永世中立国の地位が国内法秩序に及ぼす影響の研究や(Kirchschläger and Pahr 1969)、EC への接近が憲法秩序にどのような課題を生じさせたかを研究したものもある(Adamovich 1992)。

第二は、永世中立と欧州経済統合の関係に関する研究である。例えば Gehler (1994)は 1955 年以降のオーストリアの西欧統合への接近史を EU と中立の関係から叙述した。とりわけ研究の蓄積が厚いのはやはりオーストリアの EC・EU 加盟と同国の中立とが両立し得るのかという点に関する研究である（Köck (1987)、Frisch (1988)、(Noll 1989a)、Frömmel (1991)、Hutter (1993)、Patterson (1994)、Stourzh (1998)）。

さらには EU 統合過程の交渉や加盟後のオーストリアの歩みを分析した研究では、オーストリアが EU レベルの交渉に参加することになったことと同時にオーストリアの中立に制約が課されたこと等を明らかにしたものもある(Kramer 2016; Müller and Maurer 2016)。その他経済安全保障の主要テーマでもあるエネルギー安全保障について、三海イニシアチブ（The Three Seas Initiative）諸国の中ではオーストリアが統計上最上位のレベルを確保していると結論付け、エネルギー安全保障確保策は他 EU 加盟国にも適用可能とする研究もある(Tutak and Brodny 2022)。

直近の研究としては Gallouët (2024)が 20 世紀の中立政策に係るオーストリアの欧州における信頼性の分析や欧州統合の中でオーストリアが中立という看板の下で欧州における安全保障の負担分担において議論を引き起こした経緯を検証した。またオーストリアが EU 加盟交渉にあたり、中立の法的及び政治的影響を最小限に抑えることと、革新的な中立政策の概念がないにもかかわらず、オーストリアの大戦略の中核原則として中立を主張することを追求したとする研究もある(M. Foster 2024)。

第三は、中立政策の変容と安全保障政策の拡張に関する研究である。

Fischer 他(2016)はオーストリアを含む中立国を対象に、外交政策決定における中立性の国内政治的・思想的側面の重要性を研究した。また日本でも上原が、EU 加盟後のオーストリアが WEU（Western European Union：西欧同盟）や NATO に加盟し得るかという論点について同国国内の政治家や政党の動向等を中心に解説している(上原 1999)。またソ連とオーストリアの独立をめぐる関係史

や(Sorokin 2022, 2024)、ハンガリー動乱をめぐるオーストリアとソ連の政治的対話(Lipkin 2022)、核不拡散条約の交渉における中立国の役割(Lottaz and Iwama 2023)などに関する研究がある。さらにStadlmeier (1991)は 20 世紀の中立と安全保障政策の変遷を論じている（Grubert 1995)。EU 支持の国内与党と懐疑派の国内野党との間でオーストリアの中立国としての仲介役割が減少しているとする論文(Simonet 2026)や、またフィンランドとオーストリアの経験を通じて中立に係る理解を深め、ウクライナが戦争終結後に中立政策を取った場合の有効性を検証した論文もある(Nexon 2025)。

第四は、中立に関する社会認識に関する研究である。

例えば Phillips 他(2026)は多項ロジスティック回帰モデルと世論調査データを用いて、政治的指向、教育、居住国、移民の背景、中立性に対する態度、ヨーロッパ人のアイデンティティ及び外交政策に対する態度が、参加者の中立性の定義イメージを大幅に規定するとした。また中立性の評価について、中立性は安全保障に対する時代遅れの障害であると考える専門家と、この地位を守る価値があると考える国民の多数派との間で見解の相違が見られると論じた研究もある(Mueller 2024)。また中立の維持は、法的・政治的影響を最小限にする取組と中立政策の概念の核心に触れない運用の模索に加えて、政治主体、社会主体、そして国民との相互作用を通して成し得るものであると論じたものもある(Marion Foster 2024)。

経済分野という軸を加えると、第五として経済と安全保障の連関を巡って武器輸出に関する研究が挙げられる。例えば Brandstetter 他(1990)は、交戦国への武器輸出がいかなる場合に中立侵害罪を構成するのか、輸出許可を受けた事業者の刑事責任をどのように判断すべきか、すなわち国家が許可した武器輸出について民間事業者に中立侵害罪が成立するかという問題を検証している。実際、1991 年 10 月 9 日の最高裁判決では、輸出・通過許可が存在する場合には刑法第 320 条第 1 項第 3 号の構成要件が満たされないという見解が紹介されている。

そして第六に、経済的国土防衛（WLV）についても近年、研究の蓄積が進んでいる。

2001 年の安全保障防衛ドクトリンが出た後に経済と安全保障との関連を論じた研究があるほか(Strunz and Dorsch 2002)、2006 年の研究では「包括的安全保障政策の一部としての経済及び開発政策」と題して、途上国での平和維持活動や南北問題の解決を念頭に置いた農産品貿易制度改革に関するWTO の取組を挙げており、開発政策と安全保障政策は距離が縮まっていることを示した(Hauser 2006)。近年の研究成果として特に挙げるべきなのはウィーン工科大学の Markus Haslinger の論考であろう(Haslinger 2023)。当論考は、現代の安全保障環境に対応するため、オーストリアの経済的国土防衛（WLV）を再検討することを目的に作成された。その中でも、1975 年に導入された連邦憲法第 9a 条が、現代の経済安全保障上の課題にも適用できるかに焦点を当てて論じている。研究成果では、同条が十分に広い解釈の余地を認めているため、サイバー攻撃、供給網の混乱などの現代的脅威への対応についても、基本的には憲法改正を必要としないと整理している。その一方、通常法律のレベルでは法制度が分散しているため、危機時の実際の運用に課題があると指摘しており、所管省庁や所管法の分散を問題視している。また Latzenhofer らは、将来予測手法を用いた経済的国土防衛（WLV）に係る 4 つの主要なリスク（移民問題を含む北アフリカ諸国の不安定化、ロシア・ウクライナ危機、気候変動、サイバ

ー攻撃その他破壊工作）の要因についてトップダウン分析を行うフェーニヒス・プロジェクト（Projekt Phoenigs）内で貿易品目の特定国依存度指数（WIFO-AI: Österreichisches Institut für Wirtschaftsforschung Abhängigkeitsindex）を開発し、それによりカントリーリスクを含めた主要 10 貿易品目リスクを示すことに成功している(Latzenhofer, Bärenthaler-Sieber, and Böheim 2026)。また Janik (2024)は防衛産業に焦点を当て、オーストリア企業が産業上の付加価値を出している領域を紹介しながら、防衛産業研究の資金増額や産業セクターの金融アクセス向上、輸出管理の強化等の政策提言を実施している。そして直近 2026 年 10 月にはオーストリア議会が包括的国土防衛（ULV）の考え方がかつての総力戦に紐づいていることを先行研究も踏まえて解説しつつ、経済的国土防衛（WLV）が食料やエネルギーの備蓄等を包含することを説き、欧州外への依存を低減することが政策の目的となっている旨を説いている(Parlament Österreich 2026)。

このように先行研究では、オーストリアにおける中立の概念発展の歴史、とりわけ軍事的中立が意味するところの外縁や、EU 加盟に際しての中立との両立、さらには近年の経済的国土防衛（WLV）を取り巻く状況の定量的・定性的な分析に関する論考が多いことがわかる。

しかし、中立政策の中でも経済的国土防衛（WLV）に関する政策史の変遷に焦点を当てたものは少ないと思われる。特に近年、「経済安全保障」という政策概念への関心が高まっているが、オーストリアは経済的国土防衛（WLV）を包括的国土防衛（ULV）の構成要素として憲法に位置付け、冷戦下で独立を回復し、永世中立を国家の基本方針として採用することを宿命付けられてきた。換言すればオーストリアは、軍事的中立のみならぬ経済的中立（WN）や、エネルギーや食料の備蓄、人材確保など、事実上の経済安全保障政策を遂行してきた歴史を持つ。また EU 加盟と中立との両立を論じた先行研究を踏まえても、実際に加盟にあたって個別具体的な経済安全保障上の政策がどう変容したのかを整理したものは少ない。とりわけ日本語の先行研究は少ないため、日本におけるオーストリアの政策理解や日本自体への政策的示唆が十分に出せていない可能性がある。

そこで本稿では、以下のとおりリサーチ・クエスチョン（RQ）を設定し、中立国オーストリアの経済安全保障政策史の叙述と実証を試みる。

RQ：中立国オーストリアの経済安全保障政策は、1955 年の独立回復以降、国際安全保障環境及び欧州統合の進展に応じて、いかに形成されてきたのか。
→ 経済的中立（WN: Wirtschaftliche Neutralität)、経済的国土防衛（WLV: Wirtschaftliche Landesverteidigung)、包括的安全予防（USV: Umfassende Sicherheitsvorsorge）に関する概念が時代に応じてどのように構築・再編されてゆき、その都度どの分野でどのような具体的な政策が策定・改訂されてきたのか。
→ 補論：経済安全保障政策は近年の貿易実態に照らして実現可能性のある内容か。
→ 補論：直近の原材料政策とかつての経済安全保障政策史の類似性はあるか。

手法としてはオーストリア国民議会（Nationalrat）や連邦議会（Bundesrat）の会議録やオーストリアの法令情報システム（RIS: Rechtsinformationssystem des Bundes）といったドイツ語原文の史料の定

性分析を中心に据えつつ、補論の一部では統計サイト STATcube といったパネルデータや統計ソフト R を用いた単回帰分析も実施する。

念のために確認しておくが、「経済安全保障」という概念が確立されたのはごく近年のことであり、20 世紀の歴史も含めて本稿のタイトルのとおり「経済安全保障政策史」と表現することが妥当かどうかについて議論の余地があることは承知している。また本稿が扱う経済的中立（WN）、経済的国土防衛（WLV）、包括的安全予防（USV）は、それぞれ成立の背景や政策目的を異にする概念であり、当時において「経済安全保障」の傘下に位置付けられた概念ではないことも承知している。しかしだからと言ってこれまでオーストリアに経済安全保障関連の政策は全くなかったのかと言えば、答えは否であると考える。本稿では、これら三概念を経済と安全保障の関係を規定する政策概念として捉え、その相互関係と歴史的変容を検討したい。そのことが、経済安全保障政策史を形式知化し、現在の経済安全保障政策への示唆の創出につながると考える。

図 1：経済安全保障に関連する概念（本稿における操作的定義）



現在は、ロシアによるウクライナ侵攻や台湾情勢の緊迫化、危機が続く中東情勢、さらには米国自身の価値観や外交志向の変遷といったような地政学的に不確実性が高まっている時代にある。この際に、時代に合わせつつも基本的に安全保障を他国に依存しない中立国がどのような経済安全保障政策を講じてきたのかを、冷戦期からの長期的な歴史的視点で検討することは、経済安全保障政策において真に何が大切なことなのかを一層明確化することにつながる。また EU の価値観や政策に沿いつつ独自性を出しているという意味では、EU 非加盟国であるスイスよりもオーストリアの方が、FTA・EPA のような経済的地域枠組みの保持や同盟国・同志国連携を重視する日本にとって、政策検討上参照しやすい点も少なくないと考える。

2. オーストリアの経済安全保障政策史

2.1 1955～1975 年：包括的国土防衛（ULV）・経済的国土防衛（WLV）という概念の登場

1955 年に独立を回復し中立法（Neutralitätsgesetz）を制定した後、防衛政策は新たな方向へと展開した [14]。すなわち国土防衛の概念はスイスの総合防衛（schweizerische Gesamtverteidigung[15], Totale Landesverteidigung[16]）に範を取った、軍事的防衛に加え、市民的、経済的な分野も含む国家レベルのものへと発展していった(Schneider 2012)。1959 年の連邦首相 Julius Raab による政府施政方針演説（Regierungserklärung）では、スイスのようにオーストリアの国土防衛は軍事的、市民的、経済的な領域に関係するという旨を明示的に述べており、独立回復後まもなく自国の安全保障概念の発展を企図する動きがあったことがうかがえる。少なくとも本稿で確認した 1959 年の政府施政方針演説では、精神的国土防衛（geistige Landesverteidigung）への明示的な言及は見られなかったが、1961 年の閣議決定で明示されることとなった [17]。

この閣議決定では、

1. 連邦政府は、オーストリアの国土防衛を、軍事的・市民的・経済的・精神的な各分野に及ぶものとして構築することを決定する。
2. この包括的国土防衛（ULV）の 4 分野において必要な措置を実施することは、連邦国防省の権限を超え、すべての連邦省の所管に関わるため、各連邦省はそれぞれの所管範囲内で、包括的国土防衛（ULV）の構築に協力するよう求められる。
3. 連邦国防大臣は、必要な調整の後、連邦政府に対して国土防衛計画（Landesverteidigungsplan）を提出するよう求められる。

という旨が記載されている [18]。

その後 1962 年 2 月 20 日の連邦政府決定により、包括的国土防衛（ULV）を構築するための組織体制が定められ、交通及び通信分野を担当する特別委員会も設けられつつ、連邦国防省には、連邦内務省との合意の下で包括的国土防衛（ULV）に関する全体調整を行う任が与えられた。

1965 年 5 月に連邦政府は、国土防衛評議会における予備協議を得て連邦国防大臣により提出された閣議提出文書を承認し、包括的国土防衛（ULV）の各分野に係る政治的任務を採択した。

この文書では、起こり得る脅威事態を、

---

[14] Bundesministerium für Landesverteidigung (2015), „40-jähriges Jubiläum: Als Österreichs Landesverteidigung umfassend wurde“, Bericht der Redaktion Landesverteidigungsakademie.

[15] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 147. Sitzung, 10. und 11. Juni 1975, S. 14250.

[16] Schneider, Felix (2012): „Gedanken zur Geschichte der Umfassenden Landesverteidigung (ULV)“. Vortrag anlässlich des Traditionstages der LVAk, Wien.

[17] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Regierungsvorlage, 1461 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XIII. GP, 28. Januar 1975.

[18] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 147. Sitzung, 10. und 11. Juni 1975, S. 14250. 1968 年 6 月の国土防衛評議会決定及び同年 7 月の連邦政府決定による「国土防衛計画・第 1 部（Landesverteidigungsplan 1. Teil)」でも、包括的国土防衛（ULV）と上記 4 領域についての言及があるとされる。

- 国際的緊張及び紛争の危険が存在する状態（危機事態：Krisenfall）
- 近隣地域における戦争（中立事態：Neutralitätsfall）
- オーストリアに対する軍事攻撃（防衛事態：Verteidigungsfall）

という 3 つに区分しつつ、包括的国土防衛（ULV）を構成する軍事、市民、経済、精神の各分野の目標が定められている。管見の限りでは当該閣議提出文書を入手することはできず 3 つの事態と 4 つの防衛分野の組合せごとに、計 12 区分の目標が設定されたかどうかまでは確認できないが、連邦政府の公的指示（offiziellen Aufträge der Bundesregierung）として 4 分野が防衛政策の目標とした内容は次のようなものであった [19]。

軍事的国土防衛（militärische Landesverteidigung）
- 作戦部隊を、最も重要になると予想される地域へ予防的に集中配置すること。
- 国境警備部隊及び地域防衛部隊を召集すること。
- 連邦軍の即応態勢を向上させるための措置を講じること。
- 必要に応じて、動員に必要な措置を、完全な即応態勢が確立されるまで短期間のうちに実施すること。

市民的国土防衛（zivile Landesverteidigung）
- 防衛事態（Verteidigungsfall）に備えて講じられるべき諸措置を、完全な準備態勢へ移行させること。

精神的国土防衛（geistige Landesverteidigung）
- 国民が、このような状況によって生じる精神的・心理的緊張に耐えられること。
- 必要となる可能性のある消費制限（Verbrauchseinschränkungen）を、国民が理解をもって受け入れること。

経済的国土防衛（wirtschaftliche Landesverteidigung）
- 外国からの物資供給の途絶や外国人観光客の減少・消失といった経済的混乱が生じた場合であっても、長期間にわたり国民の十分な生活水準を維持すること。
- そのためには、適切な備蓄（Bevorratung）が決定的な前提条件となる。

[19] „Österreichs Landesverteidigungs-Akademie“, Pionier: Zeitschrift für die Übermittlungstruppen, 42. Jg. (1969), S. 16 ff.

図 2：包括的国土防衛（ULV）を構成する 4 要素 [20]

包括的国土防衛 (ULV: Umfassende Landesverteidigung)

1. 軍事的国土防衛 (MLV: Militärische Landesverteidigung)	2. 市民的国土防衛 (ZLV: Zivilische Landesverteidigung)
● 作戦部隊を、最も重要になると予想される地域へ予防的に集中配置すること ● 国境警備部隊および地域防衛部隊を召集すること ● 連邦軍の即応態勢を向上させるための措置を講じること ● 必要に応じて、動員に必要な措置を、完全な即応態勢が確立されるまで短期間のうちに実施すること	● 防衛事態（Verteidigungsfall）に備えて講じられるべき諸措置を、完全な準備態勢へ移行させること
3. 精神的国土防衛 (GLV: Geistige Landesverteidigung)	**4. 経済的国土防衛 (WLV: Wirtschaftliche Landesverteidigung)**
● 国民が、このような状況によって生じる精神的・心理的緊張に耐えられること ● 必要となる可能性のある消費制限（Verbrauchseinschränkungen）を、国民が理解をもって受け入れること	● 外国からの物資供給の途絶や外国人観光客の減少・消失といった経済的混乱が生じた場合であっても、長期間にわたり国民の十分な生活水準を維持すること ● そのためには、適切な備蓄（Bevorratung）が決定的な前提条件となる

クライスキー政権は 1970 年に連邦軍改革委員会（Bundesheer-Reformkommission）を組成し [21]、同年 11 月に報告書が取りまとめられた [22]。報告書では、連邦憲法第 79 条第 1 項の改正に関する政府提出法案を提出するよう連邦政府に勧告した。具体的には、同条項が定めている、連邦軍が担う連邦領域の不可侵性に対する軍事的防護については [23]、永世中立の維持という観点だけから捉えるべきではないながら、連邦領域の不可侵性を軍事的に防護するためのあらゆる措置を講じる際には、永世中立から生じる権利及び義務を考慮しなければならないと勧告された [24]。

クライスキー首相はスウェーデンに倣い、国防に関する有識者委員会のような場以外の機会で企業や労働者等の幅広い関係者を参加させた国防政策の検討を試みた(Neissl 2008)。実際に 1972 年 2 月には、国防評議会のメンバーに加え、政府関係者、野党代表、商工会議所代表、労働組合連合代表、産業連盟代表、オーストリア放送協会総裁が出席した拡大国土防衛評議会（Erweiterte Landesverteidigungsratsitzung）が陸軍士官学校で開催されるに至り、その議論の結果として、包括的国土防衛（ULV）に係る憲法条文の改訂並びに包括的国土防衛（ULV）に係るドクトリンの策定が企図されるようになり、国土防衛評議会自体が憲法改訂の準備に取り掛かる機関となった [25]。

また評議会の結果、第 26 回国土防衛評議会でクライスキー首相がオーストリアの包括的国土防衛（ULV）

[20] „Österreichs Landesverteidigungs-Akademie“, Pionier: Zeitschrift für die Übermittlungstruppen, 42. Jg. (1969), S. 16 ff.を基に筆者作成。

[21] Nationalrat der Republik Österreich (1971): Stenographisches Protokoll, XII. GP, 52. Sitzung, 14.–16. Juli 1971, S. 4244.

[22] Nationalrat der Republik Österreich (1971): Stenographisches Protokoll, XII. GP, 52. Sitzung, 14.–16. Juli 1971, S. 4244.

[23] Bundes-Verfassungsgesetz (B-VG), BGBl. Nr. 1/1930, in der zum betreffenden Zeitpunkt geltenden Fassung, Art. 79 Abs. 1.

[24] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Regierungsvorlage, 1461 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XIII. GP, 28. Januar 1975.

[25] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 147. Sitzung, 10. und 11. Juni 1975, S. 14251.

に関する基本声明を発表している[26]。その中では、

- オーストリアの中立及び包括的な国防政策は、オーストリアの永久中立に対する国際社会の信頼を維持し、強化することを目的としていること。
- オーストリア国民は、国防の目的を達成するにあたり、人的、物的、社会的な資源を考慮し、合理的に期待される貢献をしていること。
- 上記の貢献には兵役義務の履行に加え、国家による財政的資源の提供（Zur-Verfügung-Stellung finanzieller Mittel des Staates）や民間防衛措置（zivile Schutzvorkehrungen）、経済準備措置（wirtschaftliche Bereitschaftsmaßnahmen）、そして、国防の必要性、任務、目的について国民に周知することが含まれていること。

が明示されており(Rathkolb 1994)、包括的国土防衛（ULV）の中に経済準備措置すなわち経済的国土防衛（WLV）も含まれていることがわかる。

こうして 1972 年の拡大国土防衛評議会及びクライスキー首相による基本声明を契機として、その後の国土防衛評議会における包括的国土防衛(ULV)の 4 分野における議論を加速させることになった(Neissl 2008)。1973 年 10 月には当時外務大臣だったルドルフ・キルヒシュレーガー（Rudolf Kirchschläger）の名前を冠したキルヒシュレーガー小委員会(Subkommission)が発足し、当時与党だった SPÖ に加えて、野党の ÖVP や FPÖ からの参加者も交えて、包括的国土防衛（ULV）に関する主要三党が合意できる防衛ドクトリンの文案が討議された。1 年にわたる議論を経て、1974 年 7 月に当該小委員会（途中、編集委員会（Redaktionskomitee）と改称）は、審議結果を国土防衛評議会（Landesverteidigungsrat）に報告した。この委員会内の協議でオーストリア国内の主要三党（SPÖ、ÖVP、FPÖ）が内容を合意しており、また条文案も形成された。そして憲法法案についての意見聴取手続（Begutachtungsverfahren）、ならびに国民議会決議の暫定案の送付を経て、連邦政府は 1975 年 1 月 28 日に政府提出法案(Regierungsvorlage)を閣議決定した。その後憲法改正法案を国会に提出し、1975 年 6 月に国民議会で憲法改正案が可決され、その後、BGBl. Nr. 368/1975 として公布された。こうしてオーストリア憲法に第 9a 条が追加され、以下のような安全保障政策に関するオーストリアの考え方が示されるに至った。

オーストリア憲法 第 9a 条

(1) オーストリアは、包括的国土防衛（ULV）という立場をとる。国土防衛の任務は、外部に対する独立並びに連邦領土の不可侵及び統一を、特に永世中立の維持及び防衛のために保持することである。その際には、憲法上の組織及びその活動能力並びに住民の民主的自由も、外からの武力による攻撃から保護及び防衛するものとする。

(2) 包括的国土防衛（ULV）には、軍事的、精神的、市民的及び経済的国土防衛（WLV）が含まれる。

(3) 全ての男性の国民は、兵役義務を負う。女性の国民は、任意に連邦軍において軍人として役務を行うことができ、また、当該役務を止める権利を有する。

(4) 兵役義務の履行を良心的理由により拒否し、これを免除される者は、代替役務（文民役務）を行う義務を負う。

[26] Österreichisches Staatsarchiv, Kriegsarchiv, Nachlass Hermann Strohschneider, AT-OeStA/KA NL 1404 (B), Bestand.

1975 年 6 月のオーストリア憲法 9a 条追加の後、同年 10 月に連邦政府は防衛ドクトリンを「政府及び行政上の指針」（Regierungs- und Verwaltungsmaxime）として承認した[27]。ドクトリンの中では包括的国土防衛（ULV）について、オーストリア国民が能力の範囲内で必要な貢献を行うことと定義され、その内容として一般徴兵義務の履行や財政的支援の提供に加え、とりわけ民間の防護措置（Zivile Schutzvorkehrungen）及び経済的な備え（Wirtschaftliche Bereitschaftsmaßnahmen）の措置が含まれることとなっている[28]。経済的国土防衛（WLV）については、「危機事態」に対応する予防を講ずる（für Krisenfälle entsprechende Vorsorgen zu treffen）ことが重要として、オーストリア国民全体に対する生活必需品の十分な供給、防衛に必要な物的資源の確保、ならびに雇用の最大限の維持が保証されるよう確保しなければならないとされている。そのための経済的危機管理（wirtschaftliches Krisenmanagement）の具体的な措置として

- 備蓄及び生産計画、調達・供給・配給に関する準備
- 食料基盤の維持
- 緊急時のエネルギー供給の確保
- 外貨管理
- 対外貿易関係の維持
- 経済活動に不可欠な労働力の確保
- 完全雇用の可能な限り維持を目的とした雇用の維持
- 難民への支援
- 家庭での備蓄の促進

が挙げられている[29]。

そして包括的国土防衛（ULV）については目的達成のためにオーストリア国民にその目的や必要性や課題について十分に周知しなければならないとされている[30]。

奇しくも同じ 1973 年 10 月には第四次中東戦争が始まっており、経済的国土防衛（WLV）に関する具体的な議論や検討が進んだ。

野党 FPÖ のゲオルグ・ハンライヒ（Georg Hanreich）議員からは、当該戦争や世界経済上の対立が生じている状況においてこれまで以上に踏み込んで「経済的国土防衛（WLV）の任務すなわち備蓄政策（Bevorratungspolitik）について議論する余地ができた」とする指摘がなされ[31]、連邦貿易商工業大臣ヨーゼフ・シュタリバッハー（Josef Staribacher）はこうした経済危機に対する防衛政策を考える場が経済的国土防衛（WLV）のための作業委員会（Arbeitsausschuss für wirtschaftliche Landesverteidigung）であ

[27] Nationalrat der Republik Österreich (2000), 300 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XXI. GP, Regierungsvorlage, Erläuterungen.

[28] Nationalrat der Republik Österreich (1975): Entschließung zur umfassenden Landesverteidigung (Verteidigungsdoktrin), in: Bericht des Verfassungsausschusses, 1643 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XIII. GP, S. 4.

[29] Nationalrat der Republik Österreich (1975), 1643 der Beilagen, XIII. GP, S. 4.

[30] Nationalrat der Republik Österreich (1975), 1643 der Beilagen, XIII. GP, S. 4.

[31] Nationalrat der Republik Österreich (1973): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 91. Sitzung, 11. Dezember 1973, S. 8892–8893.

るという見解を示した[32]。

具体的政策の主眼は、石油危機を受けて集中的に検討が行われた資源・エネルギーに関するものであった。占領下の 1951 年に制定された戦後の物資不足対応に係る対象物資の流通・使用・配分等統制に関する法律である原材料統制法（Rohstofflenkungsgesetz）[33]について、1963 年には石油不足の解消から石油が法の統制対象から外れていたことを受けて、同法の再改正の議論が行われていた時期であり、1973 年に石油や石油製品を統制対象に加えるようにする再改正が実現した[34]。また 1974 年に OECD 諸国が IEP（International Energy Program：国際エネルギープログラム）を締結したことを受けて、オーストリアでは 1976 年に石油備蓄・届出法（das Erdöl-Bevorratungs- und Meldegesetz）を可決し、石油・石油製品の輸入者に対して以下の法定緊急備蓄（Pflichtnotstandsreserven）の保有義務を段階的に課すこととなった[35]。

- 1977 年 3 月 1 日から輸入量の 5%
- 1978 年 3 月 1 日から輸入量の 10%
- 1979 年 3 月 1 日から輸入量の 15%
- 1980 年 3 月 1 日から輸入量の 20%

また 1976 年には、1952 年に制定された電力供給危機時に国内各州への電力消費割当や消費者への供給規制並びに発電に係る指示などができる電力負荷配分法（Lastverteilungsgesetz）と、上述の原材料統制法を失効させ、両者の領域を統合した「エネルギー統制法」（Energielenkungsgesetz）を制定した。同法では石油及び石油製品、液体燃料・動力用燃料（事業活動から発生する廃棄物を除く）、固体化石燃料、気体燃料を対象とし、生産から輸送、貯蔵、処分、販売、輸出入規制等について供給事業者への各種義務と罰則の賦課等の包括的な規制内容を定めるとともに、需要家側にも緊急度に応じて割当量を定め、超過の場合には 1kWh あたりその需要家に適用される通常料金の 10 倍（定額契約の場合は月額料金の 5 倍）の超過使用料金（Mehrverbrauchsgebühr）を課す旨が定められている[36]。

なお、FPÖ のハンライヒ議員からは、石油危機のような世界的危機の中にあっても中立政策がオーストリアの平和に資する内容であるとした上で、経済的国土防衛（WLV）のための作業委員会で議論すべきこととして、上記のようなエネルギー供給規制の他に、

---

[32] Nationalrat der Republik Österreich (1973): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 82. Sitzung, 7. November 1973, S. 7777. なお当該作業委員会自体は 1962 年 2 月の閣議決定で設立されたもので（II-1695 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XVII. GP, Republik Österreich der Bundesminister für wirtschaftliche Angelegenhaiten Robert Graf, zl.10/101/307-IA/3a/87）、1961 年の閣議決定により包括的国土防衛（ULV）に軍事、市民、経済の分野が含まれることが明示されたことを受けての委員会設立と思われる。

[33] Bundesgesetz vom 4. April 1951 über die Lenkung des Verkehrs mit industriellen Rohstoffen und Halbfabrikaten (Rohstofflenkungsgesetz)、BGBl. Nr. 106/1951

[34] Nationalrat der Republik Österreich (1973): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 83. Sitzung, 8. November 1973, S. 7907–7922. 野党 FPÖ のハンライヒ議員から、原材料統制法の再改正に賛成の立場を取るとした上で、同法はそもそも戦後に必要とされた「足りなくなった物資を配分する法律」であり、「将来の危機に備えて戦略備蓄を構築する法律」ではないという指摘がなされている。

[35] Bundesgesetz vom 19. Mai 1976 über die Haltung von Notstandsreserven an Erdöl und Erdölprodukten und über Meldepflichten zur Sicherung der Energieversorgung (Erdöl-Bevorratungs- und Meldegesetz), BGBl. Nr. 318/1976, Art. II § 3 Abs. 1.

[36] Bundesgesetz vom 23. Juni 1976 über Lenkungsmaßnahmen zur Sicherung der Energieversorgung (Energielenkungsgesetz), BGBl. Nr. 319/1976, Art. II § 16 Abs. 2.

- 付加価値税の増収で得た財源のエネルギー備蓄予算への充当
- 危機時における生産転換（Produktumstellung）
- 海外からの供給を確保できない場合の代替品（Ersatzstoffe）の生産
- 危機時にオーストリア経済から失われる可能性のある外国人労働者等の問題

についての重要性も提起しており、当時から経済的国土防衛（WLV）の外縁を広げるべきであったという議論もあったことがうかがえる[37]。

日本で 1973 年に資源エネルギー庁が発足したのと同様、第四次中東戦争に端を発する 1973 年の石油危機により実際に国際的な潮流も相まって具体的に制度化が進んだのは資源・エネルギーの分野であった。他方で 1961 年の閣議決定から 1975 年の憲法改正と防衛ドクトリンの策定に至るまで、経済的国土防衛（WLV）の概念がサプライチェーンの供給危機対応を主軸として発展してきたことや、防衛ドクトリンに記載の具体的政策や FPÖ のハンライヒ議員が提起した政策提案のように、経済的国土防衛（WLV）のために講じることのできる政策領域が資源・エネルギー確保に留まらないという考えが当時からあったことは、2026 年現在で言う「経済安全保障」に近い概念が当時から形成されていたことを伺わせるものでもある。無論、過去の政策を経済安全保障政策として位置付けることは、当時の政策担当者が現在と同一の概念を使用していたことを意味しないが、類似する政策は当時から追及されていたことは特筆すべきである。

そして与野党全会一致により憲法改正が可決され、オーストリアの永世中立政策の維持及び防衛のために包括的国土防衛（ULV）という立場を取ること、包括的国土防衛（ULV）には経済的国土防衛（WLV）を含むことが憲法条文に明記されたことは特筆される。現代の経済安全保障政策にも通じる経済的国土防衛（WLV）が、永世中立を維持・防衛するための包括的国土防衛（ULV）の構成要素として、超党派の支持を得て憲法上明記されたことは重要である。このことは、少なくとも当時の主要政党の間で、経済的な備えが国家の独立及び安全保障の維持に資するという認識が共有されていたことを示している。

2.2　1960～1972 年：EEC との関係における経済的中立（WN）の追求

オーストリアの永世中立国としての対外経済政策の中で特に興味深いのが、1960 年の EFTA（The European Free Trade Association：欧州自由貿易連合）の設立や、1957 年にローマ条約によって成立した EEC（European Economic Community：欧州経済共同体）との貿易連合（Assoziierung der Neutralen mit der EWG[38]）に関する事象である。本節では、オーストリアが何故 EEC への加盟ではなく EEC との自由貿易協定を締結することになったのかを、経済的中立（WN）という観点から考察する。

オーストリアは永世中立やドイツとの合併禁止という国の成り立ちからして、当初 EEC のような欧州統合の動きに参加することは制限されているという認識に立っていたため、政治的統合を目指さず自

[37] Nationalrat der Republik Österreich (1973): Stenographisches Protokoll, XIII. GP, 83. Sitzung, 8. November 1973, S. 7911–7914.

[38] (DE)EWG; Europäische Wirtschaftsgemeinschaft、(EN)EEC; European Economic Community.

由貿易の推進を掲げる EFTA の設立という道を選択した[39]。1960 年の EFTA 設立メンバーであるスイスやスウェーデンと共同歩調を取る形で、オーストリアが次の点を強調していることは特筆すべきである[40]。

1. 恒常的な中立国（Die dauernd neutralen Staaten）[41]は、第三国と独立した経済関係を維持する可能性を保持していなければならない。
2. これらの国々は、差し迫ったあるいは既に発生している武力紛争の場合に、条約を一部又は全部停止し、あるいは脱退する権利を有していなければならない。また、恒久的な中立を維持するために不可欠であると判断される場合には、その他の状況においても、この権利が認められなければならない。
3. これらの国々は、平時において、戦時中の物資供給に向けた準備（Vorkehrungen）を行うことが認められなければならない。

この三点は、2.4 節で取り上げる 1988 年のオーストリア連邦首相府憲法局の報告書での「経済的中立義務と EC 加盟」（Wirtschaftliche Neutralitätspflichten und EG-Beitritt）の章でも永世中立国の取るべき姿勢として引用されていることから、経済的中立（WN）の中核要素と理解し得る。

ちなみに三点を盛り込んだスイスやスウェーデンとの共同作業（Elaborat）の存在は、1960 年代前半当時に通商・復興大臣であったフリッツ・ボック（Fritz Bock） による連邦議会での発言からも確認できる[42]。またボックが駐 EEC（ブリュッセル）オーストリア大使に出した指示でも、国家条約及び中立性から生じる法的義務の遵守や、必要に応じてオーストリアが独自に第三国と関税及びその他の貿易協定を締結するという原則的な留保（Vorbehalt）を有することを追求する趣旨の内容が含まれており[43]、中立法の順守や経済的中立（WN）の政策を推進する姿勢を打ち出していたことがうかがえる。

結局のところ EEC との連合協定（Assoziierungsabkommen）の締結交渉は、1967 年に南チロル問題をめぐってイタリアが EEC における拒否権を行使したことにより頓挫した[44]。EEC との通商関係の制度的な強化に向けた動きが再び活発化したのは、1970 年以降であった。1967 年に EEC、ECSC（European Coal and Steel Community：欧州石炭鉄鋼共同体）、EURATOM（European Atomic Energy Community：欧州原子力共同体）を束ねた枠組みである「EC（欧州共同体）」のうち EEC との間で、関税撤廃に向けた暫定協定の締結が目指された。オーストリア外務大臣キルヒシュレーガーの 1970 年 11 月の説明にもあるとおり、オーストリア側は関税その他貿易障壁の撤廃を企図して交渉に臨んでいた[45]。

---

[39] Bundeskanzleramt Österreich: „Geschichte der EU“.

[40] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988): Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes, Wien.

[41] オーストリアは 1955 年の「オーストリアの中立に関する連邦憲法法律」第 1 条で自らのことを“immerwährende Neutralität“（永世中立国）と記載しているが、ここでは dauernd（恒常的な）という形容詞が用いられている。ここでいう dauernd は「継続的・恒常的」を意味するが、immerwährend との語義の相違のみをもって、国際法上の中立の承認要件や法的効果の相違が生じるとまではいえない。

[42] Nationalrat der Republik Österreich (1963): Stenographisches Protokoll, X. GP, 4. Sitzung, 13. Februar 1963, S. 105.

[43] Nationalrat der Republik Österreich (1964): Stenographisches Protokoll, X. GP, 41. Sitzung, 22. Jänner 1964, S. 2237.

[44] Lautner, Dieter (2022): „Das Interimsabkommen von 1972“, Archivale des Monats, August 2022, Österreichisches Staatsarchiv.

[45] Lautner, Dieter (2022).

最終的にオーストリアが EEC と締結したのは、1972 年の自由貿易協定（Freihandelsabkommen）であった。すなわち域内関税の撤廃に加え、共通対外関税の導入まで含み得る貿易連合協定の形ではなく、共通対外関税を伴わず、主として工業製品に係る相互の関税障壁を撤廃する自由貿易協定という形で交渉は妥結し、工業製品を中心に EEC とオーストリア間の関税・数量等の貿易障壁の撤廃を実現させつつ双方が第三国に対する独自の通商政策を維持できる枠組みとなったのである。1963 年及び 1964 年に当時の通商・復興大臣ボックの発言にあった、オーストリア国家条約や中立性から生じる法的義務との関係や第三国との独自の経済関係の維持という要求に係る課題も解決することができた。

その上でとりわけこの自由貿易協定で特筆されるのは、経済安全保障にも関連する安全保障上の義務に関する規定が盛り込まれたことである。協定第 21 条では、本協定は締約国の講じる

a. 重要な安全保障上の利益に反する情報の開示を防止するために必要であると認める措置
b. 武器、弾薬及び軍需物資の貿易、あるいは防衛目的（(DE)Verteidigungszwecken, (EN)defence purposes）のために不可欠な研究、開発又は生産に関する措置であって、かつ、これらの措置が、軍事目的専用（(DE)eigens für militärische Zwecke, (EN)for specifically military purposes）ではない商品に関する競争条件を損なわないもの
c. 戦時中又は重大な国際的緊張が生じた場合において、自国の安全保障上不可欠（DE: wesentlich, EN: essential）であると当該締約国が認める措置

についていかなる形でも妨げないという旨を明記している[46]。これにより EEC との自由貿易規定はそもそも安全保障上の利益を保護するため、一定の情報開示の制限や軍需品等に関する措置を締約国が講じる余地を認めており、また国際的安全保障環境に応じた自国の措置は協定違反とはならないという運用をすることで、自由貿易上の義務と安全保障上の措置との間に一定の法的調整の余地が設けられたことがうかがえる。

さらにオーストリアの中立性との関係で言えば、協定前文の「本協定のいかなる規定も、他の国際条約上の義務から締約国を解放するものとは解釈されない」[47]という記載の重要性が特筆される。無論ここにオーストリアの中立法との関係まで書かれたわけではないものの、オーストリアにとっては既存の国際法上の中立義務を EEC との自由貿易協定が消滅させるわけではないという整理が可能となり、既存の国際法上の義務との整合性を確保するための法的根拠の一つとなった。実際、当該自由貿易協定における EEC との交渉にあっても、オーストリア側はとりわけ中立政策上の考慮から、いかなる場合でも外交上の完全な行動の自由と十分な通商政策上の裁量権（Aktionsspielraum）を保持する義務があり、さらに武力紛争が発生した場合には、欧州経済共同体（EEC）との間のいかなる条約も直ちに停止できる態勢を整えておかなければならないという点が当時も考慮された、と指摘する研究もある(Mayr-Harting 1998)。欧州統合の過程において中立国オーストリアが 1960 年代に課題としていた中立維持のための裁量権が、最終的にどのような法的形態で担保されたのかを確認する意味でも、この自由貿易協定を中立国の経済安全保障政策を考える一次史料として認識しておく意義はあろう。

---

[46] Abkommen zwischen der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft und der Republik Österreich, ABl. L 300 vom 31.12.1972, S. 2, Art. 22.
[47] Abkommen zwischen der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft und der Republik Österreich, ABl. L 300 vom 31.12.1972, S. 2, Art. 22.

2.3　1975～1985 年：国土防衛計画に見る経済的国土防衛（WLV）の発展

先述のとおり 1975 年 10 月に連邦政府が防衛ドクトリンを行政上の指針として承認し、同時に連邦議会の要請によって[48]、防衛ドクトリンの細部の政策を整理し体系化すべく、国土防衛計画（Landesverteidigungsplan）を作成することが閣議決定された[49]。連邦首相府は国土防衛計画の草案作成と、政府各部門間の調整を担うこととなった(Bayer 1983)。計画に係る議論の中では、国土防衛計画の総論部分について、国際的な脅威状況の最新の分析に基づいて作成する任務を与えられたとされる。すなわち、

- 相対的平和の状態（Zustand des relativen Friedens）
- 破壊活動・革命型戦争（subversiv-revolutionärer Krieg）
- 通常戦争（konventioneller Krieg）
- 限定的核戦争（eingeschränkt-atomarer Krieg）
- 全面戦争（uneingeschränkter Krieg）

という五つの紛争段階が設定された。その上で、当該五段階を 1965 年に閣議決定された包括的国土防衛（ULV）の三つの脅威事態に対応させることとなった。その上で連邦省及び連邦各州に対して、包括的国土防衛（ULV）の分野で必要となる措置及び事前の備えについての目標像（Sollvorstellungen）を策定し、その実現に至る道筋を示すとともに、優先順位に従って分類するよう求め、現実的な時間的枠組みとして約十年間が旨とされた[50]。実際には、国土防衛評議会が作業部会にあたる小委員会を組成し、国会各党から 1 人ずつの国防政策担当議員と、対象分野を主管する連邦大臣が参加する形で、1976 年 7 月から 1983 年 1 月まで約六年半にわたり合計四十八回の会合が行われ、軍事的国土防衛、市民的国土防衛、経済的国土防衛（WLV）並びに精神的防衛の各部分について草案がそれぞれ作成されていった。経済的国土防衛（WLV）については 1983 年 1 月に草案が完成したとされ、他部分の草案完成後もオーストリア国内の主要三党（SPÖ,ÖVP,FPÖ）や政府内での最終調整が続き、11 月に閣議決定されて包括的国土防衛（ULV）計画が成立した[51]。

さらに 1984 年にも、軍事的防衛に係る文章等の修正が行われたことや EC との紙及び紙製品との関税撤廃交渉が行われているという記載が公表版の計画本文から確認できるように[52]、閣議決定後も公開版の作成に向けて文言の修正が続いたと思われる。1985 年 3 月になりようやく国土防衛計画が公開され、結果として、1975 年の策定方針から約 10 年を経て計画が公表された。

約 10 年にわたる検討を経て策定された国土防衛計画では、経済的国土防衛（WLV）についてどのような趣旨と具体的政策が定められたのだろうか。

---

[48] Nationalrat der Republik Österreich (2000): Regierungsvorlage, Bundesgesetz, mit dem das Wehrgesetz 1990 geändert wird, 300 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XXI. GP.

[49] Bundeskanzleramt – Präsidium (1985): Landesverteidigungsplan, Wien, März 1985.

[50] Richard Bayer (1983): Umfassende Landesverteidigung: ein Instrument der österreichischen Sicherheitspolitik. *ASMZ : Sicherheit Schweiz : Allgemeine schweizerische Militärzeitschrift 149(5)*. Schweizerische Offiziersgesellschaft.

[51] Landesverteidigungsplan. Bundeskanzleramt — Präsidium. Wien, März 1985

[52] „Militärische Landesverteidigung“, S. 52, Abschnitt 3.34 „Wirtschaftspolitische Aktivitäten“, S. 180. Landesverteidigungsplan(1985).

まず国土防衛計画内で経済的国土防衛（WLV）の目的については、

- 経済的混乱の回避（zur Vermeidung von ökonomischen Störungen）
- オーストリア経済の能力の維持確保（zur Sicherung der Erhaltung der Leistungsfähigkeit der österreichischen Wirtschaft）

と定めており、この目的を実現する制度を「経済的危機管理」（wirtschaftliches Krisenmanagement）と位置付けている。すなわち国際的緊張や間接的・直接的脅威が生じた場合にも、国民への生活必需品の十分な供給、防衛に必要な物的手段、可能な限り広範な雇用を確保することを任務としたのである。もちろんこうした措置には補完性原則が適用され、市場や経済主体自身では供給不足を解消できない場合に限って国家が介入すべきとされており、既存の権利を侵害してはならないという記述もあり、完全な社会主義型統制経済や戦時経済とは類を異にしていることは認識しておく必要がある。

また、経済的国土防衛（WLV）の措置は大きく二つに区分されたことを前提に論じる必要がある。

第一は、危機の発生後に国内での物資・サービスの不足に対応する「経済統制措置（Bewirtschaftungsmaßnahmen）」であり、これは既存の経済秩序や経済活動への直接的介入を伴う。

第二は、危機発生前から準備する「予防措置（Vorsorgemaßnahmen）」であり、危機管理の人的・組織的計画、情報・統計基盤の整備、法的基盤の構築に加え、備蓄などの物的措置を含むものとなった。特に第二については、通常の経済政策や対外経済政策においても安全保障上の利益を考慮することが求められた。輸出入を通じた経済的結び付きが安全保障政策上重要な依存を生み、それが「国家的な行動の自由の制約（Einschränkung unserer nationalen Handlungsfreiheit）」につながる可能性があることを指摘している。そのため、国内経済の潜在力を把握し、国際分業との調和を保ちつつ、可能な限り経済的意思決定の独立性と行動の余地を確保することが求められた。また、国内供給が不十分な分野では備蓄を整備し、短期的な供給途絶を克服するとともに、長期的な供給障害への対策を講じるための時間を確保することが想定された。

こうした政策実現のためには、生産者、流通業者、最終消費者を包含する経済統制システムを構築するためには、とりわけ生活必需品について、適切な割当制度及び配給制度を整備する必要性まで論じている。これに応じて、必要となり得る生産統制や生産転換についても事前に準備し、さらに追加的な生産能力についても計画すべきことを述べている。例えば 1947 年に最初制定され 1952 年に改訂・再公布された食料統制法（Lebensmittelbewirtschaftungsgesetz）では、広く穀物や肉・野菜等の生産者に対して、耕作面積や家畜頭数に応じた一定の割当量を有償で拠出させることが可能となっていたが[53]、これについては改善・拡充を行い、技術的・経済的可能性の現状及び諸外国における関連経験を踏まえた新たな経済統制システムへと置き換えるべきとされた。また備蓄の対象についても、医薬品の備蓄（Medikamentenbevorratung）や各種交換部品・予備部品の在庫確保（Ersatzteillagerhaltung）につい

[53] Kundmachung der Bundesregierung vom 22. Juli 1952 über die Wiederverlautbarung des Lebensmittelbewirtschaftungsgesetzes, BGBl. Nr. 183/1952 (ursprünglich BGBl. Nr. 28/1948).

て制度整備すべきであるとされた[54]。

こうした経済統制（Bewirtschaftung）は、生活必需品の需給状況を把握し、その調達、供給及び配分を確保するための政策である。同様の措置はエネルギー統制法等他の経済的国土防衛（WLV）関連法についても言えることであるとした。具体的には、

- 家庭備蓄に関するミクロセンサス調査
- 防空壕・避難施設及び暖房方式に関する調査
- エネルギー統計

のように経済統制措置のために作成された統計とは別の目的で収集・加工されたデータについて経済的国土防衛（WLV）に利用できるかを検討・調整・補完する必要があるとされた。そのために科学的研究の促進に加えて、統計資料源の集約と体系化を行う包括的国土防衛（ULV）のための情報・文書システム（Informations- und Dokumentationssystem für die Umfassende Landesverteidigung：ULVIS）の整備や、産業連関表の精緻化、輸出入依存度の分析が必要とされたのである。その上で物資供給のための最も重要な企業・事業所の把握と、既存の備蓄能力・倉庫容量を把握し、分散型備蓄を進める政策を推進すべきとされている。

また法整備についても課題があると指摘した。大きくは、憲法 9a 条の経済的国土防衛（WLV）ひいては包括的国土防衛（ULV）に関する権限・義務は、連邦政府に与えられたものなのかあるいは州政府に与えられたものなのか明確でないこと、経済統制諸法の多くは危機が実際に発生してから（im Anlassfall）措置を講じるものだが危機発生前の予防措置（Vorsorgemaßnahmen）は想定していないものが多いこと等を指摘している。

そのため法整備の際に念頭に置くべき具体的な措置として、補完性の原則を前提としながらも

- データの収集・処理と危機発生時に直ちに利用できる実証的情報システムの構築
- 関係利益団体を適切に参画させた、行政上の経済的危機管理組織の構築
- 危機発生時に即時発動可能な供給確保措置の整理
- 労働力(Arbeitskräfte)の要件と義務の明確化
- 連邦統一的な備蓄法（bundeseinheitliches Bevorratungsgesetz）の要件の整備
- 既存の経済統制諸法（Wirtschaftslenkungsgesetze）への予防措置の組込み
- 以上の要請を実現するための財政・予算・通貨分野の法整備

等が必要とされた[55]。

望ましい組織形態については、スウェーデン[56]やスイス[57]のように経済統制を専門とする官庁を持た

---

[54] Bundeskanzleramt – Präsidium (1985), S. 146.

[55] Bundeskanzleramt – Präsidium (1985), S. 142 を基に筆者訳・作成。原典の一部に判読困難な箇所があるため、該当箇所の訳文は文脈に基づく暫定訳である。例: „??htsgrundlagen zur Anforderung und Verpflichtung von ??eitskräften“ は、„Rechtsgrundlagen zur Anforderung und Verpflichtung von Arbeitskräften“（労労働力の徴用及び就労義務付けに関する法的根拠）とした。

[56] スウェーデンには、1962 年に設立された Överstyrelsen för ekonomiskt försvar（ÖEF：経済防衛庁）という常設の中央行政機関が存在し、経済防衛に関する燃料・石油製品の供給から必要物資の緊急備蓄まで幅広く所管した。庁内には調査局、物資局、行政局、事業局、燃料局、情報部門、長期計画部門、データ部門と幅広い組織を有した。出所: Sveriges regering (1985): Proposition 1984/85:160, „Om ledningen av de civila delarna av totalförsvaret m.m.“

[57] スイスには、1948 年より経済的国土防衛担当官（Delegierter für wirtschaftliche Landesverteidigung）が置かれ、1955 年から 1979 年までは経済的戦争準備担当官（Delegierter für die wirtschaftliche Kriegsvorsorge）、1979 年以降は政府組織の一つとして経済的戦争準備

ないオーストリアは、既存の行政組織を考慮しつつ、当該分野を所管する関係機関を参加・関与させた、実効性の高い行政組織（schlagkräftige behördliche Organisation）を構築・拡充することが必要とした。その上で、当該組織に従事する者への教育と訓練の必要性、州や自治体（Gebietskörperschaften）、企業、商工業者、一般家庭に至るまでの備蓄まで、各ステークホルダーが参画する国全体としての経済統制システムの確立が企図されたのである。

具体的な政策領域については、

1. 食料基盤（Ernährungsbasis）
2. 労働市場（Arbeitsmarktprobleme）
3. 対外貿易（Außenhandel）
4. 原材料・素材供給（Roh- und Grundstoffversorgung）
5. エネルギー（Energieversorgung）
6. 建設（Bauwirtschaft）

という六つの柱を立てて、直面する問題や政策論点、方向性について解説している（詳細は表 1）[58]。

第一の食料供給では、当時 80～90%という比較的高い食料自給率を有していながら、農林業で使用される中間投入財が海外に依存していることが政策課題であるという認識に立っていた。特にカリウム・リン肥料の原料は全量を輸入に依存し、タンパク質飼料の輸入依存度も豚では約 32%、鶏では約 53%に達していた。そのため、肥料、種子、農薬等の備蓄・国内生産を強化するとともに、輸入途絶時には作付けや家畜構成、国民の食生活そのものを変更することまで想定する政策が必要となった[59]。危機時の栄養目標としては、1 人 1 日約 2,500kcal、タンパク質約 70g が設定されている。このように、最終財だけでなく、その生産に必要な上流の投入財まで遡って供給リスクを把握している点が特徴的である。

第二の労働市場では、危機時にも完全雇用を可能な限り維持すると同時に、農業、エネルギー、水道、運輸、病院等の重要部門に必要な労働力を確保することが課題とされた[60]。軍の動員や民間緊急対応組織への人員移動によって経済活動が損なわれる可能性があるため、企業活動に不可欠で代替困難な

局（Bundesamt für wirtschaftliche Kriegsvorsorge）が置かれた。スイスの場合は民兵原則（Milizprinzip）により民間経済の専門家と協力した経済的国土防衛（WLV）が行われてきたことも特徴である。出所: EVD/Bundesamt für wirtschaftliche Kriegsvorsorge, Informationen zur Organisation dodis.ch/R16984. Digitale Transformation: Prüfung der Prozesseffizienz bei der Überwachung der Versorgungslage, Bundesamt für wirtschaftliche Landesversorgung. 2025. P15.

[58] Bundeskanzleramt – Präsidium (1985), S. 12–13 を基に筆者作成。

[59] 「経済的国防」に関する作業部会の中に存在した食料品経済グループに、委託調査等も含めて多くの研究結果が蓄積された。例えば畜産における輸入飼料への依存度（Schneeberger 1978）、オーストリアにおける危機時の食料産業計画の基礎となる定量的生産・供給モデル（Schneeberger 1979）、オーストリアの飼料バランス（Hohenecker 1980）、生活必需品の配給における現代的な組織システムの潜在的な適用可能性の検討（ウィーン立地コンサルティング研究所 1981）等といった研究成果の存在が知られており、こうした研究を通じて食品産業の中間財の重要性についての知見が蓄積されたものと思われる。出所: Nationalrat der Republik Österreich (1981): Anfragebeantwortung 1324/AB, XV. GP, S. 6.

[60] 1971 年の議会演説では、連邦商工会議所や農業会議所から、人的資本の国外流出等により経営困難に直面する企業について、経済的な理由に基づく兵役免除の可能性を検討すべきとの意見や、農場の経済的利益を考慮した兵役免除を求める意見が示された（Nationalrat der Republik Österreich (1971): Stenographisches Protokoll, XII. GP, 52. Sitzung, 14.–16. Juli 1971, S. 4328）。

「重要労働者」（Schlüsselkraft）を平時から特定し、非該当（für Wirtschaft und Verwaltung entbehrlich）[61]労働者のみを兵役に従事させるような方向性が打ち出された。すなわち経済的国土防衛（WLV）は、物資だけでなく人的資源もまた重要資源の一つとして位置付けていた。

第三の対外貿易では、小国・開放経済であるオーストリアにとって対外依存そのものは不可避であり、保護貿易によって経済的自立を達成することは現実的ではないと認識されていた。そのため自由貿易を維持しつつ、輸入先の分散・多角化、長期輸入契約、供給国との経済関係強化、海外資源開発への企業参加等を通じて供給の安定化を図ることが重視された。また輸出面では、人的資本や研究開発を活用した高品質・高付加価値製品への産業構造転換が提唱された。

第四の原料・素材供給では、国内生産が約三分の一、輸入が約三分の二を占める状況の中、国際商品市場への依存が問題とされた。重要なのは、単純な輸入量だけでなく、自給率、市場状況、輸送経路、世界の埋蔵量等から「供給リスク」を評価するとともに、雇用、国際収支、下流産業への影響も考慮して重要原材料を選別したことである。対応については、短期的な供給途絶には備蓄、中長期的な途絶には構造政策と代替という明確な原則が採用された。後者には国内鉱床開発、リサイクル、副産物利用、省資源化、代替材料の開発、輸入先多角化、海外資源開発への参加等が含まれた。

第五のエネルギーでは、石油、天然ガス、石炭、電力等について供給量と需要量を継続的に把握する情報システムが構築された。石油については約 270 万トン、輸入なしで 100 日以上の国内消費を賄える緊急備蓄が確保されていながら、関連事業者と連携してより多くの備蓄を追求する政策方針を採用した[62]。天然ガスや石炭については追加的な備蓄・制度整備が課題とされた。また、エネルギー源の代替や多燃料化も重視された。さらに特徴的なのが、投入産出表とエネルギーバランスを統合した計量経済モデルである。エネルギー輸入量、備蓄量、産業間の相互依存関係等を入力し、供給途絶時に各産業へどの程度エネルギーを配分すれば経済活動と国民生活を維持できるかを平時からシミュレーションすることが構想されていた。

そして第六の建設については、軍事・民間・経済各部門に必要な施設、備蓄倉庫、避難施設等を危機発生後に短期間で整備することは困難であるため、必要な建設能力、資材、建設機械、燃料、労働力等をあらかじめ確保することが求められた。

---

[61] Landesverteidigungsplan. Bundeskanzleramt — Präsidium. Wien, März 1985, S. 205.

[62] Lannach 石油貯蔵会社（GmbH）の中央危機備蓄施設の維持に関して、経済的国土防衛（WLV）と国際エネルギー計画（IEP）協定に基づく危機対応の双方に資する施設として連邦政府の支援を受けることに異論の余地はないとする判例もある。判例: VfGH 30.11.1989, G139/88.

表 1：1985 年版国土防衛計画における経済的国土防衛（WLV）関連の政策方向性 [63]

産業等分野	課題認識	対応の方向性	具体的な数値目標等の例	政策特徴
1.食料基盤 Ernährungsbasis	食料自給率は80～90%だが、生産活動の輸入投入財（化学肥料、種子、植物油脂、タンパク質飼料、農業機械等）に対外依存あり	備蓄、国内生産強化、輸入途絶時の生産構造・食生活転換、州別食料計画、地域分散型供給	1人1日約2,500kcal（10,500kJ）、タンパク質約70gの1日平均必要量を充足	食料の自給率だけでなく、食料生産の上流投入財まで含めて脆弱性を評価
2.労働市場 Arbeitsmarktprobleme	自由労働市場や完全雇用の維持を前提としつつ、軍事動員や危機による産業構造変化で、有事には重要部門の人員不足が発生し得る	平時から企業活動に不可欠な重要労働者（Schlüsselkräfte）を特定し、非該当（entbehrlich）労働者を有事に動員	ボランティア緊急組織が必要とされる場合は最大約30万人必要との想定	動員の軍事動員対象該非について平時から把握
3.対外貿易 Außenhandel	対外貿易の約70%がEC/EFTA統合圏、約10%が対東欧。新興国や日本との競争激化。小国・開放経済故に対外依存は不可避。自国から貿易障壁を設けることは報復措置リスクが高い	自由貿易体制を前提とした、輸入先多角化、長期契約の推奨、海外資源開発参加、供給国との関係強化、資本集約製品（インテリジェント製品）の輸出	経常収支赤字状態の脱却	「経済的独立＝自給自足」ではない。開放性を維持しながら依存による行動自由の制約を回避する
4.原料・素材供給 Roh- und Grundstoffversorgung	国内供給約1/3、輸入約2/3。少量でも産業全体を止め得る重要原材料が存在	短期的には備蓄、中長期的には国内開発・リサイクル・省資源・代替・輸入先多角化・海外権益参画等で対応	重要品目の特定から貯蔵施設の建設・運営に係る費用まで考慮した備蓄モデルの開発・精緻化	「供給リスク」だけでなく、雇用、国際収支、下流産業への影響等も加味して重要原材料を選別
5.エネルギー Energieversorgung	石油・ガス・石炭等の輸入依存。危機発生後では情報収集が遅い。産業間の依存関係も複雑	供給報告、需要把握、備蓄、市場メカニズム優先、代替燃料、国内エネルギー、危機時配分、シミュレーション	石油約270万t／100日以上という現状備蓄状況を国防上の要件を満たすように改善、天然ガス貯蔵容量13億m^3の拡張	投入産出モデルで供給途絶をシミュレーションし、危機時の最適配分を平時から計算
6.建設 Bauwirtschaft	備蓄施設、防空・避難施設、軍事・民間・経済防衛施設等は危機発生後即時の建設が不可能	必要施設・資材・建機・燃料・労働力を平時から確保。公共・民間建設を危機時に調整	25年間の時間軸で長期建設需要を想定	備蓄政策を「物資」だけでなく、倉庫等の物理インフラまで含む問題として捉える

もっとも、国土防衛計画の策定作業と並行して、個別の政策が制度化されていたことにも留意する必要がある。その内容はどのようなものだったのであろうか。

1980 年代には食料、エネルギー、原材料等の供給を危機時にも維持するための具体的な法的手段が整備・再編された。中でも重要なのが、

- 食料統制法（Lebensmittelbewirtschaftungsgesetz）
- 供給確保法（Versorgungssicherungsgesetz）
- エネルギー統制法（Energielenkungsgesetz）
- 石油備蓄・届出法（Erdöl-Bevorratungs- und Meldegesetz）

を束ねた、一連の経済統制諸法（Wirtschaftslenkungsgesetze）である。

まず食料については、1952 年に制定されていた食料統制法が 1980 年代にも維持・改正された。1984 年の法律改正に係る政府の趣旨説明文ではこの法律について、食料供給障害の場合、とりわけ経済的国土防衛（WLV）の枠組みにおいて（im Rahmen der wirtschaftlichen Landesverteidigung）重要な意味を有すると明記している [64]。同改正では対象を食料だけでなく、飼料、肥料、農薬、種子・苗等にも広

[63] Landesverteidigungsplan (1985) を基に筆者作成。

[64] Nationalrat der Republik Österreich (1984), Erläuterungen zur Regierungsvorlage, 260 der Beilagen, XVI. GP, Bundesgesetz vom XX;

げ、国土防衛のために備蓄されている物資の目的外使用の禁止も明示された [65]。

エネルギー分野では、エネルギー統制法や石油備蓄・届出法が 1982 年に再編された。前者は石油、ガス、固体燃料、電力等の供給障害時に、供給・配分・消費等を統制する法的根拠を政府に与えることとなった。後者はこれまで前年輸入量の 20%だった法定備蓄義務を、前年輸入量の 25%に引き上げる内容となった。後の国会審議では、この措置は少なくとも 90 日間の石油輸入途絶に対応する制度として説明されている [66]。

その他の重要物資については、1980 年に供給確保法が制定される形で経済的国土防衛（WLV）の措置が取られた [67]。すなわち同法は、食料・エネルギー以外の重要な経済財・生活必需品について、通常の市場的措置では解消できない供給障害が発生した場合、生産・流通・使用等に対する政府統制措置を可能とする制度となった。

最後に、この国土防衛計画における関連政策と中立の関係について論じる。

明示的に両者の関係に言及しているのは、上記 3.の対外貿易のうち安全保障貿易管理についてである。中立国であるオーストリアは 1907 年制定の「陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約(Convention relative to the Rights and Duties of Neutral Powers and Persons in case of War on Land)」（以下、陸戦中立条約）[68]における、軍需物資の輸出に係る義務（第 7 条）と交戦国の平等待遇に係る義務（第 9 条）を中立政策の遂行の前提として明示的に重視した。すなわち両交戦国に対する兵器や弾薬その他一切の軍用品の輸出や領内通過を制限する政策や、片方の交戦国のみに制約的措置を発動するといった中立の経済的義務を履行できなくなるような政策は認められないという理解に立っており、貿易制度について中立国として最低限押さえておくべき理解を確認している。

国土防衛計画では無論、1968 年制定の外国貿易法 [69]及びその施行規則をベースに、安全保障貿易管理を実施することにも触れている。実際 1975 年には国内供給保証のために、加工製品に含まれる許可が必要な原材料の数量を判定するための報告義務を課すことができる規制を制定する権限を新設するよう法改正しており（第 11 条第 2 項）[70]、1976 年にはオーストリア経済に必要な原材料に対する輸出許可制度を設けるよう再度法改正された（第 3 条 1 項）[71]。ここで関連して特筆すべきなのが、「EEC との

Juni 1984, mit das Lebensmittelbewirtschaftungsgesetz 1952 geändert wird.

[65] Nationalrat der Republik Österreich (1984): Art. II § 1 Abs. 2.

[66] Nationalrat der Republik Österreich (1996): Stenographisches Protokoll, XX. GP, 52. Sitzung, 12. und 13. Dezember 1996, S. 72.

[67] Versorgungssicherungsgesetz BGBl. Nr. 282/1980.

[68] 陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約（明治 45 年 1 月 13 日条約第 5 号)。「第七条　中立国ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ為ニスル兵器、弾薬其ノ他軍隊又ハ艦隊ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス」、「第八条　中立国ハ其ノ所有ニ属スルト会社又ハ個人ノ所有ニ属スルトヲ問ハス交戦者ノ為ニ電信又ハ電話ノ線条並無線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又ハ制限スルヲ要セサルモノトス」、「第九条　第七条及第八条ニ規定シタル事項ニ関シ中立国ノ定ムル一切ノ制限又ハ禁止ハ両交戦者ニ対シ一様ニ之ヲ適用スヘキモノトス」。

[69] Bundesgesetz vom 28. Juni 1968 über die Durchführung des Warenverkehrs mit dem Ausland (Außenhandelsgesetz 1968), BGBl. Nr. 314/1968.

[70] Bundesgesetz vom 20. Februar 1975, mit dem das Außenhandelsgesetz 1968 geändert wird, BGBl. Nr. 145/1975.

[71] 315. Bundesgesetz vom 30. Juni 1976, mit dem das Außenhandelsgesetz 1968 geändert wird (Außenhandelsgesetznovelle 1976), Art. I § 3 Abs. 1. Bundesgesetzblatt 91. Stück. Am 30. Juni 1976.

自由貿易協定第 21 条及び ECSC との協定第 17 条[72]によれば、締約国は、戦争時又は深刻な国際的緊張時において、自国の安全保障のために必要と考える措置を講じることができる」という旨を、本計画に明記しているという点であろう。EEC とオーストリアとの自由貿易協定第 21 条は先述のとおりだが、ECSC もまた重要な安全保障上の情報の開示や武器軍需物資の取引、戦争・国際的緊張に該当する場合に締約国が必要な措置を取ることを妨げないと明記している。つまり、本計画は国際的安全保障環境に応じた自国の措置は協定の拘束外にあることを明示的に確認した史料として位置付けることもできる。

しかし同時に、オーストリアは小国である故に国際分業と輸出入なしに経済を維持することは困難という立場に立脚して、EFTA 加盟国の一員として、また EEC・ECSC との協定を通じて自由貿易体制の強化を進めていた。国際自由貿易を維持する重要性を認識する一方、安全保障上の依存関係にも注意を払う必要性、ひいては国家の行動の自由（nationale Handlungsfreiheit）[73]を制限する可能性のあるすべての輸出入に注意を払う必要性を明記し、全方位的な自由貿易と管理貿易を両方志向する政策ポジションを明確化したのであった。

こうした全体の計画や背景等に鑑みるに、経済的国土防衛（WLV）と中立政策には実質的な接点があると考える。永世中立を事実上維持するためには、単に軍事同盟に加盟せず、外国軍基地を認めないだけでは十分ではないという考え方も可能である。例えば、外国や EC 等の国際的な経済枠組みにより自国の政策措置に制限がかけられたり、危機時に特定国からの食料・エネルギー・原材料等の供給に過度に依存したりする事態となれば、自国の安全保障政策、ひいては中立政策の遂行が事実上制約される可能性がある。そこで経済的国土防衛（WLV）は、備蓄、輸入先多角化、国内生産、代替等を通じて経済的な脆弱性を低減し、中立国として独自に政策を決定できる物質的基盤を確保する役割を担うことを暗に企図したと考えられよう。

2.4　1985～1989 年：EC 加盟申請に係る経済的中立（WN）と経済的国土防衛（WLV）の再編

皮肉にも国土防衛計画が公表された 1985 年以降、EC の統合が急速な深化を見せる。1986 年には欧州共同体（EC）の域内市場を完成させて欧州統合を加速させることを目的に、ローマ条約を改正するための条約として単一欧州議定書（Single European Act=SEA）が調印され、翌 1987 年 7 月 1 日に発効した。同議定書には、域内市場を「モノ、ヒト、サービス、資本の自由な移動が保障された国境のない領域」と定義付けした上で、EC 諸機関の権限と運営規則の修正、研究・開発、環境及び共通外交の分野における共同体の権限拡大などの内容が盛り込まれ、域内市場実現のために遅くとも 1992 年 12 月 31 日までに漸進的に政策措置を完成するという期限まで設定された[74]。

オーストリアは EFTA 加盟国でありながら、同じ EFTA 加盟国である英国とデンマークが 1973 年に、ポルトガルが 1986 年にそれぞれ EC へ加盟していった。また EC との自由貿易協定により多くの品目で関税が撤廃されていた状況ではあったものの、EC の外で物やサービスの自由な移動という経済的

[72] Abkommen zwischen den Mitgliedstaaten der EGKS, der EGKS und Österreich (Brüssel, 22. Juli 1972).

[73] Landesverteidigungsplan. Bundeskanzleramt — Präsidium. Wien, März 1985, S. 205.

[74] European Parliament (1986): “Resolution on the Single European Act”, 11 December 1986, OJ C 7, 12 January 1987, p. 105 ff. (Doc. A2-169/86).

恩恵から取り残されることに懸念を抱く者も増えてきた。例えば当時連立与党の議員でオーストリア経済連盟（Wirtschaftskammer Österreich：WKÖ）の会長歴もあるルドルフ・ザリンガー（Rudolf Sallinger）は議会演説で、

- オーストリア商工会議所やオーストリア経済連盟は EC 加盟の意思決定プロセスの推進のため尽力していること
- オーストリアの輸出入の 3 分の 2 が既に EC 諸国との間で行われていること
- オーストリアを訪れる観光客の多くは EC 諸国から来ており、金融、技術、研究開発といった分野においても EC 諸国との緊密な協力が望ましいこと、そして
- 小国で貿易立国であるオーストリアは常に市場開放と貿易障壁の最大限の削減を目指す国際機関への加盟を常に支持していること

などを理由に、様々な懸念はありつつも EC 加盟の利点が欠点を上回るという確信が大部分を占めるという旨を述べている [75]。フランツ・フラニツキー（Franz Vranitzky）政権を構成する SPÖ と ÖVP の支持を背景として、1989 年 7 月にオーストリア国民議会が賛成多数で EC 加盟申請を行う旨を可決して申請に至った [76]。

しかし当然ながら EC 加盟申請時には、国家主権を一部 EC に委譲することについて憲法との関係を整理する必要が生じた。また憲法 9a 条や中立法に定める中立という国家の基本的立場が、EC 加盟と法的に両立し得るのか、という問いに答えることが、オーストリアの重要な法的課題となった。

これについては 1988 年にオーストリア連邦首相府憲法局（Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst）が作成した「オーストリアの欧州共同体加盟に関する憲法上の基本問題」（Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes）という報告書が出されている。とりわけオーストリアの「経済的中立義務と EC 加盟」（Wirtschaftliche Neutralitätspflichten und EG-Beitritt）については章を設けて論じられている。

本節では、経済を含む包括的国土防衛（ULV）の履行を国是とし、経済的中立（WN）の姿勢も取ってきたオーストリアが、地域経済統合ひいては通商政策に関する権限を EC に移譲することが、法的にどのように評価され、実務上どのような措置が必要となるかについて政府が当時どのような判断を下したのか、上記首相府憲法局の報告書を基に考察する。加えて 1995 年の EU 加盟後に EU が直面した通商措置に対しオーストリアとしてどのように対応してきたのかを振り返り、経済的中立（WN）の維持という責務と EU 加盟国としての責務の両立をどのように図ってきたのかを考察する。

まず当該報告書では、通説では永世中立国であることは経済的中立（WN）に関する法的義務を負うことを意味しないとされつつも、戦争になったとき中立義務を履行できなくなるほどの経済的拘束を平時に負わないという二次的・予防的義務（Vorwirkung）を持つという見解を示しており、スイスの解釈

[75] Nationalrat der Republik Österreich (1989): Stenographisches Protokoll, XVII. GP, 110. Sitzung, 29. und 30. Juni 1989, S. 13046–13047.

[76] Bundeskanzleramt: „ Jahre 1989/94 Der Beitrittsantrag Österreichs zur EG.“

等も参考にすれば、こうした義務やリスクがある中では EC 加盟は中立法上困難であるとする見解が有力であった[77]。加えて前述の陸戦中立条約に定めるように、中立国は、私人による武器・弾薬等の輸出・輸送を阻止する義務を負わず（第 7 条)、もし中立国が制限・禁止措置を採るなら、双方の交戦国に公平に適用しなければならない（第 9 条）という点を紹介している[78]。特に EC は通商政策の権限を国から委譲することを前提としており、紛争時に一方の交戦国だけに禁輸を決定し得るのは EC 理事会のみとされていて、この点がオーストリアにとって EC 政策履行義務との法的矛盾状態を生じさせるものであったという点にも留意すべきである[79]。

時は少し戻るが、1961 年の国会議論でも「現代の経済戦争が致命的な兵器へと発展した場合、永世中立国は経済戦争にどの程度関与できるのか」という問題について論点提起されていた[80]。その論点に対しては、中立とは本来軍事的な部分にのみ係るものであるが、「中立」の本質はオーストリアだけが定義し得るものである、オーストリアはハーグ条約及び一般国際法に定められた規範のみに拘束される、オーストリアは憲法と機関の許す範囲によってのみ共同体に参加可能である、という見解も提示されていた。EC 加盟論が興るまでは、ハーグ条約と EC 制度間の禁輸措置の趣旨をめぐる表面上の矛盾の存在を旨として、オーストリアは EC 加盟が不可能だという見解が示されていた。

2.2 節でも示したとおり、1960 年代前半には EEC との通商交渉においてもスイスやスウェーデンと共同歩調を取る形で恒久中立国の取るべき姿勢について、

- 第三国と独立した経済関係を維持する可能性を保持する
- 武力紛争危機の場合に条約の停止・脱退権等を保持する
- 平時から戦時物資供給の準備を行える権限を保持する

という 3 つのポイントを提示していた。しかし 1988 年当時において連邦首相府憲法局は、隣国で永世中立国のスイスがかつてほどには欧州統合の動きに対して厳格な対立姿勢を取っていないという評価を下し[81]、オーストリアも中立について柔軟な解釈を取る可能性が示された。

そのような評価を下すにあたって参照したとされる「欧州統合プロセスにおけるスイスの立場に関する報告書」は、同じ永世中立国であるスイスの欧州統合に係る考え方がまとめられた史料と言える[82]。原文ではまず、スイスにおいて EC 加盟は欧州統合政策に係る目標とはなり得ないという断りが入って

---

[77] Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes. Bundeskanzleramt Verfassungsdienst GZ 671 .1 71 /8 7-V/5/8 8, S. 9–10. また 2026 年現在のオーストリア議会による解説記事でも、1980 年代中盤までは EC 加盟と中立は両立しないという見解があったことがわかる（“Was macht die österreichische Neutralität aus?” Fachinfos – Fachdossiers, Parlament Österreich. 15.05.2026)。

[78] 陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約（明治 45 年 1 月 13 日条約第 5 号)。なお連邦首相府憲法局の当報告書では「一部の法学者は、中立法が絶対的な禁止を規定していない場合、すなわち非軍事領域においては、あらゆる措置（例えば禁輸措置）をすべての交戦当事者に平等に適用する義務がある（慣習国際法；Neuhold, Hummer, Schreuer. Österreichisches Handbuch des Völkerrechts Rz 2312）という見解を持っている。」と説いている（p8)。

[79] Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes. Bundeskanzleramt Verfassungsdienst GZ 671 .1 71 /8 7-V/5/8 8 S. 9.

[80] Nationalrat der Republik Österreich (1962): Stenographisches Protokoll, IX. GP, 107. Sitzung, 19. Juli 1962, S. 4742.

[81] Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes. Bundeskanzleramt Verfassungsdienst GZ 671 .1 71 /8 7-V/5/8 8, S. 12.“Dies umso mehr, als - wie eine erste Durchsicht des "Berichtes über die Stellung der Schweiz im europäischen Integrationsprozeß" vorn 24. August 19 88 ergibt - , offensichtlich auch die Schweiz nunmehr eine weniger rigide Haltung einnimmt.“

[82] Schweizerischer Bundesrat (1988): „Bericht über die Stellung der Schweiz im europäischen Integrationsprozess vom 24. August 1988“, BBl 1988 III 249.

いるが、スイスが経済及び技術パフォーマンスで平均以上の競争力を維持するためには、スイスが欧州統合能力を高め、EC がスイスとの契約関係を拡大する意思を持ち続けることが重要だと説いている[83]。そしてスイスの目標は国境を越える重要な分野（そしてその分野に限って）において、スイスの法制度と欧州のパートナーの法制度との最大限の整合性を確保することだとしている[84]。具体的な措置として、1988 年より国境を越える影響を及ぼすような立法提案について、その内容が EC 法と整合しているかどうかを検証することになったことを挙げている[85]。このようにスイスは EC に加盟するのではなく、EC 法と整合的なパラレル（Parallelität）の法体系を作り上げることに尽力する姿勢を打ち出したのである。

その上で連邦憲法局の報告書は、1960 年代前半に提示した永世中立国が念頭に置くべき三つのポイントについてそれぞれ新解釈を打ち出しているので見ておきたい。

第一の点「第三国と独立した経済関係を維持する可能性を保持していなければならない。」については、中立国が戦争発生時に全ての交戦国に対して平等取扱いの原則を遵守するために必要な通商政策上の裁量権を確保できれば足りるとした。すなわち、常に独立して全ての第三国と等距離の経済関係を維持する必要まではないから、EC 加盟による欧州統合や EC の枠内での経済政策遂行は認められるという解釈である。

第二の点「差し迫ったあるいは既に発生している武力紛争の場合に、条約を一部又は全部停止し、あるいは脱退する権利を有していなければならない。また、恒久的な中立を維持するために不可欠であると判断される場合には、その他の状況においても、この権利が認められなければならない。」については、中立国に対して中立に合致しない EC の規定の適用を停止することでその姿を実現できるとした。先述のようにオーストリアが EC 規定と中立政策との矛盾に直面してしまう最たる例は、紛争時に EC が一方の交戦国との通商停止措置を打ち出した場合である。その際はオーストリアが EC の措置に追随した場合には交戦国双方への公平措置義務を定めた陸戦中立条約違反を構成することになる。そこで矛盾が起きそうな事態へのリスクヘッジとして、あくまで中立政策を貫徹するために EC の規定適用を中止する権限を担保できれば、EC 加盟は認められるという解釈を取った。その具体的な条項として、EC 条約にあった第 224 条の規定を挙げている。

[83] Schweizerischer Bundesrat (1988)
[84] Schweizerischer Bundesrat (1988)
[85] Schweizerischer Bundesrat (1988)

表 2：1957 年 欧州経済共同体設立条約（ローマ条約）　第 6 部　総則及び最終規定　第 224 条 [86]

英語 （正文）	Member States shall consult each other with a view to taking together the steps needed to prevent the functioning of the common market being affected by measures which a Member State may be called upon to take in the event of serious internal disturbances affecting the maintenance of law and order , in the event of war serious international tension constituting a threat of war , or in order to carry out obligations it has accepted for the purpose of maintaining peace and international security .
ドイツ語 （正文）	Die Mitgliedstaaten setzen sich miteinander ins Benehmen, um durch gemeinsames Vorgehen zu verhindern, dass das Funktionieren des gemeinsamen Marktes durch Maßnahmen beeinträchtigt wird, die ein Mitgliedstaat bei einer schwerwiegenden innerstaatlichen Störung der öffentlichen Ordnung, im Kriegsfall, bei einer ernsten, eine Kriegsgefahr darstellungen internationalen Spannung oder in Erfüllung der Verpflichtungen trifft, die er im Hinblick auf die Aufrechterhaltung des Friedens und der internationalen Sicherheit übernommen hat.
日本語 （仮訳）	加盟国は、公共秩序に影響を及ぼす重大な国内的混乱の場合、戦争の場合、戦争の脅威を構成する重大な国際的緊張の場合、又は平和及び国際安全保障の維持のために引き受けた義務を履行するために加盟国が講じる措置によって、共同市場の機能が影響を受けることを防止するため、共同して必要な措置をとることを目的として相互に協議する。

ここで重要なのは、各種有事の際にも EC 加盟国は共同市場の規則を絶対に守らなければならない、とはしていないことである。換言すれば、非常時には「平和及び国際安全保障の維持のために引き受けた義務を履行するため」に、加盟国が平時の EC 機能に影響する国家的措置をとる可能性があることを、条約が想定していると言える。オーストリアは陸戦中立条約や中立法の順守義務により EC 条約上の義務に反する場合、とりわけ自由な経済取引を阻害する措置を講じざるを得ない状況にある場合は、EC 条約第 224 条を法的根拠として、EC の共通政策に追随せずにオーストリア独自の経済的中立（WN）に係る措置を取れる可能性がある、というロジックを導き出した [87]。そして EC への加盟交渉に際しては、あらかじめこの 224 条適用による国家独自の措置行使の可能性を事前に明確化しておくことが望ましい、と結論付けたのである [88]。具体的には、EC 条約との上記整理がオーストリアの EC 加盟条約そのものに盛り込まれることが望ましいとした [89]。

第三の点「平時において、戦時中の物資供給に向けた準備を行うことが認められなければならな

---

[86] 英文: EUR-Lex Access to European Union law, Document 11957E224, Treaty establishing the European Economic Community, Part Six, General and Final Provisions, Article 224.
独文: EUR-Lex Access to European Union law, Document 11957E224, Vertrag Zur Gründung der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft, Sechster Teil Allgemeine und Schlussbestimmungen, Artikel 224.
和文: 筆者仮訳。

[87] Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes. Bundeskanzleramt Verfassungsdienst GZ 671 .1 71 /8 7-V/5/88, S. 16.

[88] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988), S. 17.

[89] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988), S. 21.

い。」については、従前どおり平時から必要最小限の予防措置を講じる自由が保障されるべきであるという見解であり、解釈変更は行われていない。

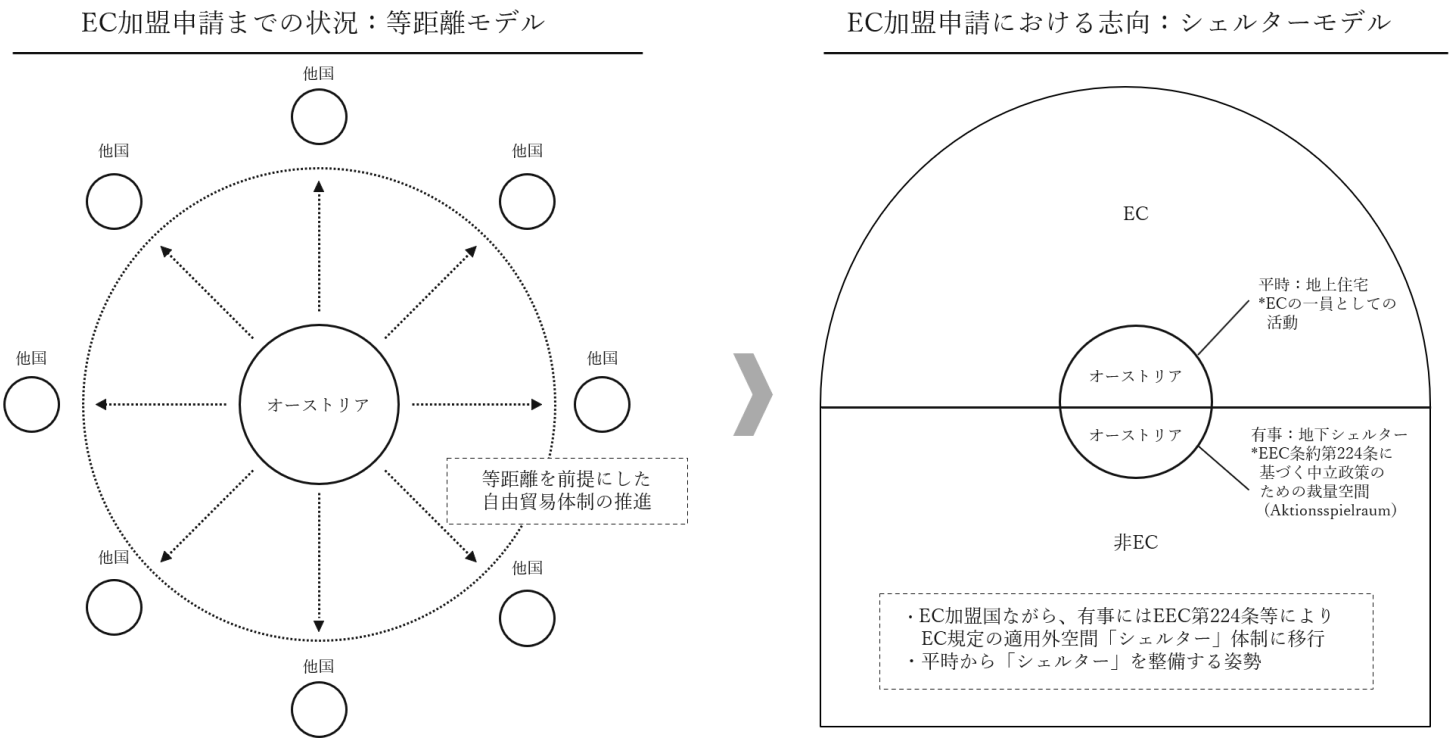
このように 1960 年代には厳格に解釈されていた永世中立国の経済的中立（WN）に係る原則は、EC 加盟申請に際して一部解釈変更をすることとなった。平時からどの第三国とも等距離の経済的関係を維持することは追求せず、有事に中立政策に必要な措置が取れれば足りるという姿勢の下、EC 加盟に際して必要な法的調整を行う方向性を打ち出したのである。その際オーストリアが拠り所として用いた代表的な条文が先述の EEC 条約第 224 条であり、同条をオーストリアにとって国家の政策裁量余地（Aktionsspielraum）として捉える発想、換言すればオプトアウト可能なシェルターの領域として捉えていく発想があったものと解釈できる。

表 3：オーストリアの EC 加盟申請に係る経済的中立（WN）の解釈 [90]

	中立国としての原則（1962/63）	オーストリアの新解釈（1988）	オーストリアの経済的中立（WN）の維持モデル（考察）
1	第三国と独立した経済関係を維持する可能性を保持していなければならない。	中立国が戦争発生時に全ての交戦国に対して平等取扱いの原則を遵守するために必要な通商政策上の裁量権を確保できれば足りる	シェルター付住宅モデル －平時は地上住宅で経済活動を営むも、（中立とEC既定の矛盾という）有事にはEC既定の及ばないシェルターに避難できる
2	差し迫ったあるいは既に発生している武力紛争の場合に、条約を一部または全部停止し、あるいは脱退する権利を有していなければならない。また、恒久的な中立を維持するために不可欠であると判断される場合には、その他の状況においても、この権利が認められなければならない。	中立国に対して中立に合致しないECの規定の適用を停止できれば足りる	
3	平時において、戦時中の物資供給に向けた準備を行うことが認められなければならない。	紛争発生時に経済関係の均衡のとれた相互依存を保持すべく、平時から必要最小限の予防措置を講じる自由が保障されるべき	

[90] 筆者作成。

図 3：オーストリアの経済的中立（WN）の概念モデル [91]



さらに連邦首相府の報告書では、軍事品の輸出入管理、通商政策、交通政策、石炭・鉄鋼政策・原子力政策・EIB（European Investment Bank：欧州投資銀行）といった EC 加盟と中立政策が衝突し得る六つの個別政策テーマを挙げて、それぞれどのような法解釈や対応をするべきかについてもまとめられている。整理すると次表のとおりとなる。

[91] 筆者作成。

表 4：EC と中立性の関係性に係る政策テーマ別論点 [92]

#	テーマ	懸念点	対応の要否・方向性
1	軍事品の 輸出入管理	加盟国としての軍需品の生産・取引が、陸戦中立条約に違反する可能性がある	対応不要： EEC条約第223条1項b号等により、軍需品は共通の通商・経済政策の例外として認められているから、懸念の必要はない
2	通商政策	加盟国による戦争の際にはECとして交戦相手国への貿易禁輸措置を発動する場合がある （例：フォークランド戦争時に発動された、アルゼンチンを原産とする全品目の輸入停止措置）。 これに追随すれば中立法上違反に当たる可能性がある	対応要： オーストリアの中立政策が「平和と国際安全保障を維持するための特別な手段」と見なされれば、EEC224条を援用して日常的に中立政策を遂行することが可能。 その旨をECにも加盟交渉で伝えることが望ましい
3	交通政策	ECとして加盟国間の領土の通過に共通規則を制定できる場合がある これに追随すれば、軍需物資が国内を通過した場合中立法上違反に当たる可能性がある	対応不要： 共通規則制定はEEC条約の目的の範囲内で行われるにすぎないから、そもそも陸戦中立条約と矛盾するものではない。軍需物資通過を容認するよう加盟国に義務付けることはできない
4	石炭・鉄鋼政策 （ECSC関係）	ECSCが行う危機事態に備えて設けられた割当制度や配分制度、輸出入許可制度は、中立国としての平等接遇や自給自足の原則を損なう可能性がある	対応要： 加盟条約締結の際は、オーストリアの中立性を明示的に考慮した内容にする必要がある
5	原子力政策 （EURATOM関係）	EURATOMが行う、鉱石、原料、および特定の核分裂性物質の調達権や第三国との間の輸出入規制は、有事にオーストリアの中立性を損なう可能性がある	
6	欧州投資銀行 （EIB）の融資	EIBは加盟国に対し特別融資の供与を行えるが、当該融資が戦争目的のために充てられる場合、中立法上の違反が生じる可能性がある	対応不要： 戦争目的のための融資供与はそもそもEEC条約第130条違反であるから懸念する必要はない

まず軍事品の輸出入管理については、そもそも EEC 条約第 223 条第 1 項第 b 号 [93]において加盟国が必要と判断する措置を取ることが認められているため、EC 加盟が直ちに陸戦中立条約の義務違反を構成しないという見解になっている。

次の通商政策については、加盟国が戦争等を行った場合、EC として EEC 条約第 113 条第 1 項 [94]等に

[92] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988): Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes を基に筆者作成。

[93] 「各加盟国は、武器、弾薬及び軍需物資の生産又は貿易に関連する限りにおいて、自国の安全保障上の重要な利益を保護するために必要と判断する措置を講じることができる。ただし、かかる措置は、軍事目的を特に意図していない物品に関する共通市場における競争条件に悪影響を与えてはならない。」Treaty establishing the European Economic Community, Art. 223 Abs. 1 lit. b（筆者訳）.

[94] Treaty establishing the European Economic Community (EEC Treaty), signed in Rome on 25 March 1957, Art. 113(1). 仮訳:「移行期間の終了後、共通通商政策は、特に、関税率の変更、関税・通商協定の締結、自由化措置の統一、輸出政策、ならびにダンピング又は補助金の場合に講じられる措置などの貿易保護措置について、統一的な原則に基づくものとする。」。ここで言う「移行期間」とは EEC 条約第 8 条に定める原則 12 年間の移行期間を指す。

基づく交戦相手国への貿易禁輸措置を発動する場合があり、これに追随すると中立性に違反する可能性があるという懸念が持ち上がった。特にそのケーススタディとして連邦首相府憲法局も挙げているのが、1982 年のフォークランド戦争を巡る EC の通商政策である。1982 年 4 月 2 日にアルゼンチンがフォークランド諸島を占領し、国連安保理が 4 月 3 日の決議でアルゼンチン軍の撤退を要求したことを受けて [95]、EC は EEC 条約第 224 条に基づき協議を行い、4 月 16 日には EEC 条約第 113 条によりアルゼンチン原産の全製品の EC への輸入を同年 5 月 17 日まで停止する EC 規則が発動した [96]。期限後は有志国による共同の禁輸措置が継続されたが、アイルランドやイタリアはその延長への参加を見送っている [97]。とりわけアイルランドは安保理決議の履行や交渉による解決を期待して EC の制裁に 4 月に参加したものの、軍事的エスカレーションは解決を困難にするという趣旨により措置の継続を見送った [98]。実質アイルランドは EEC224 条を利用して EC 内でのオプトアウトを図ったとする研究もあるが(Klinkum 1990)、オーストリアは EEC224 条等を有事のシェルターとして自国の中立政策の遂行が可能かどうかを、EC 加盟時に明示的に確認しておきたかった節があると推察される。

第三の交通政策については、軍事物資の領内通過を巡る懸念があったが、軍事品については上述のとおり EEC 条約第 223 条第 1 項第 b 号によって加盟国に必要な措置を取る権限が認められているため問題にならないとした。連邦首相府憲法局の報告書では言及がなく、EC 加盟とは別の話になるが、交通政策については 1985 年にベネルクス三国と西ドイツ及びフランスの間で交わされたシェンゲン協定を念頭に、各種国境での検問を廃止することの是非についても検討が行われた。国内では国境検問を廃止する議論もあったが(Noll 1989b)、シェンゲン協定自身も公共の秩序又は国家安全保障上の理由により域内国境における検問が一時的に再導入されることを想定しており [99]、有事には補償措置を行うことで対応するという方針が取られたのである [100]。

第四の石炭・鉄鋼政策については、ECSC が行う石炭・鉄鋼の過剰生産による需要減少時の割当措置や、石炭・鉄鋼の深刻な不足時の加盟国間配給措置については、安全保障上の平時か有事かを問わず需給バランスに基づいて ECSC に委譲するという性質があることから、EEC 条約第 224 条に基づくシェルターが発動できず、オーストリアにおける経済的中立（WN）の観点から懸念が残るとされた。特に ECSC 条約第 59 条では、消費の優先順位決定、加盟国間の資源配分、国内配分への関与、企業間配分、さらには第三国向け輸出制限まで広範な管理体制が定められていたことがオーストリアの懸念材料であったと推察される [101]。そのため EC 加盟の際にはオーストリアの中立性を担保する形での交渉を追求することが必要となった。

第五の原子力政策については、オーストリアは「エネルギー生産における原子力の重要性が低いことから、例えばスイスの場合ほど重大ではない」としながらも [102]、EURATOM では第 52 条から第 73 条に規定のとおり原子力燃料の需給管理、核分裂性物質の処理、第三国からの供給契約に係る ESA

---

[95] United Nations Security Council, Resolution 502 (1982), S/RES/502(1982), 3 April 1982.

[96] Council Regulation (EEC) No 1176/82 of 18 May 1982 extending the suspension of imports of all products originating in Argentina.

[97] House of Commons, Hansard, “Argentina (Sanctions)”, 28 May 1982, Vol. 24.

[98] Houses of the Oireachtas, Dáil Éireann Debate, 11 May 1982, Vol. 334, No. 4.

[99] EUR-Lex. Document 41994D0001 Schengen Executive Committee, Decision of 26 April 1994, SCH/Com-ex (94) 1, 2nd revision.

[100] Nationalrat, Bericht des Ausschusses für innere Angelegenheiten, 541 der Beilagen, XX. GP.

[101] Treaty establishing the European Coal and Steel Community (ECSC Treaty), signed in Paris on 18 April 1951, Arts. 58–59.

[102] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988), S. 18.

（Euratom Supply Agency：EURATOM 供給機関）の排他的契約、平時からの備蓄が定められており[103]、中立政策上必要となる独自の経済措置を妨げる可能性があるという見解が示された。そのため石炭・鉄鋼政策同様、EC 加盟の際にはオーストリアの中立性を担保する形での交渉を追求することが必要となった。

そして第六に EIB の融資については、加盟国への特別融資が戦争目的のために充てられる場合に中立政策との矛盾が生じ得るという論に対して、戦争目的のための融資供与は EEC 条約第 130 条違反であり懸念は当たらないとする見解を示した[104]。EEC 条約第 130 条では、後進地域開発事業、企業の近代化事業、そして複数加盟国への共通利益性のある事業が融資対象であると限定列挙されているので[105]、戦争目的の事業はこれらに該当しないから EIB の融資対象外になる、というのが連邦首相府憲法局の考え方であったと推察される。

なお経済政策ではないが、欧州の政治協力の進展の可能性についても連邦首相府憲法局の報告書内では触れられている。端的には、将来 EC が多数決による拘束力のある EC 外交政策、あるいはさらには防衛共同体へと発展した場合、いかなる形でもこれに追随することはできない、という旨を記載している[106]。

このようにしてオーストリアは自国の経済面での中立政策を可能な限り維持しながら EC に加盟するための法解釈を提示したのである。

ここで押さえておきたいのが、EC 加盟の検討に際してのソ連の意向である。前述のように、1955 年にオーストリアの独立が成った背景には、ソ連が求めたオーストリアの中立化の方向性を定めた 1955 年のモスクワ覚書があったはずである。とすれば、ソ連がオーストリアの EC 加盟申請についてどのような態度を取っていたのかについて整理しておく必要がある。この経緯は上原の論考でも明らかになっているとおりだが(上原 2009)、本節の最後にオーストリア政府の回顧文献等も参照しながら当時の動向を確認したい。

実際 1980 年代末にオーストリアの EC 加盟申請検討の話が具体化した際、オーストリアにとってソ連の反応は無視できない問題となった。当時の EC 加盟国には NATO 加盟国が多く含まれており、冷戦期のソ連はオーストリアの EC 加盟について、中立との両立可能性を繰り返し問題視していた。オーストリア議会による後年の回顧でも、EC 加盟検討時の「核心的問題（Kardinalfrage）」の一つは、国家条約締結国であるソ連がオーストリアの EC 加盟をどのように評価するかであったと整理されている[107]。

そこでオーストリア政府は、正式な加盟申請に先立ってモスクワとの外交的調整を進めた。特に重要

---

[103] Treaty establishing the European Atomic Energy Community (EURATOM Treaty), signed in Rome on 25 March 1957, Arts. 52–76.

[104] Bundeskanzleramt, Verfassungsdienst (1988), S. 19–20.

[105] Treaty establishing the European Economic Community (EEC Treaty), signed in Rome on 25 March 1957, Art. 130.

[106] Treaty establishing the European Economic Community, Art. 130.

[107] Fundamente: Meilensteine der Republik 25 Jahre Österreich in der Europäischen Union, Mit Beiträgen von Ernst Bruckmüller. Michael Gehler, Thomas Pankratz, Paul Schmidt, Barbara Schrank und Herbert Vytiska Herausgegeben von der Parlamentsdirektion. Wien, 2020.

[107] Parlamentsdirektion (Hrsg.) (2020): Fundamente: Meilensteine der Republik. 25 Jahre Österreich in der Europäischen Union, Wien, S. 58.

なのが 1988 年の一連の協議である。オーストリア外相アロイス・モック（Alois Mock）は同年 9 月にモスクワを訪問し、ソ連外相エドュアルド・シュワルナゼ（Eduard Schewardnadse）と EC 加盟及び中立について協議したところ、シュワルナゼも中立性の問題を強調したという [108]。さらにフラニツキー首相も同年秋にモスクワを訪れ、ミハイル・ゴルバチョフ（Mikhail Gorbachev）らソ連指導部にオーストリア政府の立場を説明し、ソ連側の中立政策に関する懸念を和らげることに成功したというのが現オーストリア政府の回顧資料から確認できる [109]。別の政府資料では、ソ連の反応は”das stille Placet”（暗黙の了承）であったという記述もあり [110]、いずれにせよソ連から明示的な了解を得たではないが EC 加盟申請をすることにソ連からそれ以上の介入はないという確証は得られたのだと思われる。そしてモック外相は国内向けに「オーストリアはソ連に情報提供はするが、統合政策や中立政策についてソ連の同意を求めるものではない。政策はオーストリア国民や議会が決定することである」という姿勢を明示しており、あくまでオーストリアの外交政策は自国で決める姿勢を堅持する方針であった [111]。

こうした調整を経て、オーストリア政府は 1989 年に正式な加盟申請へ進んだ。政府内では同年 4 月に申請について合意が成立し、国民議会でも 6 月 29 日に圧倒的多数で政府方針が支持された。7 月 17 日、モック外相は EC 理事会議長国フランスの外相ローラン・デュマ（Roland Dumas）に加盟申請書を提出した。もっとも本節で明らかにしたように「オーストリアは国際的に承認された永世中立の地位を維持することを前提として本申請を行う」ことを基本方針としていた [112]。

そして加盟申請の後、駐ウィーン・ソ連大使ゲンナディ・シキン（Gennadi Schikin）がオーストリア政府に対し、EC 加盟と永世中立との整合性についてソ連政府の見解を伝えた [113]。その内容では、とりわけ EC が将来的に CFSP（Common Foreign and Security Policy：共通安全保障・外交政策）、さらには防衛協力へ進む可能性と、オーストリアの中立とがどのように両立するのかが問題とされた。しかしこの文書は「オーストリアの EC 加盟を認めない」というソ連の抗議ではなかった。先行研究の中には、この文書は全体的に穏健な覚書（gemäßigtes Memorandum）であり、高官による外交的な義務的対応に近いものと評価するものもある(Gunther 2014)。実際モック外相は同日に見解を表明し、ソ連覚書の論調は、自身が 1988 年 9 月にモスクワで行った協議の論調と一致する、と強調している(Gregor 2014)。

さらに、その後のソ連の態度は急速に柔軟化した。1989 年 10 月 27 日、ソ連の指導者ゴルバチョフは EC への加盟を望むか否かは各国自身が決定する権利を有するとの立場を明らかにした [114]。これはフィンランドについても同様であり、ソ連が中立国の EC 加盟そのものを阻止する従来の姿勢から離れつつあったことを示している(Gunther 2014)。

---

[108] Vz.Kzl.Bm Abg.Z. NR a.D.Mag.Dr.Dr.h.c.mult Alois Mock, Der Cartellverband der katholischen österreichischen Studentenverbindungen (ÖCV) .

[109] Bundeskanzleramt (2024): Österreichs Weg nach Europa: 30 Jahre Abschluss der Beitrittsverhandlungen und EU-Volksabstimmung, Wien.

[110] Österreichische Gesellschaft für Europapolitik (2024): „30 Jahre Volksabstimmung über den EU-Beitritt Österreichs“, 11. Juni 2024.

[111] Nationalrat der Republik Österreich (1988): Stenographisches Protokoll, XVII. GP, 75. Sitzung, 19. Oktober 1988, S. 8523–8524.

[112] 30 Jahre Volksabstimmung über den EU-Beitritt Österreichs, Österreichische Gesellschaft für Europapolitik, 11. Juni 2024.

[113] „Aide-Mémoire der Sowjetunion zum österreichischen EG-Beitrittsansuchen“, 10. August 1989, Dok. 81, S. 1072.

[114] Hauser, Gunther (2014). „Er bezeichnete es ausdrücklich als das Recht eines jeden Landes – auch Finnlands –, einen Beitritt zur EG nach Gutdünken zu entscheiden.“

その背景には、オーストリアだけでなくソ連自身の対 EC 政策の変化があったと思われる。ソ連末期のゴルバチョフ政権下では西欧との経済・政治関係改善が進み、従来の「EC＝NATO 諸国による西側ブロック」という見方は弱まりつつあった。1989 年 12 月にはソ連のシュワルナゼ外相がブリュッセルで EC 側との協力を進めるなど、ソ連と EC の関係自体が対立から協力へ転換していた。したがって、オーストリアの EC 加盟を阻止することは、ソ連自身の新しい対 EC 政策とも整合しなくなっていたのであろう。そして後述するとおり 1990 年代にはソ連自体の解体があり、オーストリアの独立回復に際して重要な役割を果たしたソ連がどう反応するかは、もはや重要な問題ではなくなっていたのである。

2.5　1989～1995 年：EC・EU 加盟交渉における中立の解釈変更

しかし 1989 年の加盟申請から 1994 年の加盟条約締結までの間に、こうした議論の前提は大きく変化したことも事実であり、オーストリアが追求してきた経済的中立（WN）に係る歴史的転換もこの時期に起きたと考えられる。本節では 1991 年 7 月に欧州委員会が出したオーストリアの加盟申請に係る意見書（Commission opinion on Austria's application for membership）の内容やオーストリア国民議会での議論の内容等を基に、連邦首相府憲法局の報告書が提示した方向性からの変遷を、経済的中立（WN）の側面に焦点を当てて明らかにしていく。

まず上記のとおり、1991 年 7 月に欧州委員会より出されたオーストリア加盟申請に係る意見書の内容を押さえる必要がある。それによれば欧州委員会は大前提として、オーストリアの持つ経済・通貨・財政面での実績を基にすれば欧州の経済通貨同盟の進展につながること、オーストリアの地理的位置や歴史並びにオーストリアが関係性を構築してきた東欧諸国を含めて形成されつつある「新しいヨーロッパ」の中心に同国が位置してきたという経験が EC にとって有益であることから、オーストリアの EC 加盟について肯定的な評価を示していた [115]。

同時に欧州委員会は、戦時における対交戦国への共通通商制裁、ECSC の資源配分制度、EURATOM の供給制度が、オーストリアの中立義務と抵触する可能性を具体的に認識していた [116]。そして欧州委員会は、オーストリアがこの問題を解決するために企図していた EEC 条約第 224 条の広範な適用という案には慎重な態度を取った。EC 裁判所の判例によれば同条はあくまで例外規定であり、同条の「平和及び国際安全保障の維持」自体がオーストリアの永世中立関連政策を保障するものだ、という主張は受け入れられないと明示し、ECSC・EURATOM についても同条を援用できるか否かは、加盟交渉の中で検討すべきであるという見解を示したのである [117]。

その上で、オーストリアの中立性と EC 間の法的矛盾を解決する方法として

1.　オーストリアによる中立の再定義（redefinition by Austria of its neutral status）を行う
2.　オーストリアの EC 加盟条約そのものに、中立を理由とする条項適用除外（derogation）の規定を

[115] Commission of the European Communities (1991), Commission Opinion on Austria's Application for Membership, p. 13.

[116] Commission of the European Communities (1991), p. 12.

[117] Commission of the European Communities (1991): Commission Opinion on Austria's Application for Membership, p. 12. なお、国連が決定した平和維持活動（PKO）への参加については何ら支障はない、という点も明記された。

設ける
という二案があることも明記した[118]。その上で実際の加盟交渉に必要な取組は、当時 EC 自身が目指していた政治同盟（political union）や経済通貨同盟（economic and monetary union）すなわち EU（European Union：欧州連合）成立の帰趨を踏まえる必要があるとして[119]、具体的な交渉はマーストリヒト条約締結による EU 成立後、1993 年 2 月から始められることとなった[120]。

結局実際の加盟交渉で採用されたのは、総論的には前者の中立の再定義に近い方向性であった。その背景には冷戦終結とマーストリヒト条約の成立があると考えられる。

1988 年の連邦首相府憲法局の報告書が念頭に置いていたのは、ソ連によるオーストリアの中立化要請を受け入れることでオーストリア国家条約の締結を勝ち得たという歴史的記憶や、NATO とワルシャワ条約機構の対立構図の中でオーストリアが中立国として機能する可能性が想定される国際環境であった。しかし 1990 年代前半には、東西ドイツ統一、鉄のカーテンの瓦解やソ連の解体、さらには湾岸戦争や旧ユーゴスラヴィア紛争といった数々の重要な歴史的出来事（bedeutende historische Ereignisse）が起き[121]、オーストリアの中立政策が前提としていた安全保障環境は急速に変化した。

さらに先述のとおり 1992 年のマーストリヒト条約締結によって EC は 1993 年に EU へと発展し、共通外交・安全保障政策（CFSP）が導入された。この結果、中立をめぐる主要な争点は、EEC 条約第 113 条が想定していた個別の通商措置や ECSC 条約等が想定している資源配分制度にどう工夫すれば足並みを揃えられるかという論点から、「オーストリアが EU の外交・安全保障政策にどこまで参加できるか」という、より包括的な論点へ移行したのである。

この問題提起は、オーストリア国内の中立論争を一層活発化させた。しかし、国内での再解釈の動きは上記の 1991 年 7 月の欧州委員会意見書によって突然生じたわけではないと推察される。例えば 1991 年 3 月の国民議会では既に ÖVP 議員のフリードリヒ・ケーニッヒ（Friedrich König）から、1956 年のハンガリー動乱や 1968 年のチェコスロヴァキア侵攻に対してオーストリアが非難声明を出したことを引き合いに、「オーストリアは政治的に中立であったことは一度もない。私たちは軍事的に中立だったのであり、それは政治的な中立とは別である」（Österreich war politisch nie neutral. wir waren militärisch neutral - und das ist etwas ganz anderes）とする主張もあった[122]。また同じく ÖVP 議員のアンドレアス・コール（Andreas Khol）もまた「欧州辺境の中立小国オーストリア」というのは、東西冷戦の狭間に位置する国として冷戦に巻き込まれないことを旨に遂行してきた時代遅れの考え（Klischee）であるとした上で、湾岸戦争や不安定化する東欧といった紛争リスクが複雑化し増大する中にあって安全保障を確保するならば強力武装か他国との同盟か、そうでなければ防衛政策とは全く異なる（ganz anderes als verteidigungspolitische Anstrengungen）欧州集団安全保障への参画が解決策に

[118] Commission of the European Communities (1991): Commission Opinion on Austria's Application for Membership, p. 12.
[119] Commission of the European Communities (1991), p. 10.
[120] Dossier EU & Internationales zum Thema „30 Jahre EU-Mitgliedschaft Österreichs", 8. September 2025.
[121] Dossier EU & Internationales zum Thema „30 Jahre EU-Mitgliedschaft Österreichs", 8. September 2025.
[122] Nationalrat der Republik Österreich (1991): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 20. Sitzung, 15. März 1991, S. 1574.

なると説いた[123]。こうした主張は、オーストリアにおける中立概念の再定義や、何のために中立を志向するのかといった本質的な論点を検討する先駆けとなった。1992 年に旧ユーゴスラビアでは武力紛争が勃発し、東西間の全面戦争よりも地域紛争への対処が欧州安全保障上の主要課題となったことも本議論を後押ししたと推察される。

こうした環境変化を受け、中立政策の抜本的な見直しを主張したのが FPÖ の議員たちであった。1992 年 6 月 25 日、ノルベルト・グーガーバウアー（Norbert Gugerbauer）、フリードハイム・フリッシェンシュラーガー（Friedhelm Frischenschlager）、イェルク・ハイダー（Jörg Haider）らは、オーストリアの中立と欧州の協調的安全保障システムに関する決議案 364/A(E)を国民議会に提出した。同案は、冷戦終結によってオーストリアの地政学的位置は決定的に変化しているという前提認識の下、従来の中立は東西冷戦といった特殊な環境（nur unter ganz besonderen Umständen）の下でしか機能しないものであり、むしろオーストリアの安全保障確保が難しい（Schutzlosigkeit）立場におかれると主張し、今後は欧州的連帯のもとで共同安全保障システムに積極的に参加すべきであるとした[124]。もっとも FPÖ は野党であったこともあり、この三議員が出した案は 1992 年 10 月の外交委員会で賛成多数を得られず否決された。

これに代わって SPÖ 議員のペーター・シュニーダー（Peter Schieder）と先述した ÖVP のコール議員が共同で外交委員会に提出した決議案が同じく 1992 年 10 月に賛成多数で可決され、連邦議会本会議へ送付された。

決議はまず、地域紛争と不安定化の危険が生じているという前提認識の下、オーストリアの安全保障を確保するための手段として、マーストリヒト条約に基づき設立される EU への加盟を目指すとしている[125]。さらに政府が 1992 年 6 月に覚書（Aide Mémoire）として EC 加盟国側に表明していた、オーストリアが将来の EU の共通外交・安全保障政策（CFSP）の目標に全面的に同意し、その政策及び動態的発展に積極的かつ連帯的に参加するという姿勢を明示的に支持した[126]。

同決議はさらに、

- EU の共通の価値観、基本的利益、独立の認識
- あらゆる形態の連合及び加盟国の安全保障の強化
- 国際連合憲章の原則、ヘルシンキ最終議定書の原則、パリ憲章[127]の目的に従った平和の維持及び国際安全保障の強化
- 国際協力の促進
- 民主主義と法の支配の発展と強化並びに人権と基本的自由の尊重

といったマーストリヒト条約上の CFSP の目的を支持した[128]。その上で決議は政府に対し、オーストリアが欧州集団安全保障システムの発展に参加できることを確保するよう求めたが、当該システムについ

---

123 Nationalrat der Republik Österreich (1991): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 20. Sitzung, 15. März 1991, S. 1564.

124 Nationalrat der Republik Österreich (1992). Bericht des Außenpolitischen Ausschusses über den Antrag 364/A(E) betreffend österreichische Neutralität und kooperatives Sicherheitssystem in Europa, 724 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates, XVIII. GP, 20. Oktober 1992, S. 1–3.

125 Nationalrat der Republik Österreich (1992), 724 der Beilagen.

126 Nationalrat der Republik Österreich (1992), 724 der Beilagen.

127 Conference on Security and Co-operation in Europe (CSCE) (1990): Charter of Paris for a New Europe, Paris, 21 November 1990.

128 Nationalrat der Republik Österreich (1992), 724 der Beilagen.

ては、国連憲章第 8 章第 52 条から第 54 条にいう紛争解決のための地域的取極（eine regionale Abmachung）[129]として位置付けられることが想定された [130]。

決議の内容は、先に見た FPÖ 三議員の案よりも受け入れられやすい内容になっていたと考えられる。何故なら FPÖ 三議員の案は事実上中立政策を放棄するものという見方もできるものであったのに対し、決議は EU 加盟がこれまでオーストリア自身が取り組んできた全欧安全保障協力会議（CSCE）や国連の枠組みに沿った概念に合致するというロジックになっているからである。CFSP の仕組みは、単にオーストリアの中立政策を直ちに否定するものではなく、オーストリアも加盟する国連が定める地域的取極の一形態と位置付けることで、オーストリアの中立性に抵触しない解釈を導き出したのである。

この外交委員会での決議内容は、1992 年 11 月の国民議会本会議での決議案の土台となった。

モック外相は、スウェーデンやフィンランド等他の中立国における中立の定義が、軍事的非同盟、外国軍の国内非駐留、自衛権という範囲まで縮小されていることを説いた。加えて古典的な中立政策は二勢力間の戦争を前提としているのに対し、オーストリアの EU 加盟は「共通の価値観に基づき法を犯すものに対して共同で対処する」（auf gemeinsamen Werten beruhenden Sicherheitsordnung, in der Rechtsbrechern gemeinsam entgegengetreten wird）ことに外ならず、その際中立政策は適用できないどころか、むしろ共同対処による秩序形成に積極的に参加すべきという論を展開した [131]。

決議案をめぐっては、採決に先立ち、各党の議員による約 3 時間にわたる討論が行われた。特に注目されるのが外交委員会で決議案を出した ÖVP 議員であるコールの議論である。コール議員は国連とオーストリアの関係を参照し、オーストリアは国連の協調的安全保障システムに参加しながらも中立を維持してきたと主張した [132]。例えば国連が湾岸戦争における対イラク措置のような集団安全保障上の権限を行使する場合にはオーストリアも中立に固執することなく国連の措置に協力することは可能であり、国連の集団安全保障措置の対象とならない紛争については従来の中立政策の遂行と両立するという論法を取った [133]。これはコールも明示的に参照しているように、スイスが第一次世界大戦後国際連盟に加盟するにあたって構築した概念である「差別化された中立」（differenzierte Neutralität）にあたるとした [134]。その上で欧州統合の取組は歴史的に、近現代ヨーロッパを悩ませてきたフランス・ドイツ間の紛争を解決し、また英国が欧州大陸と繰り広げてきた紛争を忘れさせてくれたという認識を示した [135]。これは来る EU が東西冷戦のような一方的な枢軸ではなく、包括的な集団安全保障を担うという意味において国際連合と同義であり、従って、国連に協力するのと同様の考え方で EU とも協力できるというロジックを取っていることがうかがえる。そして EU すらもオーストリアに中立放棄を要求しているわけで

---

[129] Charter of the United Nations, Chapter VIII, “Regional Arrangements”, Arts. 52–54.

[130] Nationalrat der Republik Österreich (1992), 724 der Beilagen.

[131] Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9769.

[132] Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9761.

[133] Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9761.

[134] Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9761. スイスの国際連盟加盟と中立概念の再構築については、SWI swissinfo.ch「国際連盟から国際連合へ、スイス孤立主義の終焉」に説明がある。

[135] Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9761.

はないとする一方で、欧州の新しい安全保障秩序にただ乗り（Trittbrettfahrer）する国か、はたまた孤立する中立国（allein bleibende Neutrale）として留まるかではなく、当初からその形成に参加する必要があるとした[136]。つまりは従来の中立の適用範囲を、オーストリアを囲む欧州的連帯や国連の集団安全保障の外側に位置付ける再構成が試みられていたのである。

SPÖ 議員のシュニーダーも、集団安全保障と中立法を区別するロジックで議論を支えた。そもそもの話として、オーストリアが独立回復後に集団安全保障を規定する国連に加盟できた例を挙げ、国際社会による集団安全保障措置は、伝統的な中立法が想定する二つの交戦国間の戦争とは同一ではないという理解を示した[137]。また集団安全保障の措置は、規則や法に違反した平和破壊者に対して行動を起こす（Gegen einen Friedensbrecher vorzugehen）ことを意味しており、これは戦争を仕掛けることを意味しない（nicht einen Krieg zu führen）と説いた[138]。これによって、「中立国は交戦国間で公平でなければならない」という古典的な解釈から、集団安全保障や国際法違反に対する集団的措置には中立国も連帯できるが、それは中立放棄までを意味しないという現代的解釈へ移行を促すこととなった。

他方、この論理に対して緑の党のセベリン・レノルドナー（Severin Renoldner）などは強い疑念を示した。懸念の核心は、政府が中立を維持すると主張しながら同時に CFSP への全面的参加を約束することは、中立の実質放棄（De facto verabschiedet）ではないか、という点にあった。とりわけ来る EU が他地域の多国間同盟との緊張を高めることはオーストリアの安全保障環境を損ない得る、フランスが国連安保理チャド・リビア紛争において軍事介入した例にもあるように EU 加盟はアフリカに対する中立政策の維持を不可能にする、といった指摘を展開した[139]。

全員の登壇が終わった後、結局外交委員会で決議されたシュニーダーとコール（Schieder–Khol）の決議案が採決に付され、多数で採択された（Entschließung E76）[140]。本案をめぐる立場は、中立をめぐる三つの立場として整理できる。まず FPÖ は、冷戦型中立そのものが安全保障構想として機能を失ったとして、より明確に欧州共同安全保障へ移行することを主張した。一方で SPÖ・ÖVP 多数派は、中立を廃止せず、戦争不参加、軍事同盟不加盟、外国軍基地不許可といった核心を維持しつつ、CFSP や集団安全保障への参加を可能にする再解釈を志向した。そして緑の党等は、そのような「核心化」は実質的な中立の空洞化ではないかと批判したのである。

この一連の論争は、1988 年の憲法局報告書と 1994 年の EU 加盟条約との間をつなぐ重要な転換点として位置付けられる。1988 年の議論では、中立義務を所与として、EC 法の側に例外や留保を確保することが基本的発想であった。これに対して 1992 年には、欧州統合そのものを安全保障政策の一部として積極的に評価し、EU の外交・安全保障政策への連帯的参加を中立と両立させる方向へと議論が反転した。この意味で、1992 年 11 月 12 日の国民議会決議は、EC 加盟申請時に掲げたある種のシェルター確保の追求という考え方から、EU の政策を全面的に受け入れながら中立の核心を維持する考え方への転換を示す重要な節目であったと評価できる。

---

136 Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9767.
137 Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9767.
138 Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9767.
139 Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9778.
140 Nationalrat der Republik Österreich (1992): Stenographisches Protokoll, XVIII. GP, 88. Sitzung, 12. und 13. November 1992, S. 9783.

1993 年 2 月にオーストリアと EC との加盟交渉が開始された。その後、同年 11 月 1 日のマーストリヒト条約発効によって EU が発足し、交渉は新たな制度的枠組みの下で進められた。プロセスでは、閣僚級交渉が 9 回、EU 法体系の審査に係る会合が 130 回、関係省庁との協議が 72 回行われた[141]。基本的に EFTA の一国であったオーストリアは EC との経済的な結び付きが深く、関連制度の調整も進んでいたことから、交渉は順調に進んだ。ただし農業分野については 72 回の関係省庁会議のうち 25 回を占めるなど、価格・所得政策や農村振興政策を柱とする EU 共通農業政策（CAP）との整合性確保に難儀した形跡がうかがえるが[142]、1994 年 3 月に一年間の交渉が完了した。

加盟交渉の結果を見れば、オーストリアが 1988 年に想定していたとおりの結果にはならなかったことが明白である。通商政策については、1988 年報告書が想定していた第 224 条を通じた中立上の特別留保は加盟条約に盛り込まれず、オーストリアは共通通商政策及び EU の非軍事的な制裁措置への参加を原則として受け入れた[143]。ECSC についても、中立又は経済的国土防衛（WLV）を理由とする恒久的な適用除外は設けられず、ECSC の石炭・鉄鋼管理制度も原則として受け入れることとなった[144]。EURATOM については一定の交渉成果がみられたものの、それも 1988 年に問題視された「中立と供給制度」の関係を直接解決するものではなく、加盟条約の最終文書には、原子力発電を行うか否かは各加盟国が自ら決定し、核燃料サイクルの後処理についても各国が政策を定めることを確認する共同宣言が盛り込まれた[145]。しかしこれは、反原発政策を維持しようとするオーストリアの国内政策上の要請を反映したものであり、EURATOM 第 52 条以下の共同供給制度から中立国オーストリアを除外するものではなかった。

そして 1994 年 5 月に国民議会で EU 加盟法案を可決し[146]、オーストリアから EU へと一部の主権的権限が委譲される背景から連邦憲法 44 条第 3 項「全面改正（Gesamtänderung der Bundesverfassung）」にあたるとされ、連邦憲法に則り 1994 年 6 月に国民投票を実施した[147]。1992 年に中立放棄による欧州安全保障体制への参画を主張していた FPÖ のハイダー議員など、EU 側に主権委譲をすることになるといった EU 懐疑派の主張を展開するネガティブキャンペーンも行われたが[148]、1994 年 6 月 12 日の国民投票では 66.58%が EU 加盟に賛成し、加盟に必要な憲法上の承認が得られて、1995 年 1 月に EU 加盟が実現したのである。

なお 1994 年 6 月の連邦憲法改正では新たに第 23f 条が導入された。第 1 項では、オーストリアが CFSP に参加することを定めるとともに、その参加には、第三国との経済関係を停止、制限又は完全に終了させる措置への参加も含まれることを明示した。また、第 2 項は CFSP 等に関する決定について、第 23e 条第 2 項から第 5 項に定める国内議会の関与手続を準用することとなった。

---

141 Parlamentsdirektion (Hrsg.) (2020): Fundamente: Meilensteine der Republik. 25 Jahre Österreich in der Europäischen Union, Wien.

142 Parlamentsdirektion (2020), S. 71.

143 Official Journal of the European Communities, C 241, 29 August 1994.

144 Official Journal of the European Communities, C 241, 29 August 1994, p. 354 ff.

145 Official Journal of the European Communities, C 241, 29 August 1994, p. 382 ff.

146 Bundesverfassungsgesetz über den Beitritt Österreichs zur Europäischen Union, BGBl. Nr. 744/1994.

147 Dossier EU & Internationales zum Thema 30 Jahre EU-Mitgliedschaft Österreichs 8. September 2025.

148 Parlamentsdirektion (2020): Fundamente: Meilensteine der Republik. 25 Jahre Österreich in der Europäischen Union.

このようにオーストリアでは EU 加盟を契機として、独自の通商政策上の裁量を中立維持のために確保するという従来の経済的中立（WN）の考え方が事実上消滅する転換点となった。すなわち 1988 年には、EC 加盟後も戦争・危機時に通商、資源配分、供給政策を国家が独自に運用できる余地を確保することが重視されていた。これに対し EU に加盟した 1995 年においては、一国家としての中立の核心を軍事面の狭義の領域に限定し、EU レベルでの共通の通商・経済政策を追求することになったのである。

では、EU 加盟に際して中立維持のために遂行してきた経済的国土防衛（WLV）に係る政策までも不要となったのだろうか。本節の最後に、各種政策の変遷について確認する。

この変化が最も明瞭に現れるのが 1992 年の供給確保法改正である。この改正により、本法は国際法上の義務を履行するために必要な場合、EC の機関の決定に基づく対応措置を実施するために必要な場合にも講じることができると明記された[149]。実際法改正にあたっての政府の趣旨説明文では、将来の EC 加盟後、EC が EEC 条約第 103 条等に基づいて決定する危機時の経済統制措置をオーストリア国内で実施できるようにする必要があると説明していた[150]。エネルギー統制法及び石油備蓄・届出法についても同時期に、湾岸戦争が示したような危機状態や EC への加盟に備えて（für einen EG-Beitritt Österreichs vorbereitet)、国際機関の要請があった際に本法を発動できるという改訂を盛り込んでいる[151]。

1995 年の EU 加盟は、この変化をさらに明確にした。加盟後には、単一市場を通じて他の加盟国の資源にもアクセスできるため、国内の供給確保法（Versorgungssicherungsgesetz）を廃止できるのではないかという見方も出てきたが、政府はこれを否定している[152]。むしろ法律の必要性について

① エネルギー統制法及び食料統制法との連関（Konnex）
② 石油危機やチェルノブイリ原発事故を想起させるような欧州規模ないし世界規模の供給不足の兆候（Verknappungserscheinungen）
③ EU が EC 条約 103 a 条に基づく決定するあらゆる措置を国内で実施する法的手段の必要性

を理由として、供給確保法の存続を求めた。ここでは国内危機管理と欧州的危機管理は二者択一ではなく、後者を実施するためにも国内法制が必要だという考え方が採られていた。

同様に 1996 年には、従来の食料統制法を整理して、新たな食料統制法（BGBl. Nr. 789/1996）が制定された。その政府説明の中で特筆されることが、食料統制法・供給確保法そしてエネルギー統制法の三法（Lebensmittelbewirtschaftungs-, Versorgungssicherungs- und Energielenkungsgesetz）を一括して「経済統制関連法制（Wirtschaftslenkungsgesetze)」と呼称していることである[153]。いずれも通常時に

---

[149] Bundesgesetz betreffend die Sicherung einer ungestörten Produktion und der Versorgung der Bevölkerung und sonstiger Bedarfsträger mit wichtigen Wirtschafts- und Bedarfsgütern (Versorgungssicherungsgesetz 1992 (VerssG 1992)). Artikel II § 1. (2)

[150] Nationalrat der Republik Österreich (1992), Erläuterungen zur Regierungsvorlage, 487 der Beilagen, XVIII. GP, Mai 1992.

[151] Nationalrat der Republik Österreich (1992), Regierungsvorlage, 486 der Beilagen, XVIII. GP, Mai 1992. Regierungsvorlage: Bundesgesetz, mit dem das Energielenkungsgesetz 1982 geändert wird.

[152] Nationalrat der Republik Österreich (1996), Regierungsvorlage, 346 der Beilagen, XX. GP, Oktober 1996. Regierungsvorlage Bundesgesetz, mit dem das Versorgungssicherungsgesetz 1992 geändert wird.

[153] 324 der Beilagen zu den Stenographischen Protokollen des Nationalrates XX. GP. Oktober 1996. Regierungsvorlage: Bundesgesetz über Lenkungsmaßnahmen zur Sicherung der Produktion und der Versorgung mit Lebensmitteln (Lebensmittelbewirtschaftungsgesetz

は作動せず、異常な危機に際して政令により発動される法的枠組みであると説明した。

このように 1990 年代の変化は、経済的国土防衛（WLV）の措置の廃止ではなく、その目的に「EU レベルで決定される危機対応の国内実施」が加わったことが特徴である。つまり、EU 加盟後の経済危機管理が国家単独の供給保障から EU との制度的連携を前提とした供給保障へ移行したことがうかがえる。

2.6　1995～2000 年：コソボ紛争に見るオーストリアの経済的中立（WN）の事実上の消滅

1970 年代からクライスキー政権のイニシアチブの下、国連による平和維持活動（PKO）に参画してきたオーストリアは、引き続き NATO には加盟しないものの、1995 年には NATO の「平和のためのパートナーシップ」には参加し協力関係を持った。これにより、コソボ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アフガニスタンでの NATO と協力した任務に参加してきた。

1999 年のコソボ紛争は、冷戦終結後も軍事的中立が維持された一方で、経済的中立（WN）ではなく CFSP への参加を優先するようになったことを示す事例である、本節ではその経緯を概観する。

オーストリアは NATO によるユーゴスラビア連邦共和国への軍事介入には参加せず、NATO 軍用機による領空通過や軍事物資の国内通過も認めなかった。その一方で、EU がユーゴスラビアに科した経済制裁には参加した。この軍事面と経済面との対応の相違は、1990 年代を通じて進展した中立概念の変容を象徴している。

1999 年 3 月 24 日に開始された NATO の Operation Allied Force、いわゆる NATO のコソボ介入については、1995 年のボスニア紛争とは異なり、国連安全保障理事会による明示的な武力行使の授権が存在しないまま実行された。同年 3 月 26 日のオーストリア国民議会において国防大臣のヴェルナー・ファスラベンド（Werner Fasslabend）は、NATO の攻撃が国連安保理によって命令・承認されたものではない点に触れつつ、コソボ危機の拡大阻止はオーストリア自身の安全にとっても重要であり、NATO の行動には政治的な必要性があったとの認識を示している [154]。しかし政府は、NATO が国連安保理の決議に基づいていないという法的状況の不明確さが残る以上、中立法を捻じ曲げる軍事的行動はとることができず、NATO には領空通過権も通過許可も与えないこととなった [155](David 2002)。

これに対し、経済制裁については異なる対応が採られた。

EU 理事会は 1999 年 4 月 26 日に対ユーゴスラビア制裁の強化を決定し、具体的にユーゴスラヴィアに対して

- 石油・石油製品の販売・供給禁止

1997).

[154] Parlamentsdirektion (1999): „Auswirkungen serbischer Drohungen auf Österreichs Sicherheit“, Parlamentskorrespondenz Nr. 154, 26. März 1999.

[155] Bundesrat der Republik Österreich (1999). Stenographisches Protokoll der 652. Sitzung des Bundesrates der Republik Österreich, 26. März 1999, S. 40, 43–44.

- 渡航禁止の拡大
- 資産凍結の拡大
- 民間部門による輸出金融の禁止
- 新規投資禁止の拡大
- 国内弾圧のための装備等の輸出禁止の範囲拡大
- 空爆で破壊された施設等の修復に利用可能な物品・技術等の輸出禁止
- ユーゴスラビアと EU 間の航空便禁止

といった制裁措置を取るに至った[156]。そして 1999 年 5 月 6 日の連邦議会において、外相ヴォルフガング・シュッセル（Wolfgang Schüssel）は、オーストリアが EU の他の加盟国と同様に対ユーゴスラビア制裁に参加していることを説明しており、オーストリアも EU の共通措置に参加したことが確認できる[157]。具体的には、対ユーゴスラビア経済制裁として「ほぼ全面的な貿易禁輸（fast lückenloses Handelsembargo）」、石油禁輸、在外資産凍結、投資禁止、航空禁止、査証禁止を実施した[158]。すなわち、軍事面では中立を理由に NATO 軍用機の領空通過を認めなかった一方、経済面では紛争当事者であるユーゴスラビアを一方的に対象とする EU 制裁に参加したことになる。

こうした一連の措置は議会でも論争となった。例えば連立与党の SPÖ 院内総務ペーター・コステルカ（Peter Kostelka）は、NATO の空爆によって難民が増えたことを受け止め、オーストリアはバルカンを含むあらゆる戦争に対して中立であるべきであり（Österreich hat jeder Form des Krieges gegenüber neutral zu sein, auch jenem am Balkan）、東欧の複雑な地域とそのあらゆる側面を熟知した国としてオーストリアが平和構築や人道支援といった積極的な中立政策（aktive Neutralitätspolitik）を遂行すべきであると強調した[159]。一方で野党 FPÖ のラインハルト・オイゲン・ベッシュ（Reinhard Eugen Bösch）は同日の連邦議会で、首相のヴィクトール・クリマ（Viktor Klima）が NATO のコソボ介入を支持し、政府が EU の対ユーゴスラビア禁輸措置を通じてそれを支援しているにもかかわらず、国内では中立を強調しているとして、その整合性が取れていないことを批判した[160]。また FPÖ から分離して 1993 年に結成された政党 LIF（Liberales Forum：リベラルフォーラム）のハイデ・シュミット（Heide Schmidt）は、中立政策を軍事同盟への不参加といった核心部分に限定すると政府が説明していることについても異議を唱え、現在のオーストリアは中立国ではなく非同盟国になってしまっていると批判した[161]。

こうした中で連邦首相府国務長官のペーター・ヴィットマン（Peter Wittmann）は基本的な政府方針として、

- 戦争物資の輸送に関する許可通知は、申請者が指定した目的に対してのみ有効であり、付与された通貨圏が関係国によって悪用されることはない。

---

156 1999/318/CFSP: Common Position of 10 May 1999 adopted by the Council on the basis of Article 15 of the Treaty on European Union concerning additional restrictive measures against the Federal Republic of Yugoslavia.

157 Bundesrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, 654. Sitzung, 6. Mai 1999, S. 30.

158 Bundesrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, 654. Sitzung, 6. Mai 1999, S. 30.

159 Nationalrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, XX. GP, 165. Sitzung, 21. April 1999, S. 66.

160 Bundesrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, 654. Sitzung, 6. Mai 1999, S. 94.

161 Nationalrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, XX. GP, 174. Sitzung, 16. und 17. Juni 1999.

- オーストリアはコソボ紛争において人道的及び政治的役割を果たしているが、軍事的役割はない。周知のとおり、オーストリアは中立国として NATO の軍事作戦には関与しておらず、コソボ治安維持部隊（KFOR: Kosovo Force）に参加するオーストリア軍は NATO 指揮下にはない。
- EU と NATO の間に制度化された協力はない。
- 1998 年のサン・マロ宣言[162]もまた特定の加盟国の憲法上の状況に焦点を当てており、全ての EU 加盟国に対する軍事支援義務を規定するものではない。

という点を説明し、オーストリアは NATO の方針に従属してはおらず、安全保障機能を高めようとする EU の中でさえ各国の憲法上の状況に配慮している点を説いている[163]。

このように EU 加盟後のコソボ危機では、EU の経済制裁への参加それ自体よりも、NATO の軍事行動にオーストリアがどこまで協力できるかが既に中立論争の中心となっていた。FPÖ からは EU の経済制裁への参加と中立維持の両立を疑問視する批判も出されたものの、政府は NATO の行動自体に政治的理解を示していたこと、EU 制裁に参画することはすでに前節で述べたとおり法的に解決がなされていたことから、ユーゴスラヴィアに対して EU の経済制裁に参加することが中立法上違法かどうかといった、少なくとも本稿で確認した議会討論では、経済制裁への参加の適法性そのものよりも NATO の軍事行動への協力の可否が主要な争点となっていた。要すればコソボ紛争は、経済的中立（WN）も含む広義の中立ではなく狭義の軍事的中立のみ維持するといった、EU 加盟交渉において再解釈された中立の概念が実践された事象だと言えよう。

もっとも、この変化は国民が中立そのものを重要視しなくなったことを意味しない。1999 年 4 月の FORMAT/OGM による 500 人を対象とした調査では、65%が NATO によるユーゴスラビア軍事目標への攻撃を「正当化できる」と回答した一方、オーストリアの NATO 加盟には約 3 分の 2 が反対し、賛成は 28%にとどまった[164]。すなわち、NATO の軍事介入を支持することと、自国が軍事同盟に加盟することとは、国民の意識の中で明確に区別されていた。

さらに NEWS/Gallup が 4 月 7 日に公表した調査では、NATO 加盟反対が 65%、賛成が 27%となった[165]。同調査は、コソボ紛争以前には加盟賛成・反対がほぼ拮抗していたとしており、軍事介入を目の当たりにしたことで NATO 加盟への抵抗が急速に強まったことが示唆される。もっとも、これは直接「中立を支持するか」を尋ねた調査ではないため、NATO 加盟反対をそのまま中立支持率とみなすことには注意が必要である。

---

[162] 1998 年 12 月、英国の Tony Blair 首相及びフランスの Jacques Chirac 大統領が、フランスのサン・マロで行われた英仏首脳会談において、NATO の集団防衛義務は保持しつつも欧州のみでも独自に軍事行動がとれる能力・機構を EU が保持すべきとした宣言。出所；外務省平成 16 年版（2004 年）外交青書 第 2 章第 4 節「欧州」。

[163] Bundesrat der Republik Österreich (1999): Stenographisches Protokoll, 654. Sitzung, 6. Mai 1999, S. 96–100.

[164] FORMAT/OGM (1999): „Zwei Drittel der Österreicher für Aufnahme von Kosovo-Flüchtlingen“, April 1999.／NEWS/Gallup (1999): „Österreich zu zwei Drittel gegen NATO-Beitritt“.

[165] NEWS/Gallup (1999): „Österreich zu zwei Drittel gegen NATO-Beitritt“.

表 5：オーストリアの NATO 加盟に係る世論調査（NEWS/Gallup）[166]

オーストリアのNATO加盟に係る意見（n=500）	（%）
反対	65
賛成	28
その他	7

NATO加盟反対意見の表明者割合_政党別（n=500）	
政党名	（%）
SPÖ（社会民主党）	74
ÖVP（オーストリア国民党）	54
FPÖ（オーストリア自由党）	69
Liberal Forum（自由フォーラム）	71
Grünen（緑の党）	83

以上からコソボ紛争は、EU の一員として経済制裁を実行しつつ、軍事的中立は維持するという、中立を取り巻く軍事面と経済制裁面における対応の相違がみられた事例と言える。すなわち、軍事面では中立法が現実の国家行動を拘束し、NATO への領空・領土利用許可を全面的に拒否した一方、経済面では EU に従って、紛争当事国への一方的な経済制裁への参加が許容された。しかも国民も、NATO による個別の軍事介入を政治的には支持しながら、自国の NATO 加盟には反対するという態度を示した。このことは中立が、憲法で規定するように経済面を含む「包括的国土防衛（ULV)」から「軍事同盟への不参加と戦争への軍事的不関与」に一層フォーカスされていったことを示すものである。

2.7　2000～2022 年：新たなリスクに対応する包括的安全予防（USV）の発展

2000 年代以降のオーストリアで特筆されるのは、従来の包括的国土防衛（ULV）を発展させる形で包括的安全予防（USV）という概念が重視されるようになり、テロやサイバー攻撃など、従来の国家間武力紛争に限定されない脅威への対応が重視されるようになったことである。これは経済的国土防衛（WLV）の取組の延長でありつつ、国家間の武力紛争を中心とする従来の安全保障認識から、より多様な危機を想定する方向への変化がうかがえる。そして経済的中立（WN）はおろか、中立というワードすらも政策文書で明記される機会が減ることがこの時期の特徴となる。本節では、安全保障に関する政府文書や予算資料等を紐解きながら各概念の変遷の様を考察する。

2001 年 9 月の米国同時多発テロ事件を受けて、当時の外相ベニータ・フェレーロ＝ヴァルトナー（Benita Ferrero-Waldner）は米国に連帯を表明した[167]。同時多発テロ事件の発生前から策定作業が進

[166] FORMAT/OGM（1999）及び NEWS/Gallup（1999）を基に筆者作成。

[167] Parlamentsdirektion (2002): „2001: Neue Formen der internationalen Zusammenarbeit“, Parlamentskorrespondenz Nr. 504, 1. Juli 2002.

められていた安全保障防衛ドクトリン 2001（Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin 2001）が同年 12 月に国民議会で採択された。安全保障防衛ドクトリン 2001 はまず、1975 年の防衛ドクトリンや 1985 年版国土防衛計画が冷戦期の安全保障環境に対応したものであって、1989 年以降その脅威構図はなくなったという問題意識や [168]、法的規範の外で活動する者もある非国家主体の増加によって特徴づけられるという問題意識から出発している [169]。その上でオーストリアは、

- 対外的な独立、ならびに連邦領土の不可侵性及び統一を維持し、憲法上の機関とその行動能力、ならびに住民の民主的自由を保護し、擁護する。
- 軍事的、精神的、市民的、及び経済的要素を包含する、包括的かつ効果的な欧州安全保障体制の構築及び整備に協力する。
- 国連、OSCE、NATO の枠組みにおいて、平和と安定を確保するための国際的な取組に連帯して参加する。
- 包括的な協力と連帯に基づく積極的な近隣政策を推進する。
- 欧州統合の更なる発展に、対等な立場で積極的に関与し、その過程で、共同防衛につながるべき共通の欧州安全保障・防衛政策を支持する。

ことを掲げた [170]。とりわけ包括的国土防衛（ULV）については、

- 新たなリスクや脅威への対応や法的規定の適応を通じて、包括的国土防衛（ULV）を包括的安全予防（USV）へとさらに発展させる。（Weiterentwicklung der Umfassenden Landesverteidigung zu einem System der umfassenden Sicherheitsvorsorge durch Ausrichtung auf die neuen Risiken und Bedrohungen und Anpassung der gesetzlichen Bestimmungen）

と明記していることが特筆される [171]。この記述は、憲法 9a 条に規定する包括的国土防衛（ULV）の軍事的、精神的、市民的、及び経済的要素の対象が、欧州の安全保障協力や新たな脅威への対応にまで広がっていく傾向の表れとして認識できる。

少し時代は下るが、2013 年に出されたオーストリア安全保障戦略（Österreichische Sicherheitsstrategie）では、オーストリアの防衛政策は包括的安全予防の統合体（integrales Element der nationalen Umfassenden Sicherheitsvorsorge (USV)）と明示されており、従来型の国土防衛から、より広範な危機への予防的対応へと安全保障政策の重点が移行していく様子が看取される。もっとも憲法自体の変更はなく、中立維持のために実施する包括的国土防衛（ULV）には経済的国土防衛（WLV）も含まれている、という解釈は 2001 年以降も引き続き明文上は維持されているが [172]、事実上はオーストリア単独の防衛よりも欧州地域安全保障体制の確立に力を注がれていたことがうかがえる。まさに大きな組織内での共同行動や国際社会の連帯があってこそ国民に最善の保護が提供できるとする考えに傾くオーストリアの様子があったことが伺えよう。

実際、連邦経済労働省は概ね毎年経済的国土防衛（WLV）という歳入・歳出の費目を計上していた

---

168 Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin, Analyse-Teil, Expertenentwurf, Bearbeitungsstand: 23. Januar 2001, S. 48–49.

169 „Sicherheitsdoktrin – Nahegekommen, aber nicht nahe genug“, Parlamentskorrespondenz Nr. 870, 7. Dezember 2001.

170 Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin 2001, Allgemeine Erwägungen.

171 Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin 2001, Entschließung, Allgemeine Empfehlungen Nr.4.

172 Bundesministerium für Landesverteidigung (2005): Weißbuch 2004: Analyse, Bilanz, Perspektiven, Wien, März 2005.

が、それが確認できたのは 2002 年度の予算費目までであった [173]。2002 年度の金額自体は以下表に示すとおり国家予算として各種法令の執行等に供する大規模なものではなく、個別の危機対応措置そのものよりも関連する行政事務等に充てられた経費であった可能性があるが、1994 年や 1995 年といった EU への加盟の時期にも費目が計上されていたため、単に 2002 年に偶発的に発生していた費用ではない [174]。しかし本稿で確認した 2003 年度以降の予算資料では、同一名称の費目を確認できなかった [175]。費目の統廃合や所管変更などの可能性も考えられるが、その具体的な経緯は確認できていない。2002 年度の予算計上の際も、経済的国土防衛（WLV）に係る予算は連邦経済労働省に含まれている（mitveranschlagt）という記載があるため、独立した経済的国土防衛（WLV）の予算費目がなくなっても経済的国土防衛（WLV）に係る個別業務が経済労働省からなくなった訳ではないと考察する。

表 6：連邦経済労働省の予算費目経済的国土防衛（WLV）の内訳 [176]

歳入/歳出	西暦	金額	単位	ユーロ換算額(*)	摘要・備考
歳入	1994	1,000	シリング	73	
	1995	1,000	シリング	73	
	2002	1,000	ユーロ	1,000	商品の売却によるもの
	2003	-			（史料記載なし）
歳出	1994	441,000	シリング	32,049	助成費 1,000シリング（73ユーロ）
					経費 440,000シリング（31,976ユーロ）
	1995	424,000	シリング	30,813	助成費 1,000シリング（73ユーロ）
					経費 423,000シリング（30,740ユーロ）
	2002	26,000	ユーロ	26,000	個人が提供するその他の役務に対する料金 1,000ユーロ
					企業、会社、法人によって提供される役務 25,000ユーロ
	2003	-			（史料記載なし）

*固定交換レート1ユーロ＝13.7603シリングによる名目換算で、物価調整をしていない。

また、安全保障防衛ドクトリン 2001 では

- 生命維持に不可欠な資源（例えば食料、エネルギー、原材料）の利用可能性、ならびに戦略的重要インフラ（例えば通信、交通）の利用可能な状態（Verfügbarkeit）を確保しなければならない。
- 安全保障上重要な分野に関する分野別戦略（Teilstrategien）を策定することが重要である。その分野に経済、農業、交通、インフラ、財政、教育、情報政策を含む。

という点も明記されている [177]。このことは、1985 年版の国土防衛計画における経済的国土防衛（WLV）が意図する、食料・エネルギー・原材料・外国貿易等に関する危機管理政策との一定の連続性を確認できる記述でもある。実際のところ上述の分野別戦略（Teilstrategien）で策定の事実が確認でき

[173] Teilheft zum Bundesvoranschlag für das Jahr 2003 zu Gruppe 6: Wirtschaft Kapitel 63: Wirtschaft und Arbeit. VA-Ansatz 1/6302, 1/63208 AB41 Nr.7270, Nr.7280.

[174] Bundesgesetz über die Bewilligung des Bundesvoranschlages für das Jahr 1995 (Bundesfinanzgesetz 1995 — BFG 1995).

[175] Republik Österreich (2003): Bundesrechnungsabschluss für das Jahr 2003, Band 2: Abschlussrechnungen und Übersichten, Tabelle B.3.3.5.

[176] 1995 年度予算や 2003 年度予算の史料を基に筆者作成。

[177] Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin 2001, „Allgemeine Empfehlungen“, in: Die Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin im Wortlaut.

るのは、2005 年策定の防衛政策分野戦略（Teilstrategie Verteidigungspolitik）のみである [178]。他分野とりわけ経済分野を含む戦略は事務方作業が行われたものの政府レベルや議会レベルでの採択に至らなかった、という当時の士官協会の解説もあるとおり(Feichtinger 2007)、その戦略の存否は確認できなかった。

2005 年の戦略を基にしてできた 2014 年の防衛政策分野戦略では、包括的安全予防（USV）の概念が度々登場しつつ、開かれた輸送ルート、資源への自由なアクセス及び安定的なエネルギー供給に依存する経済構造を踏まえ、戦略的輸送ルートや原材料供給が混乱することは安全保障にリスクがあると断じている [179]。その上で EU を安全保障の中核をなす枠組み（der zentrale Handlungsrahmen）と位置付けて EU への政策参画を強めていくことと同時に、東南欧や東欧及び黒海地域を自国にとって重要な紛争地域と位置付け、欧州の安定化に向けた取組の強化をしていくとしている [180]。同時にオーストリアは「世界における懸け橋（Brückenbauer）の役割を自覚する中立国として信頼できる仲介者及び仲介役として行動する」とも説いている [181]。

さらに供給保障の概念は、個別物資から社会・経済機能を支える重要インフラへと明示的に広がった（zum Schutz kritischer Infrastrukturen）[182]。2013 年に策定されたオーストリア安全保障戦略では、オーストリアに対する従来型の攻撃は当面起きそうになくなった（Konventionelle Angriffe gegen Österreich sind auf absehbare Zeit unwahrscheinlich geworden）とまで明記している点は特筆される [183]。その上で、非国家主体によるテロや経済犯罪、サイバー攻撃や不法移民等のテロ対策、気候変動のような国際課題が顕在化している点を強調している [184]。その上でオーストリアは包括的安全予防（USV）を念頭に

(1) 完全な国家主権や統合の保証
(2) 憲法上の機関及び重要インフラの保護
(3) 住民の保護（災害救援の分野を含む）
(4) 戦略的な規模の危機的状況における国家の行動能力の支援
(5) 連帯に基づく危機管理への貢献
(6) EU の安全保障政策上の活動に対する軍事的連帯貢献

のために、外交政策と国内治安政策とを連携して機能させるとしている。

実際、2008 年に既に連邦政府で策定していたオーストリア重要インフラ保護マスタープログラム（Masterplan APCIP 2008: Austrian Programme for Critical Infrastructure Protection）に加えて、2013 年のオーストリア安全保障戦略や EU の重要インフラ警報情報ネットワーク(CIWIN: Critical Infrastructure Warning and Information Network）の設立等を念頭に、2014 年にはマスタープランの改

[178] Bundesministerium für Landesverteidigung (2006): Weißbuch 2006, Abschnitt 4.1.2.2 „Teilstrategie Verteidigungspolitik“.
[179] Bundesministerium für Landesverteidigung und Sport (2014): Teilstrategie Verteidigungspolitik.
[180] Bundesministerium für Landesverteidigung und Sport (2014), S. 14.
[181] Bundesministerium für Landesverteidigung und Sport (2014), S. 8.
[182] Österreichische Sicherheitsstrategie, Sicherheit in einer neuen Dekade –Sicherheit gestalten, Bundeskanzleramt Österreich, Juli 2013. S. 11.
[183] Bundeskanzleramt (2013): S. 7. 2.1.2 Herausforderungen, Risiken und Bedrohungen.
[184] Bundeskanzleramt (2013): S. 7. 2.1.2 Herausforderungen, Risiken und Bedrohungen.

訂が行われ、これがオーストリア全体の強靭性を高める政策の一翼を担うこととなる。

本節の最後に注目したいのが、中立（neutral, Neutralität）という単語の各文書における登場回数である。表 7 のとおり、1985 年の国土防衛計画では中立というワードの登場回数は 100 回超となっているのに対し、2013 年の安全保障戦略では三回しか登場しない。次節で詳細を述べる 2024 年の安全保障戦略でも状況は同様であり、「中立」というワードの登場回数を同戦略全文の頁数で除した値は 0.078 となり、EU 加盟前と比べて明らかに低くなっている。こうした事実は、中立の維持に関する意義の減退とともに、インフラの保護や国内治安政策が確実に重要性を増しており、2000 年代以降においては「中立」という概念よりも EU との協力や包括的安全予防（USV）を念頭においている様子が表れている。なお、輸送路や原材料の断絶リスクはこの時点でも明示的に認識されている様子がうかがえるため、経済的国土防衛（WLV）という言葉自体は 2014 年の防衛政策分野戦略には登場しないものの、冷戦時代から経済的国土防衛（WLV）の重要性は維持されていたことがうかがえる。

表 7：安全保障戦略等の本文中における「中立」というワードの登場回数 [185]

文書名（策定年）※下段:原文名	a)登場回数[1)]	b)全文頁数	a)/b)
包括的国土防衛に係る決議（防衛ドクトリン）（1975） Entschließung zur umfassenden Landesverteidigung (Verteidigungsdoktrin)	3	2	1.500
国土防衛計画（1985） Landesverteidigungsplan	113	227	0.498
オーストリアの欧州共同体加盟に関する憲法上の基本問題（1988） Verfassungsrechtliche Grundfragen eines österreichischen EG-Beitrittes	156	52	3.000
安全保障防衛ドクトリン（2001）*2) Sicherheits- und Verteidigungsdoktrin 2001	13	15	0.867
オーストリア安全保障戦略（2013） Österreichische Sicherheitsstrategie	3	24	0.125
防衛政策分野戦略（2014） Teilstrategie Verteidigungspolitik	9	31	0.290
オーストリア安全保障戦略（2024） Österreichische Sicherheitsstrategie	4	51	0.078

*1 検索ワードは"neutral", "Neutralität"。目次や注釈部分、中立が異義で使用されている場合（例 DE:Klimaneutralität = EN:climate neutral）はカウントから除外した。

*2 13回のうち、中立から連帯へ（Von der Neutralität zur Solidarität）という章で、EU加盟は憲法や中立法と抵触しないという説明のために「中立」という単語が11回登場しており、それを差し引くと a)=2, a)/b)=0.133 となる。

このように 2000 年代以降のオーストリアは、欧州統合や国際協力といった外交政策、非国家主体による脅威や多面的安全保障リスクを念頭におき、従来の包括的国土防衛（ULV）から包括的安全予防（USV）へと概念を昇華させ、EU 等との政策連動性の確保や重要インフラの保護を含む国内政策との接続を図ってきた。20 世紀にも経済的国土防衛（WLV）の名の下にエネルギーや食料等の経済安全保障政策が講じられてきたが、その際に想定されていたのは、東西冷戦下における従来型の大規模戦争で

185 各文書を基に筆者作成。

あった。それに比して 21 世紀は国際化の進展や技術発展等に伴って検討すべき領域自体が増えており、逆に中立性を前面に押し出すことの意義は低下したのである。

2.8　2022 年～：ロシアによるウクライナ侵攻を受けた経済的国土防衛（WLV）の再活性化

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻開始を受けて、侵攻当日の 2022 年 2 月 24 日に首相のカール・ネーハマー（Karl Nehammer）が国民議会で政府声明を発表した[186]。その主な内容は、

- ロシアとオーストリアは歴史的に深い関係を有するが、今回のロシアの行動は受入れがたい
- EU は結束してロシアへの制裁を科す
- オーストリアの軍事的中立は意見の不保持を意味しない
- オーストリアは外交的対話が表舞台に出るように再び国際社会の橋渡し役（Brückenbauer）を担う

という内容であった。翌日 25 日にもネーハマー首相は、オーストリアの安全保障には EU による統一的アプローチが必要としつつ、我々は軍事的に中立だが我々の価値観や人権においてそうではない（Wir sind militärisch neutral, aber nicht in unseren Werten oder dem Völkerrecht）と断言し、中立の立場上対話を進めるが侵略に対しては明確な結果を引き出す必要があるという姿勢を示した[187]。そして国家安全保障会議が 2 月 25 日に出した決議では、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻を念頭に、古典的戦争から経済的圧力、サイバー攻撃まで幅広い手段により実施されるハイブリッド戦争が進む現在において、連邦政府において経済的国土防衛（WLV）を含む包括的国土防衛（ULV）を維持（die Aufrechterhaltung der „Umfassenden Landesverteidigung“）することや、連邦大臣に対し関連政策の再活性化措置（Wiederbelebungsmaßnahmen）の報告書を議会に提出することを要請した。

ここで注目されるのが、「再活性化（Wiederbelebung）」という表現である。前節で確認したように、2000 年代以降のオーストリアでは、テロやサイバー攻撃など多様な脅威への対応を重視する包括的安全予防（USV）が安全保障政策の中心的な概念となり、従来の包括的国土防衛（ULV）は政策上の存在感を相対的に低下させていた。しかし、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻によって、国家間の武力紛争に伴う軍事的・経済的脅威が再び現実的な課題となった。このような安全保障環境の変化を背景として、国家の存立と国民生活の維持を目的とする包括的国土防衛（ULV）の重要性が再認識されたと考えられる。

ロシアによるウクライナ侵攻の開始時点で経済的国土防衛（WLV）の調整担当省庁だった連邦デジタル化・経済立地省は、足元の経済的国土防衛（WLV）に関する措置であると明示をしながら、サイバーセキュリティ対策や企業の市場開拓支援、EU における外国直接投資の審査制度の整備に倣って 2020 年

[186] Bundeskanzleramt. 24. Februar 2022. ”Bundeskanzler Nehammer: Österreich wird alles daransetzen, seiner Rolle als Brückenbauer weiterhin gerecht zu werden.“

[187] Bundeskanzleramt. 25. Februar 2022 Bundeskanzler Nehammer: Wir lassen nicht zu, dass die europäische Geschichte wieder einmal mit Blut geschrieben wird.

にオーストリアで成立した投資規制法（Investitionskontrollgesetz）[188]の基準の検討を挙げている [189]。概略は以下のとおりである。

- 「中堅中小企業向けサイバーセキュリティ」助成プログラム（KMU.Cybersecurity: Kleine und mittlere Unternehmen (KMU) Cybersecurity）：
  IT セキュリティ管理システムの導入・改善や従業員のセキュリティ意識向上、運用中の IT システムのリスク分析、IT システムの不正アクセス、改ざん、盗難からの保護のため、補助率 40%、1 件当たり上限 20,000 ユーロとする助成制度について、総額 230 万ユーロの予算を措置。
- 国際化イニシアチブ「go-international」の一環としての企業の市場開拓支援：
  ウクライナ、ロシア、ベラルーシ情勢で影響を受けるオーストリア企業が代替市場へ進出できるよう支援。国内外での追加情報提供やネットワーキングイベント、国際化支援補助金やデジタルマーケティング補助金の大幅な拡充、そして見本市の特別手当などを措置。
- 投資規制法（Investitionskontrollgesetz）の基準検討：
  オーストリア企業に対する外国人による買収や投資が、危機管理や公共サービスを含む安全保障や公共秩序を脅かす可能性がある場合、それらを禁止し又は条件を付すための法的根拠を規定。事案分析の一環として、ロシアによるウクライナ侵攻に起因するものなど、供給安全保障に対する新たな脅威も、個々の事案の審査において考慮。

またエネルギー関連について 2022 年 6 月には国民議会の主要委員会は、ガスと石油の備蓄に関する 2 つの政令について、

- 戦略ガスの備蓄を 12.6 テラワット時（TWh）から 20TWh に増量。
- 非常用石油備蓄量は、輸入量の 25%から 22.22%に一時的に削減。

ことを承認している [190]。

その上で連邦省庁法改正によって 2022 年 7 月に連邦デジタル化・経済立地省と連邦労働省が統合されてできた連邦労働経済省が経済的国土防衛（WLV）に係る調整業務を所管することとなり [191]、同時期に危機調整部門（Krisenkoordinationsstelle）が同省に設置された。その所管では、危機耐性（Krisenfestigkeit）と企業の強靭性（Resilienz von Unternehmen）を中心に据え、危機時の経済供給の調整、労働市場や経済立地への影響評価、対応策の策定を主要タスクとして列挙している。

以上のとおり、2022 年には経済的国土防衛（WLV）に関する複数の措置が講じられた。ここで注目すべきなのは、これらの措置について説明した政府答弁である。本稿で確認した史料はいずれも、議会質問に対する連邦政府の答弁文書であり、連邦デジタル化・経済立地省及び連邦労働経済省が、経済的

---

188 Bundesgesetz, mit dem ein Investitionskontrollgesetz erlassen und das Außenwirtschaftsgesetz 2011 geändert wird, BGBl. I Nr. 87/2020.

189 Nationalrat der Republik Österreich (2022), Anfragebeantwortung 9822/AB vom 2. Mai 2022 zur Anfrage 10072/J, XXVII. GP, GZ 2022-0.163.776.

190 Parlamentsdirektion (2022): „Hauptausschuss genehmigt mit breiter Mehrheit Ausweitung der strategischen Gasreserve“, Parlamentskorrespondenz Nr. 802, 30. Juni 2022.

191 Bundesgesetz, mit dem das Bundesministeriengesetz 1986 und das ÖIAG-Gesetz 2000 geändert werden (Bundesministeriengesetz-Novelle 2022). Bundesgesetzblatt für die Republik Österreich, Jahrgang 2022 Ausgegeben am 17. Juli 2022. Teil I. 98.

国土防衛（WLV）に関する自省の調整権限を明示した上で、個別の政策措置を説明している。前節で確認したように、2000 年代以降、経済的国土防衛（WLV）は憲法上の位置付けを維持しながらも、主要な安全保障政策文書における存在感を相対的に低下させていた。これに対し、ロシアによるウクライナ侵攻以降は、議会質問と政府答弁の双方において、WLV が具体的な政策課題として取り上げられるようになった。さらに、2022 年 2 月の国家安全保障会議決議では、包括的国土防衛（ULV）について「再活性化（Wiederbelebung)」という表現が用いられた。これらの事実は、従来の包括的安全予防（USV）に加えて、国家間の武力紛争や経済的危機への備えを重視する包括的国土防衛（ULV）が、再び政策上の重要性を増したことを示している。

2024 年に発表されたオーストリア安全保障戦略（Österreichische Sicherheitsstrategie）でも、21 世紀の安全保障環境を整理しつつ、ロシアによるウクライナ侵攻等を念頭に地政学リスクの叙述があるので触れておきたい。

まず現状認識について以下のように述べている。

ロシアを名指しし、エネルギー及び生活必需品の輸出を武器として扱うなどして、様々な方法で EU や欧州環境を不安定化させようとしているという認識に立つ[192]。また中国についても EU の見解を引用する形でパートナー兼競争相手さらには構造上のライバルであるとしつつ、デ・リスキングによって欧州及び国家の経済的・技術的なレジリエンスの向上を図り、欧州パートナーとの連帯をさらに発展させることにつながるとしている[193]。また厳しい安全保障環境の中でナラティブを巡る闘争（„Kampf der Narrative“）についても言及があり、複雑で多極化する世界といったナラティブでは国際的・地域的な秩序構造が弱まることにネガティブな評価を下している[194]。

その上で、激変する国際安全保障環境と中立とを概念上どのように両立させるかの説明がなされている。すなわちオーストリアは、

- 人権が侵害された時や領土の一体性や国家の独立性が攻撃された時に無関心であることを意味しない。
- そのような事態が起きた時には国連原則や EU 条約に基づいて EU の一員として求められる必要な措置を連帯的に支持する（solidarisch zu unterstützen）

と規定する[195]。

また経済安全保障については、オーストリアの経済安全保障は「EU の連帯を強化すること」の上に立っているという前提に立ち、ハイブリッド戦などによる外国勢力の経済的な影響力に対処することが重要であるという記述がある。具体的な措置として、

- サプライチェーンの多角化や生活必需品の調達、重要インフラやサービスの供給、有能人材の確保

---

192 Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 2.1 „Globale Trends und Entwicklungen in Europa und in Österreich“.

193 Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 2.1 „Globale Trends und Entwicklungen in Europa und in Österreich“.

194 Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 2.1 „Globale Trends und Entwicklungen in Europa und in Österreich“.

195 Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 1.3 „Aktive Neutralitätspolitik und europäische Solidarität“.

のために、イノベーションや投資や調達安定性が保たれる欧州域内市場を実現する。

- ロシアからの EU のエネルギー関連の輸入が 2021 年比で 2023 年に 45%低減したことを示しつつ、今後は EU 域内での新エネルギー開発や分散型発電の促進などを通じて 2030 年には競争力のある価格で脱ロシア依存を可能にしていく [196]。
- 資源や供給への依存度の低減、重要インフラの保護、企業の危機耐性とレジリエンス、金融市場の安定、望ましくない外国による経済的影響力の阻止を図る。特に、技術やノウハウの流出に注意を払う。

とされている。

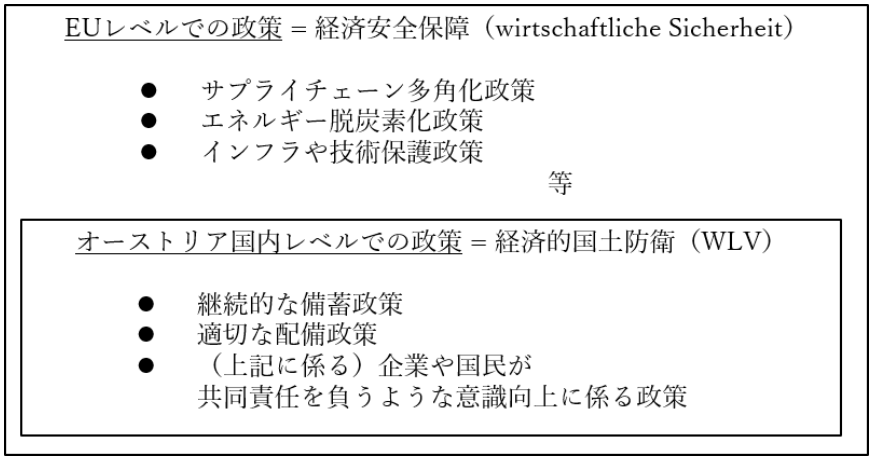
同時に注目したいのが、経済安全保障に係る「EU レベルでの活動に加え、経済的国土防衛（WLV）を包括的国土防衛（ULV）の不可欠な一部として実施し、オーストリアの経済的レジリエンスを強化し、定期的に評価することが求められている」という記載のとおり、経済的国土防衛（WLV）に関する明記も存在することである [197]。そこでは WLV の目的を「企業を保護し、一方的な依存関係を回避し、危機発生時に国民に物資を供給すること」とし、達成のために「企業や国民も自覚的に共同責任（bewusst Mitverantwortung）を担い、特に継続的な備蓄や適切な配備（kontinuierliche Bevorratung und entsprechende Ausstattung）について関与し、意識を高め、情報を得る必要がある」とされている。このように、2024 年のオーストリア安全保障戦略では、経済安全保障（wirtschaftliche Sicherheit）と経済的国土防衛（WLV）について、政策上の重点に一定の違いが認められる。前者は、EU との連帯を基盤として、サプライチェーンの多角化、エネルギー供給の安定化、重要インフラや技術の保護など、国際的・欧州的な経済関係に関わる政策を幅広く包含している。一方、後者は包括的国土防衛（ULV）の構成要素として、危機時の国民生活及び経済活動の維持を目的とし、物資備蓄や企業の危機耐性向上、国民及び企業の主体的な備えを重視している。

すなわち両者は相互に排他的な概念ではないものの、経済安全保障が EU レベルでの連携を重視する一方、経済的国土防衛（WLV）は国内における危機対応能力の確保を重視するという特徴が見られる。

[196] Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 4.7 „Wirtschaftliche Sicherheit und kritische Ressourcen“.

[197] Republik Österreich (2024): Österreichische Sicherheitsstrategie 2024, Abschnitt 4.7 „Wirtschaftliche Sicherheit und kritische Ressourcen“.

図 4：オーストリア安全保障戦略（2024）に見る経済安全保障と経済的国土防衛（WLV）の棲み分け[198]



2025 年の政権活動報告書及び 2026 年初頭に公表された「オーストリア産業戦略 2035」（Industriestrategie Österreich 2035）[199]では、AI、量子技術、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、ロボット工学、エネルギー・環境技術などの重点技術を選定した上で、各重点技術について 114 の具体的施策を策定した。予算規模は、研究・技術・イノベーション関連で約 26 億ユーロを投入するとされる。また、企業の投資控除率を通常投資で 10%から 20%へ、環境関連投資で 15%から 22%へ引き上げることとした。さらに、2027 年からエネルギー集約産業向けに 1 キロワット時当たり最大 5 セントの産業用電力価格を導入する方針を掲げるなど、包括的な競争力強化の施策を打ち出している。

2026 年の経済安全保障に関する重点政策のうち、貿易政策に関しては次の三措置が用意されている。

1. 対外経済法（Außenwirtschaftsgesetz）：
   デュアルユース物品に係る輸出、移転、仲介、技術支援及び通過に関する EU 規制（EU 規則 2021/821）との整合性の確保（そのための当該法の改正）[200]
2. 安全保障輸出法（Sicherheitsexportgesetz）：
   通関業務の効率化やデジタル化、輸出承認や取り消し措置の柔軟化、輸出事業者の煩雑な官僚主義的手続きの緩和 [201]
3. 調達安全保障法（Versorgungssicherungsgesetz）：
   備蓄に関する予防措置及び関連データの処理に係る、連邦経済・エネルギー・観光大臣の権限整備。緊急性の高い措置についての事後的な議会統制を前提とした措置の迅速な行使

ここまでで経済的国土防衛（WLV）に関する意識や政策が手厚くなっていることは見て取れたが、最

198 筆者作成。

199 Bundesministerium für Wirtschaft, Energie und Tourismus (2026): Industriestrategie Österreich 2035.

200 Parlament Österreich, Außenwirtschaftsgesetz, Änderung (81/ME). Bundesministerium Wirtschaft, Energie und Tourismus, Dual-Use-Güter.

201 CMS Legal (2026): „Österreich: Sicherheitsexportgesetz – Welche Erleichterungen und Belastungen auf Exporteure zukommen“.

後に中立をめぐる意識や政策についても確認しておきたい。スウェーデン及びフィンランドが従来の軍事的非同盟政策を転換し、NATO への加盟を果たす中で、永世中立を維持するオーストリアの国民は、どのような意向を示しているのだろうか。

先に見たとおり、2022 年 2 月にネーハマー首相の声明のように、オーストリアは中立を維持しむしろその役割の故に国際社会で橋渡しの役割を担うことが重要と明示している。その上でオーストリアはスウェーデンやフィンランドとは別の歴史があるとして自国の NATO 加盟可能性を否定しつつ [202]、NATO とは信頼できるパートナーになり得るとしている [203]。

2022 年 5 月に実施された世論調査では、オーストリアが中立を維持すべきとする回答が 71%を占め、NATO 加盟を支持する回答は 16%にとどまった。一方、国際紛争における攻撃行為に対し、中立国が明確な立場を表明することについては 76%が肯定的な回答を示した。

表 8：オーストリアの安全保障に関する世論調査結果（2022 年 5 月 N=1000） [204]

オーストリアは外交で何を追求するべきか	（%）
中立の維持	71
NATOへの加盟	16
その他	13

国際紛争上の攻撃に対し中立国は明確なスタンスを示せるか	（%）
そう思う	76
そう思わない、他	24

この結果からは、軍事的中立の維持と、国際紛争における政治的・外交的な意思表明とを両立可能なものとして捉える国民意識がうかがえる。

こうした国民感情がある中で、最後に防衛産業と中立政策の関係性について、先に見たオーストリア産業戦略 2035 では以下のとおり、中立法に配慮しつつ、防衛産業の強化を産業政策の面からも進めるという見解が示されているので確認しておきたい [205]。

・　オーストリアの防衛・安全保障産業は、国家安全保障にとって不可欠であるだけでなく、大きな成長可能性と広範な波及効果（スピルオーバー効果）を有している。我々は、この潜在力を最大限に引き出し、防衛・安全保障産業を戦略的に強化するとともに、そのイノベーション能力を促進し、経済・国家・社会にとって信頼できる重要なパートナーとしての役割を確保することを明確に表明

[202] News ORF.at: ÖVP-Spitze verteidigt Neutralität Österreichs. 17. Mai 2022, 16.09 Uhr.

[203] News ORF.at: NATO-Beitritt für Nehammer „keine Variante des Denkens“ 29. Juni 2022, 18.33 Uhr.

[204] Gallup Institute website, Zwei-Länder-Umfrage zum Thema Neutralität: Österreich und Schweiz（2026 年 7 月 25 日最終アクセス）を基に筆者作成。

[205] Industriestrategie Österreich 2035.

する。
・　これらの取組は、中立法と整合する形で実施される。
・　さらに、安全保障と付加価値創出の観点をより密接に結び付けることにより、隠然的・ハイブリッドな脅威に対する地域のバリューチェーン（地域的価値創造構造）のレジリエンスを向上させるとともに、安全保障上又は危機に起因する需要の急激な変化に対する産業の適応能力を強化する。
→　政策 No.93：補償禁止の撤廃：
EU の防衛投資をオーストリアの輸出経済により有効に活用するため、保証及び助成金に関する厳格な補償禁止規定を、非致死性軍需物資の輸出に限り、選定された分野において、オーストリアの中立性及び軍需物資法の厳格な輸出規定を厳守した上で、撤廃することとする。
→　政策 No.94：輸出業者に対する法的明確化：
オーストリアは、中立性を踏まえ、軍需物資、軍事用物品、及びデュアルユース物品の輸出業者に対して、法的な明確化を図る。

この記載から、とりわけ防衛産業においては中立法との整合性が明示的に考慮されていることがうかがえることに加え、一方で国内の地域バリューチェーンを形成する等により「防衛産業が安全保障のみならず国の経済・社会に貢献する」という姿を明示していることが特徴的である [206]。

ところで 2022 年 2 月 25 日に国家安全保障会議が出した決議では、包括的国土防衛（ULV）に係る再活性化措置（Wiederbelebungsmaßnahmen）の報告書を各連邦省庁に出すよう求めているが、以来数年にわたって報告書の提出はなされていない。未提出の事情について聞かれた連邦首相クリスティアン・シュトッカー（Christian Stocker）の答弁では、変化の速い国際情勢に対応すべく、現在の政府プログラムとして包括的国土防衛（ULV）に係る計画の策定を予定していることが示された [207]。すなわち 1985 年版の国土防衛計画のような、経済的国土防衛（WLV）も包含する形で具体政策が体系的に盛り込まれた計画が今後策定されていく可能性がある。

2025 年 10 月には、連邦経済・エネルギー・観光省及びオーストリア経済連盟（WKÖ）の主催により、「経済的国土防衛（WLV）50 年」("50 Jahre Wirtschaftliche Landesverteidigung"）というシンポジウムが開かれ、政財界の代表者が集って経済的国土防衛（WLV）の重要性や将来の課題について議論が行われた [208]。シンポジウムにおいて同省大臣のヴォルフガング・ハットマンスドルファー（Wolfgang Hattmannsdorfer）は、地政学的な激変やハイブリッドな脅威の増加が続く今こそ経済的国土防衛（WLV）はかつてないほど重要となっている旨を強調した [209]。また WKÖ 副会長のアンドレアス・ヘルツ（Andreas Herz）は、1975 年に経済的国土防衛（WLV）の要素を憲法に明記して以降 50 年にわた

[206] 文書本文では、international, europäisch, regional が並列表記で用いられるケースも多いことから、ここにおける regional は欧州地域ではなくオーストリア国内地域のことを指すと解する。
[207] Parlament: 3514/AB 1 von 3 vom 23.01.2026 zu 4036/J (XXVIII. GP) – Anfragebeantwortung. Geschäftszahl: 2025-0.970.459.
[208] Bundesministerium für Wirtschaft, Energie und Tourismus (BMWET) (2025), „Wirtschaftliche Sicherheit in Österreich im Fokus: Tagung von BMWET und WKÖ zu ‚50 Jahren Wirtschaftliche Landesverteidigung'", Pressemitteilung vom 24. Oktober 2025.
Wirtschaftskammer Österreich (WKÖ) (2025), „Sicherheitsvorsorge: Sicher handlungsfähig", Geschäftsbericht 2025, Wien.
[209] Bundesministerium für Wirtschaft, Energie und Tourismus (BMWET) (2025), „Wirtschaftliche Sicherheit in Österreich im Fokus: Tagung von BMWET und WKÖ zu ‚50 Jahren Wirtschaftliche Landesverteidigung'", Pressemitteilung vom 24. Oktober 2025.

り、オーストリアは経済的国土防衛（WLV）において真の先駆的役割を果たしてきたこと、自身たちは行政、経済界、市民社会間の緊密な連携を重視していることを述べている[210]。このように、オーストリアが経済的国土防衛（WLV）に取り組んできた歴史は、政財界から一定の評価も得られていると言える。なお同時に、野党 FPÖ の議員の中には、今般の EU 連帯による対ロシア制裁があることで失業や物価高騰等オーストリア経済に影響があるとして、EU の経済制裁に参加することへの反対を説く声もあるように[211]、国内では EU 加盟前のような経済的中立（WN）の状態を志向する声もあることは忘れてはならない。

以上のとおり、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻を契機として、オーストリアでは経済的国土防衛（WLV）への政策的関心が再び高まった。2024 年の安全保障戦略や 2026 年の産業戦略に見られるように、近年の経済安全保障政策は、EU との連帯や欧州域内でのサプライチェーンの強靱化を重視しつつ、国内の危機対応能力や産業基盤の強化を図る方向へ展開している。

一方、経済的国土防衛（WLV）は、引き続き包括的国土防衛（ULV）の構成要素として位置付けられており、物資備蓄や企業の危機耐性向上など、国内における供給確保のための措置を担っている。また、防衛産業の振興に際しては中立法との整合性が明示的に考慮されており、オーストリアは EU との経済的・安全保障上の協力を深化させながら、軍事的中立を維持する方針を示している。

こうした政策展開からは、欧州統合の枠組みを活用しながら国家としての経済的レジリエンスを強化するとともに、中立国としての外交的役割を維持しようとするオーストリアの姿勢がうかがえる。

[210] Bundesministerium für Wirtschaft, Energie und Tourismus (BMWET) (2025), „Wirtschaftliche Sicherheit in Österreich im Fokus: Tagung von BMWET und WKÖ zu ‚50 Jahren Wirtschaftliche Landesverteidigung'", Pressemitteilung vom 24. Oktober 2025.

[211] Nationalrat der Republik Österreich (2022): Stenographisches Protokoll, XXVII. GP, 145. Sitzung, 8. März 2022, S. 51.

3. 補論

3.1 21 世紀オーストリアの貿易事情に見る経済安全保障政策の頑健性検証

ここまでオーストリアの経済的国土防衛（WLV）や中立に係る歴史を紐解き、EU の中のオーストリアという立ち位置の下、一定程度の自律性や中立国としての役割の方向性を確認してきた。

しかし経済安全保障政策は、実際の経済構造を踏まえて立案・実施される必要がある。例えばオーストリアの主な輸出入相手はどこで、何を主に取引しているのか。近年どことどういう分野での貿易が成長傾向にあるのか。本補論では、オーストリアの主要貿易相手国及び品目別の貿易額について、2001 年以降の長期的な変化を分析する。その結果を、近年のオーストリア政府が重視する EU 域内での供給網の強靱化や経済安全保障政策の方向性と照合し、政策方針と実際の貿易構造との整合性を検討する。

まず在京オーストリア大使館商務部によれば同国の主要産業は、食品・嗜好品産業、機械製造 / 鉄骨建築、化学・自動車産業、電気・電子産業、木材産業 / 製紙業となっており、製造業に加え、国土の自然や農業インフラを活かした産業も盛んになっている[212]。またオーストリア統計局の 2025 年の貿易実績データによれば、同国の最大の貿易相手はドイツであり、輸出入ともに貿易額の約 3 割を占めている。輸入を見ると中国やイタリアがそれぞれ 2 位、3 位につけており、米国は 6 番手にとどまっている。輸出では米国が 2 位につけるものの、イタリアと大差ない。グラフの括弧内の番号は、2024 年のオーストリアの主要貿易相手国の順位を示しており、6 番手から 10 番手の国の中で 2024 年と 2025 年とで若干の順位変動が確認できる。

[212] The Austrian Embassy in Tokyo, Key Sectors.

表 9：2025 年におけるオーストリアの国別輸出入割合 [213]

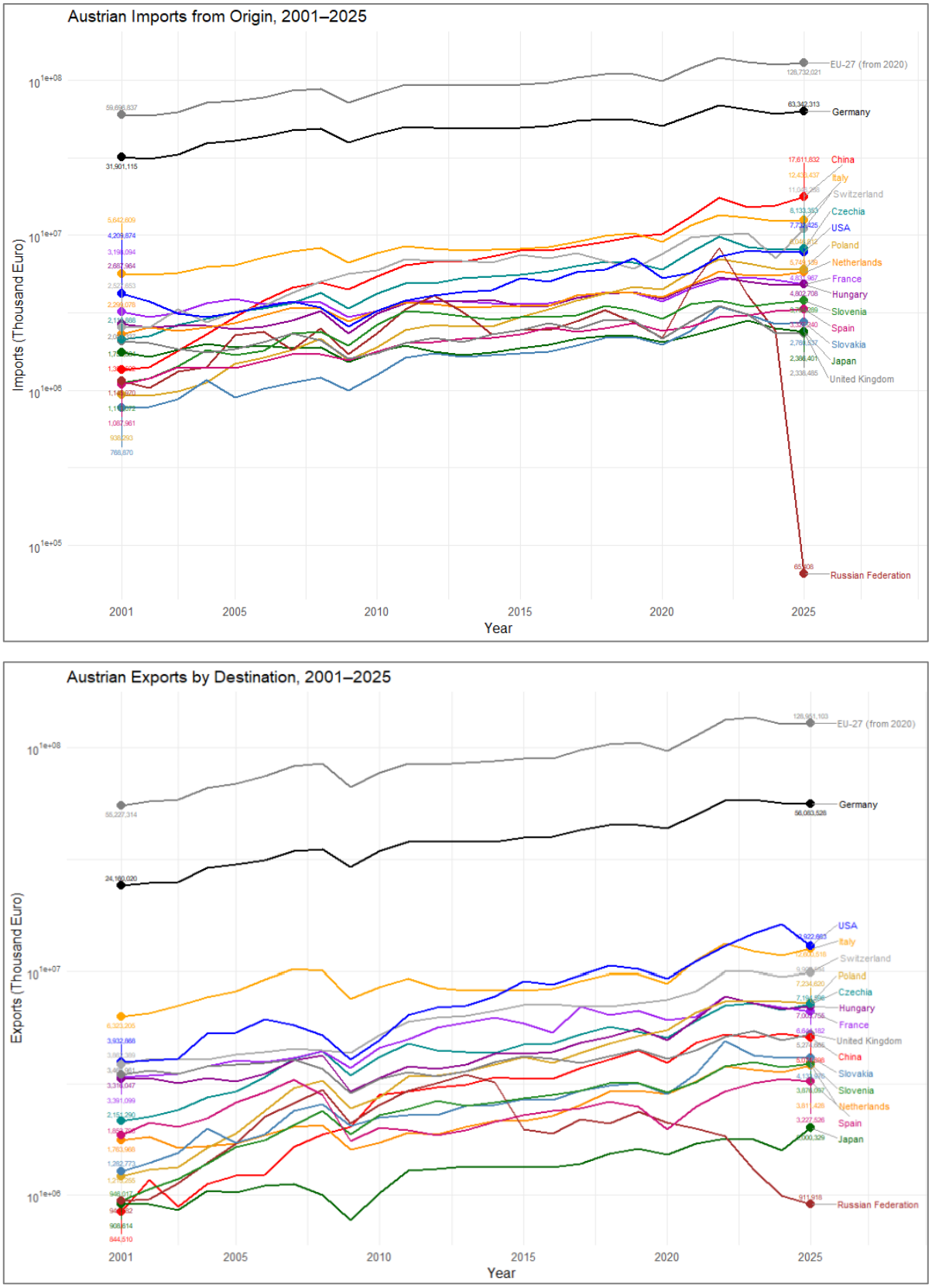
輸入		輸出	
国	（%）	国	（%）
ドイツ（1）	32.2	ドイツ（1）	29.5
中国（2）	9.0	米国（2）	6.8
イタリア（3）	6.3	イタリア（3）	6.6
スイス（6）	5.6	スイス（4）	5.2
チェコ（4）	4.1	ポーランド（5）	3.8
米国（5）	3.9	チェコ（8）	3.8
ポーランド（7）	3.1	ハンガリー（7）	3.7
オランダ（8）	2.9	フランス（6）	3.5
フランス（9）	2.5	英国（10）	2.8
ハンガリー（10）	2.4	中国（9）	2.7
スロヴァキア（11）	1.9	スロヴェニア（11）	2.2
スペイン（12）	1.7	スロヴァキア（12）	2.0
他	24.4	他	27.5

そこで今回、オーストリア政府の運用する統計ポータルサイト”STATcube”に格納されていた 12 の主要分野のうち“Foreign Trade”のパネルデータを用いて、上記オーストリアの輸出入相手国と 21 世紀にどのような発展を遂げてきたのかを分析する。分析対象相手は、表 9 に登場する輸出入上位 10 か国に加えて、英国の EU 離脱以降加盟国が 27 か国となった EU（EU-2020 と表記。2019 年以前においても英国データは含まない)、日本、さらには昨今の地政学リスク国の一つとみなされることの多いロシアを加えた。

まず国別の貿易額の輸出入について整理すると図 4 のようになる。貿易額は各国等の差が大きいため対数グラフとした。

[213] Statistik Austria 2025 年データより筆者作成。

図 5：オーストリアの主要輸出入相手国等との 21 世紀の貿易額の経年推移 [214]



[214] Statistik Austria 2025 年データより、統計ソフト R を用いて筆者作成。

まず先ほどグラフでも見たとおり輸出入ともにドイツを中心に EU 加盟国との取引が多くなっていることがわかる。2008 年のリーマンショックや 2020 年の新型コロナウイルス感染症危機時に貿易額が全体的に下落したが、ほぼ全ての国が概ね貿易額を堅調に伸ばしている。

最近で特筆すべきなのはまずロシアであろう。2022 年のウクライナ戦争以降貿易が低調になっているが、輸出は 2022 年から下降傾向にある一方で輸入は持ち直しの動きがある。加えて中国は 2020 年を境にイタリアを抜いてオーストリアの輸入元国として 2 番目の位置を獲得した。オーストリアから中国への輸出規模はさほど大きくないが、輸入面において存在感が増している。

では産業部門を詳細に見た場合、21 世紀初めの 2001 年を起点として、どの産業がどれだけオーストリアとの貿易額の成長に貢献しているのだろうか。

このクエスチョンに答えるための初期的調査として、貿易相手国・品目ごとに単回帰モデルを推定し分析を行った。まず輸入の式については、

$$Imports_{ijt} = \alpha_{ij} + \beta_{ij}(Year - 2001) + \varepsilon_{ijt}$$

のとおり、α を 2001 年時の基準輸出額 Intercept としつつ、β で Annual change を表す方法となる。i は国を、j は品目を、t は時間を表す。

輸出についても同様に、

$$Exports_{ijt} = \gamma_{ij} + \Delta_{ij}(Year - 2001) + \varepsilon_{ijt}$$

の式で国別かつ品目別の経年傾向分析を実施し、どの品目がその年の輸出先/輸入元の貿易総額の成長に影響を与えているかについて、β_{ij}と年間貿易額に対する決定係数 R^2を導出した。なお輸出先/輸入元国毎の品目のうち最もβ_jが高い値の品目には薄灰色を、最も R^2が高い値の品目には点線囲いを、その両方を兼ね備える品目には灰色を付している。

要すれば本分析では、回帰係数 β を年間貿易額の平均変化幅を示す指標として用いるとともに、決定係数R^2によって年次の線形トレンドの説明力を評価する。β が大きい品目は、対象期間における貿易額の増加幅が大きいことを示し、 R^2が高い品目は、その変化が比較的一貫した線形傾向を示していることを意味する。ただし、これらの指標のみから、個別品目が貿易総額の変化を因果的に生じさせたと解釈することはできないことや、今回の分析対象はあくまで名目貿易額に関するデータであり、分析結果がそのまま実質的な取引数量の増加を意味するとは限らないことは付言しておく。

まずオーストリアの輸入に関する分析結果は表 10 のとおりである。

表 10：オーストリアの貿易相手国・品目別輸入額の単回帰分析（年間平均変化幅）[215]

品目(＊) / 国	Animal and vegetable oils, fats and waxes	Beverage and tobacoo	Food	Crude materials	Mineral fuels	Chemicals and related products, n.e.s.	Machinery and transport equipment	Manufactured goods	Miscellaneous manufactured articels	Commodities, n.e.s.
中国	-64	-12	4,105***	1,304.	428.	40,652***	350,168***	66,106***	171,425***	315***
	(0.025)	(0.013)	(0.771)	(0.149)	(0.149)	(0.562)	(0.881)	(0.942)	(0.955)	(0.434)
チェコ	6,288***	1,087***	19,108***	21,853***	36,623***	19,286***	110,667***	33,881***	31,712***	1,813**
	(0.900)	(0.632)	(0.938)	(0.776)	(0.411)	(0.856)	(0.956)	(0.882)	(0.842)	(0.376)
EU全体	23,764***	32,060***	365,145***	145,488***	168,745*	471,383***	921,179***	511,353***	248,680***	57,621***
	(0.850)	(0.902)	(0.932)	(0.842)	(0.236)	(0.934)	(0.885)	(0.819)	(0.934)	(0.532)
フランス	248***	1,919***	8,866***	4,188***	-3,371	37,320***	3,362	10,901***	9,392***	421*
	(0.597)	(0.595)	(0.813)	(0.557)	(0.089)	(0.836)	(0.027)	(0.461)	(0.476)	(0.242)
ドイツ	994	7,728***	150,802***	58,467***	86,096*	199,932***	403,171***	226,174***	84,578***	50,535***
	(0.080)	(0.825)	(0.941)	(0.798)	(0.180)	(0.940)	(0.824)	(0.813)	(0.715)	(0.456)
ハンガリー	2,710***	1,485***	26,807***	9,643***	-6,621.	11,405***	41,455***	19,745***	6,057***	960**
	(0.671)	(0.577)	(0.966)	(0.630)	(0.150)	(0.882)	(0.778)	(0.738)	(0.419)	(0.269)
イタリア	3,246***	4,856***	46,028***	8,591***	19,246***	46,243***	86,776***	60,181***	18,768***	1,959**
	(0.863)	(0.721)	(0.897)	(0.625)	(0.426)	(0.901)	(0.842)	(0.696)	(0.686)	(0.279)
日本	12***	172***	283***	-312***	36	18,287***	5,559	4,067***	2,599*	1,969***
	(0.553)	(0.535)	(0.760)	(0.549)	(0.114)	(0.829)	(0.095)	(0.533)	(0.178)	(0.475)
オランダ	2,100***	564	25,787***	5,479***	3,058.	41,444***	20,020***	23,279***	9,766***	323
	(0.479)	(0.009)	(0.772)	(0.497)	(0.144)	(0.881)	(0.675)	(0.726)	(0.879)	(0.032)
ポーランド	1,547**	5,915***	24,966***	5,561***	7,069.	22,491***	94,478***	46,035***	41,978***	-137
	(0.397)	(0.475)	(0.824)	(0.780)	(0.138)	(0.910)	(0.894)	(0.900)	(0.860)	(0.017)
ロシア	-17	55.	194***	3,892.	97,467*	343	577	-1,537	-55	1,231*
	(0.014)	(0.133)	(0.536)	(0.153)	(0.216)	(0.025)	(0.026)	(0.028)	(0.009)	(0.271)
スロヴァキア	485***	191***	5,146***	7,807***	25,972***	8,106***	25,106***	14,004***	8,269***	177*
	(0.563)	(0.548)	(0.904)	(0.738)	(0.591)	(0.877)	(0.782)	(0.815)	(0.895)	(0.195)
スロヴェニア	1,761***	105**	9,357***	8,280***	-7,781	7,219***	42,337***	40,047***	5,279***	447***
	(0.599)	(0.355)	(0.913)	(0.680)	(0.046)	(0.795)	(0.877)	(0.893)	(0.600)	(0.491)
スペイン	895***	23	19,087***	496.	938	15,204***	36,612***	8,303***	4,220***	325*
	(0.707)	(0.001)	(0.875)	(0.116)	(0.079)	(0.817)	(0.896)	(0.848)	(0.624)	(0.178)
スイス	223**	5,911***	9,864***	1,808**	-970	130,048***	32,139***	24,155***	22,386***	81,803***
	(0.338)	(0.799)	(0.688)	(0.269)	(0.006)	(0.840)	(0.639)	(0.747)	(0.817)	(0.475)
米国	10**	-650*	2,822***	1,740*	6,612***	147,988***	6,124	14,126***	18,382***	2,931***
	(0.255)	(0.218)	(0.877)	(0.205)	(0.541)	(0.899)	(0.012)	(0.785)	(0.765)	(0.524)
英国	-27	1,396***	2,036***	-84	-1,692	7,813***	12,655*	-730	6,755***	16,141*
	(0.073)	(0.561)	(0.529)	(0.008)	(0.033)	(0.631)	(0.201)	(0.016)	(0.582)	(0.193)

Notes:*** p < 0.001, ** p < 0.01, * p < 0.05, . p < 0.10.

1. 原産国別：年間平均増加額が最も大きい品目（単位：1,000ユーロ）
2. 原産国別：回帰式における決定係数（R^2）が最も高い品目
3. 1. および 2. の両方

＊出所元統計上の分類表記はWorld of Taxonomy の"Standard International Trade Classification, Revision 4 に概ね準拠している。

オーストリアの輸入に関して分かることは、主に化学製品や[216]輸送機械器具の仕入れが堅調に増加しているという実態である。最大のアクターである EU 域内からは両者に加え雑製品の輸入額が継続的に増加していることが確認できる。オーストリアの輸入相手国として現在第 2 位の中国も、21 世紀は輸送機械器具や雑製品が輸入量増大の成長エンジンとなっていることが見て取れる。ちなみに日本から輸入する主な商品は自動車やオートバイをはじめとする輸送機械器具ではあるが[217]、β や R^2の値からもわ

[215] Statistik Austria „STATcube"を基に筆者作成。

[216] World Customs Organization（2026 年 7 月 20 日最終アクセス）によれば、HS Code の上二桁が 96 の品目が"Miscellaneous Manufactured Articles"である。HS コード第 96 類は雑品（Miscellaneous manufactured articles）に分類され、筆記具、くし、ボタン、ほうき等が含まれる。

[217] 在京オーストリア大使館「オーストリアと日本の二国間経済関係」（2026 年 7 月 20 日最終アクセス）。

かるとおり 21 世紀の日本製品の輸入規模の成長との関係に係る帰無仮説を棄却できず（β (i=Japan, j=Machinery and transport equipment)=5,559、$R^2 = 0.095$、$p \geq 0.10$)、旧ソ連圏を含む中東欧諸国や中国からの輸入額の増加傾向の方が統計的に有意である。

化学製品及び関連製品については、複数の主要貿易相手国からの輸入額に、比較的大きく継続的な増加傾向が認められる。化学製品が輸入額増加に寄与する主要品目となっている輸入元国は日本に加えて、フランス、オランダ、スイス、米国となっている。

鉱物などの原材料類を含む Crude materials、ないし石炭や原油や天然ガスを含む Fuels については、特定の産出国に頼る事情はありつつも EU 域内からの長期安定的な輸入の構図がわかる。Crude materials は EU 域内からの輸入が増加傾向にあることの有意性が β や R^2の値の両方を見て読み取れる。ドイツが多いのは当然だが、ポーランドやスロヴェニアからの輸入増加傾向が米国よりもあることは特筆される。もっとも、レアアースをはじめとする重要鉱物については、原鉱石、精製品及び化合物など、加工段階によって貿易品目の分類が異なるため、原材料全体の輸入額が増加していることのみをもって重要鉱物の供給リスクが低下したと判断することはできず、個別品目の供給源や加工工程に着目した分析が必要である。

燃料については、2001～2025 年の長期的な傾向として、ロシア及び EU 域内からの輸入額に増加傾向が認められる。特に EU 域内からの輸入額については、回帰係数 β がロシアを上回っており、対象期間全体では EU 加盟国を経由する燃料調達の拡大が確認できる。世界銀行のデータも基に考察するとカザフスタンやリビアといった特定の産出国からの輸入に頼っていた側面は否めないが [218]、EU 域内からの調達増加傾向はロシアからのそれを β 値でも R^2でも上回っており（β (i=EU-27(from 2020), j=Mineral Fuels)=168,745、β (i=Russia, j=Mineral Fuels)=97,467、$R^2_{EU-27(from\ 2020)}$=0.236、R^2_{Russia}=0.216)、今後も安定的に EU 域内からの輸入を増加させていく可能性が高い。とりわけその実績に貢献しているのはチェコやスロヴァキアであり、世界銀行のデータによれば近年ではスロヴァキアの伸びも顕著である [219]。

ただし、2022 年のロシアによるウクライナ侵攻以降、エネルギー貿易を取り巻く環境は大きく変化しているため、長期的な回帰係数のみをもって直近の調達動向や将来の安定性を判断することはできない。また、EU 加盟国からの輸入であっても原産地が EU 域外である可能性は高い。したがって、経済安全保障上の供給リスクを評価するためには、輸入相手国に加え、資源の原産地や輸送経路も考慮する必要がある。

ところでオーストリアは文房具や家具、時計等が含まれる生活用品のカテゴリである雑製品についても中国からの輸入を伸ばしているが、$R^2 > 0.8$となっている国は中国に加えてチェコ、オランダ、ポーランド、スロヴェニア、スイスとなっており、かつ β (i, j=Miscellaneous manufactured articles)の上位

[218] World Integrated Trade Solution（2026 年 7 月 20 日最終アクセス）によれば、オーストリアの Fuels の主要輸入元はカザフスタンやリビア等である。

[219] World Integrated Trade Solution（WITS、2026 年 7 月 20 日最終アクセス)。日本貿易振興機構（JETRO）(2022)「ロシアへの天然ガス依存からの脱却を急ぐオーストリア」『地域・分析レポート』(2022 年 11 月 14 日）も参照のこと。ただし図が示す通りスロヴェニアの輸入額増大はここ数年のことであり、むしろ 21 世紀の 20 年間超にわたって安定成長的な輸入額を記録してきたのはスロヴァキアであった。

国にはチェコやポーランドが含まれることは、オーストリア市民にとって安価な消費財の供給元が中国や中東欧諸国であることを示している[220]。また食品についてもドイツをはじめとする EU 域内からの輸入が 21 世紀に安定的に増大しており、とりわけ中東欧諸国及び旧ユーゴスラヴィア諸国等からの主要輸入品が食品となっている点は、次に見るオーストリアからの輸出事情と併せて考察すると興味深い。

次にオーストリアからの輸出についての分析結果は表 11 のとおりである。

表 11：オーストリアの貿易相手国・品目別輸出額の単回帰分析（年間平均変化幅）[221]

品目(＊) / 国	Animal and vegetable oils, fats and waxes	Beverage and tobacoo	Food	Crude materials	Mineral fuels	Chemicals and related products, n.e.s.	Machinery and transport equipment	Manufactured goods	Miscellaneous manufactured articels	Commodities, n.e.s.
中国	75.	322***	5,385***	13,027***	101**	28,325***	101,097***	29,454***	22,734***	-498*
	(0.187)	(0.690)	(0.628)	(0.848)	(0.307)	(0.949)	(0.922)	(0.922)	(0.917)	(0.314)
チェコ	662***	866**	12,384***	4,790***	2,704	27,166***	67,319***	41,491***	29,306***	11,373***
	(0.631)	(0.349)	(0.827)	(0.886)	(0.039)	(0.943)	(0.892)	(0.852)	(0.909)	(0.664)
EU全体	11,532***	42,300***	324,331***	105,583***	98,483**	671,674***	833,398***	611,866***	261,856***	88,081***
	(0.874)	(0.598)	(0.940)	(0.840)	(0.324)	(0.904)	(0.823)	(0.839)	(0.921)	(0.763)
フランス	186***	1,672***	10,872***	3,667***	-4,682*	62,889***	53,001***	36,789***	10,173***	680*
	(0.610)	(0.493)	(0.946)	(0.829)	(0.157)	(0.582)	(0.812)	(0.800)	(0.592)	(0.208)
ドイツ	6,067***	30,532***	165,956***	40,959***	-8,456	209,577***	438,062***	297,457***	123,375***	51,129***
	(0.933)	(0.745)	(0.946)	(0.882)	(0.014)	(0.885)	(0.902)	(0.882)	(0.917)	(0.747)
ハンガリー	344	1,209***	20,322***	4,631***	52,010***	20,205***	35,162***	23,286***	12,521***	1,872**
	(0.036)	(0.657)	(0.905)	(0.901)	(0.825)	(0.912)	(0.450)	(0.637)	(0.583)	(0.268)
イタリア	785***	-2,117.	32,098***	16,302**	4,911	57,194***	24,244*	49,817***	11,329***	1,302***
	(0.754)	(0.130)	(0.840)	(0.290)	(0.029)	(0.922)	(0.237)	(0.531)	(0.604)	(0.499)
日本	2	255*	856**	-1,406.	1	5,326***	26,210***	5,053**	-251	5,027***
	(0.026)	(0.219)	(0.359)	(0.150)	(0.001)	(0.432)	(0.864)	(0.355)	(0.014)	(0.668)
オランダ	958***	3,196***	11,521***	1,091***	1,385.	27,437***	32,170***	8,153***	4,784***	-46
	(0.752)	(0.526)	(0.935)	(0.663)	(0.123)	(0.792)	(0.731)	(0.419)	(0.463)	(0.002)
ポーランド	1,253***	1,435***	12,687***	3,672***	89	79,914***	59,333***	60,220***	41,609***	4,021***
	(0.521)	(0.469)	(0.914)	(0.918)	(0.003)	(0.847)	(0.880)	(0.955)	(0.902)	(0.660)
ロシア	-71	553.	4,611***	1,537**	230	12,232.	-9,854	-3,714	-6,882**	-274.
	(0.072)	(0.115)	(0.493)	(0.261)	(0.105)	(0.150)	(0.042)	(0.044)	(0.322)	(0.261)
スロヴァキア	-92.	790***	9,251***	14,694***	34,062***	17,387***	9,060***	20,306***	4,931***	6,501***
	(0.114)	(0.572)	(0.687)	(0.945)	(0.704)	(0.812)	(0.405)	(0.722)	(0.640)	(0.624)
スロヴェニア	817***	826***	7,479***	2,931***	7,909***	14,087***	47,269***	22,387***	9,399***	3,465***
	(0.634)	(0.527)	(0.922)	(0.399)	(0.475)	(0.951)	(0.933)	(0.879)	(0.895)	(0.637)
スペイン	22	503	5,473***	1,918***	9	11,476***	-10,008	15,190***	5,425***	235***
	(0.016)	(0.031)	(0.771)	(0.708)	(0.029)	(0.799)	(0.064)	(0.672)	(0.526)	(0.475)
スイス	606***	2,031***	18,126***	4,454***	22,240***	102,658***	43,363***	44,717***	21,063***	6,598***
	(0.900)	(0.574)	(0.981)	(0.632)	(0.406)	(0.954)	(0.742)	(0.911)	(0.879)	(0.399)
米国	78**	15,497*	5,578***	1,173	140*	98,909***	220,687***	52,406***	42,126***	9,058***
	(0.284)	(0.163)	(0.810)	(0.091)	(0.251)	(0.504)	(0.861)	(0.792)	(0.899)	(0.467)
英国	27*	-1,318	5,364***	1,239**	-3,411*	10,694***	30,479***	8,293**	-9,808***	25,678***
	(0.224)	(0.106)	(0.861)	(0.348)	(0.220)	(0.722)	(0.475)	(0.309)	(0.660)	(0.449)

注記:*** p < 0.001, ** p < 0.01, * p < 0.05, . p < 0.10.

1. 仕向国別：年間平均増加額が最も大きい品目（単位：1,000ユーロ）
2. 仕向国別：回帰式における決定係数（R^2）が最も高い品目
3. 1. および 2. の両方

＊出所元統計上の分類表記はWorld of Taxonomy の"Standard International Trade Classification, Revision 4 に概ね準拠している。

[220] スイスも $\beta(i=\text{Switzerland},\ j=\text{Miscellaneous manufactured articles})=44{,}717$ と高い値だが、その背景となる具体的な品目構成については、HS6 桁等の詳細データによる確認が必要である。

[221] Statistik Austria „STATcube"を基に筆者作成。

輸出に関するパネルデータの分析結果を見てまずわかることは、輸送機械器具や化学製品、食品が 21 世紀のオーストリアの輸出市場の成長を牽引してきたということである。

とりわけ自動車等の輸送機械器具に関してはドイツを中心とする EU 市場への輸出を飛躍的に伸ばしており、それに続いて米国や中国を仕向け地とする輸出の成長が見て取れる。ちなみに日本向けについてもこれらの国には及ばないものの、全品目の中では輸送機械器具が最も 21 世紀になって日本への輸出が堅調かつ大きく増大していることがわかる。

化学製品や食品の各国輸出も堅調である。輸送機械器具ほどの β はないが、決定係数 R^2 は輸送機械器具に比べて総じて高い値となっている。食品についてもドイツをはじめとする EU 域内への輸出が 21 世紀に安定的に増大しており、中でも（ロシアは除くとして）フランス、ドイツ、オランダ、イタリアといった経済規模の大きな西欧諸国への輸出が安定的に成長している。オーストリアへの輸入についてはとりわけハンガリー、ロシア、スロヴァキア、スロヴェニアといった旧ソ連圏やユーゴスラヴィア諸国等からの輸入が拡大していることと併せて考えれば、食品に関してオーストリアは「中東欧諸国から食品輸入と、西欧諸国への食品輸出を拡大してきた国」という統計像が浮かび上がる。

以上の輸出入動向を総合すると、オーストリアの貿易構造は欧州市場との結び付きが強く、特に西欧諸国と中東欧諸国の双方との貿易関係が長期的に拡大してきたことが確認できる。この結果は、オーストリアが欧州域内の経済的相互依存を深化させてきたことを示している。また、近年のオーストリア政府が経済安全保障政策において EU 域内でのサプライチェーンの強靱化を重視していることは、こうした貿易構造と一定の整合性を有している。特に、オーストリアが西欧諸国のみならず中東欧諸国とも広範な貿易関係を有していることは、欧州全体の経済的安定を自国の経済安全保障と結び付ける政策的背景の一つとして理解できる。もっとも、本分析は相手国・品目別の貿易額の推移を対象とするものであり、個別品目の原産地、供給網の構造、危機時の代替調達能力などを直接検証したものではない。したがって、経済安全保障政策の実効性を評価するためには、こうした要素を考慮した追加的な分析が必要である。

3.2 オーストリアの重要鉱物を含む原材料政策の分析

近年、脱炭素化やデジタル化の進展、地政学的緊張の高まり等を背景として、重要鉱物をはじめとする原材料の安定供給は、各国の経済安全保障政策における重要な課題となっている。日本では、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）によるレアメタル備蓄、海外資源開発支援、供給源の多様化等が進められている。一方、オーストリアでは、重要鉱物を含む原材料の供給安全保障について、どのような政策が講じられているのであろうか。本節では、オーストリアの原材料政策を分析し、その特徴を明らかにするとともに、日本への政策示唆を検討する。

分析対象は、オーストリア政府が 2021 年に策定した「原材料マスタープラン 2030（Masterplan

Rohstoffe 2030)」及びその後の追加施策である。具体的には、2025 年のモニタリング報告書（Monitoring Bericht 2025）に掲載された計 97 施策を対象とし、政策手段、バリューチェーン上の位置、国内政策と EU 政策との関係という三つの観点から分類・分析した。全 97 施策の一覧については、本稿の Appendix をご参照いただきたい。

原材料マスタープラン 2030 は、原材料の安定供給、資源利用の効率化、国内産業の競争力強化等を目的とする包括的な政策文書である。その対象は、EU が指定する重要原材料（Critical Raw Materials）に限定されず、建設資材、エネルギー資源・プラスチック、産業用鉱物、金属を広く含んでいる。

同計画は、国内供給、国外供給、循環経済という複数の供給経路を組み合わせている。国内資源の探査・採掘を促進するだけでなく、国外の原材料供給者との協力、二次資源の回収・再利用、資源効率の向上等を通じて、原材料の安定供給を確保することが目指されている。

政府の役割についても特徴が認められる。原材料の探査、採掘、加工、再資源化等は基本的に民間企業が担う一方、政府は法制度の整備、財政支援、情報基盤の構築、官民連携等を通じて、民間企業による原材料供給を支える役割を担っている。

この点を明らかにするため、97 施策を、①法規制・運用改革、②予算・税制措置、③情報基盤整備、④発信・普及の四つの政策手段に分類したところ、表 12 のとおり、法規制・運用改革が 33 施策（34.0%）、予算・税制措置が 26 施策（26.8%）、情報基盤整備が 13 施策（13.4%）、発信・普及が 25 施策（25.8%）となった。

表 12：オーストリアの原材料マスタープラン 2030 年に係る 2025 年モニタリング報告書に示された施策数（施策種別）[222]

施策種類	施策数	構成比
P1｜法規制/運用改革	33	34.0%
P2｜予算/税制措置	26	26.8%
P3｜情報基盤整備	13	13.4%
P4｜発信/普及	25	25.8%
合計	97	100.0%

法規制・運用改革と予算・税制措置が全体の約 6 割を占めることから、オーストリアの原材料政策では、民間企業の活動を促進するための制度的・経済的環境の整備が重視されていることがうかがえる。他方、情報基盤整備や発信・普及も約 4 割を占めており、原材料の供給安全保障を実現するためには、企業活動を直接支援するだけでなく、情報の共有や社会的理解の醸成も重要と認識されていると考えられる。もっとも、これらの数値は政策文書に記載された施策数の構成比を示すものであり、予算規模や政策効果の大小を直接示すものではない。

またオーストリアの原材料政策を理解するうえで重要なのが、EU 加盟国としての制度的特徴であ

[222] Bundesministerium für Finanzen (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030 を基に筆者作成。詳細は Appendix 参照。

る。同国は独自の原材料政策を策定する一方、EU の共通通商政策や域内市場に関する規制の下に置かれている。このため、原材料の供給安全保障についても、国内政策と EU 政策を組み合わせた対応が求められる。

本分析では、97 施策について EU 政策との関連性を整理した。その結果、表 13 のとおり国内政策関連が 73 施策（75.3%）、EU 政策関連が 24 施策（24.7%）となった。すなわち、原材料マスタープラン 2030 では国内政策に関係する施策が多数を占める一方、約 4 分の 1 の施策が EU 政策とも関連している。政策手段別にみると、国内政策関連の 73 施策では、法規制・運用改革が 21 施策（28.8%）、予算・税制措置が 20 施策（27.4%）、情報基盤整備が 10 施策（13.7%）、発信・普及が 22 施策（30.1%）となった。これに対し、EU 政策関連の 24 施策では、法規制・運用改革が 12 施策（50.0%）、予算・税制措置が 6 施策（25.0%）、情報基盤整備及び発信・普及がそれぞれ 3 施策（12.5%）となった。

表 13：オーストリアの原材料マスタープラン 2030 年に係る 2025 年モニタリング報告書に示された施策数（国内/EU 施策別詳細）[223]

国内施策関連	P1｜法規制/運用改革	P2｜予算/税制措置	P3｜情報基盤整備	P4｜発信/普及	**合計**
V1｜探査	1	1	2	0	4
V2｜採掘	4	2	0	2	8
V3｜製錬・加工	2	2	0	0	4
V4｜製品製造・利用	2	1	1	1	5
V5｜流通・調達	2	1	3	0	6
V6｜回収・再資源化	6	4	0	0	10
V7｜横断領域	4	9	4	19	36
合計	21	20	10	22	**73**

EU施策関連	P1｜法規制/運用改革	P2｜予算/税制措置	P3｜情報基盤整備	P4｜発信/普及	**合計**
V1｜探査	0	0	0	0	0
V2｜採掘	2	0	0	0	2
V3｜製錬・加工	0	1	0	0	1
V4｜製品製造・利用	2	2	0	0	4
V5｜流通・調達	2	0	1	2	5
V6｜回収・再資源化	4	3	0	0	7
V7｜横断領域	2	0	2	1	5
合計	12	6	3	3	**24**

両者を比較すると、国内政策関連では発信・普及が約 3 割を占める一方、EU 政策関連では法規制・運用改革が半数を占めている。このことは、国内政策では企業や社会への働きかけを含む多様な手段が採用される一方、EU 政策との関係では共通規則への対応や制度調整が重要な位置を占めていることを示唆している。例えば施策 I.07 では、行政手続の迅速化に関連して、EU 重要原材料法（Critical Raw Materials Act：CRMA）に基づく戦略的原材料プロジェクトの許認可手続が取り上げられている。ま

[223] Bundesministerium für Finanzen (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030 を基に筆者作成。詳細は Appendix 参照。

た、施策 II.02 では、EU の原材料貿易政策の形成に積極的に参画することが掲げられている。CRMA は、重要原材料の安定的かつ持続可能な供給を確保するため、EU 域内の採掘、加工、リサイクル能力の強化や、特定の第三国への依存低減を目指す制度である。オーストリアは、同法に基づく共通の制度的枠組みを活用しながら、国内の原材料供給能力の強化を図っている。

このように、オーストリアの原材料政策は、国内で完結するものではなく、EU レベルの制度や対外経済政策と相互に補完し合う構造を有している。ただし、EU 政策関連の施策であっても、その実施には国内行政機関や企業が関与するため、両者は必ずしも明確に分離できるものではない。

ここからは個別の施策について特徴を分析していきたい。

まず原材料の安定供給に直接関係する施策として、まず国内資源の把握と開発環境の整備が挙げられる。例えば、施策 I.02 では、国内鉱床の探査を研究開発活動として認めること等による税制優遇が検討されている。また、施策 I.03 では、公的機関が保有する原材料関連の地理データについて、企業の営業秘密を保護しつつ、オープンデータ化を拡大することが提案されている。さらに、施策 I.14 では、国土・地域計画上の手段を活用し、鉱物原材料の鉱床への長期的なアクセスを確保することが目指されている。これらは、政府が直接鉱物を採掘するのではなく、資源情報の提供や制度的支援を通じて、民間企業による国内資源開発を促進するものである。

次に、供給途絶への備えとして注目されるのが、施策 II.04 及び II.05 である。

施策 II.04 では、パンデミック等の予見困難な事象による原材料不足を短期的に乗り切るため、早期警戒システム及び対応指針の整備が提案されている。具体的には、代替供給者の確保、流通網の代替手段、適切な備蓄等を考慮した戦略の構築が想定されている。また、施策 II.05 では、営業秘密や企業秘密に配慮しながら、サプライチェーンのストレステストを定着させることが掲げられている。これらの施策は、原材料の供給不足が顕在化してから対応するのではなく、平時から供給網の脆弱性を把握し、危機への対応能力を高めようとするものである。ただし、施策 II.04 に備蓄への言及があることをもって、日本のレアメタル備蓄制度と同様の国家備蓄制度がオーストリアに整備されていると解釈することはできない。同施策は、備蓄を含む複数の供給途絶対策を検討するものであり、具体的な備蓄対象、数量、管理主体等については、別途確認が必要である。

さらにオーストリアは、循環経済を原材料供給の重要な手段として位置付けている。施策 III.09 では、二次原材料の収集、選別、処理、分析、溶融精製等に関する研究開発支援が検討されている。また、施策 III.17 では、都市下水汚泥からのリン回収が掲げられ、施策 III.18 では、電池製造における再生原材料の使用拡大が目指されている。これらは、廃棄物の削減や環境負荷の軽減にとどまらず、国内に存在する二次資源を原材料供給源として活用する政策と捉えることができる。一次資源の輸入依存度を低減し、供給源を多様化するという意味で、経済安全保障上の意義を有している。

実際表 13 からもわかるとおり、97 施策をバリューチェーン別に分類すると、探査が 4 施策、採掘が 10 施策、製錬・加工が 5 施策、製品製造・利用が 9 施策、流通・調達が 11 施策、回収・再資源化が 17 施策、横断領域が 41 施策となった。横断領域を除けば、回収・再資源化に関する施策が最も多く、循環経済が同計画の重要な政策領域となっていることが確認できる。

また国内政策と EU 政策の関係に着目すると、表 13 のとおり回収・再資源化に関する 17 施策のうち、国内政策関連が 10 施策、EU 政策関連が 7 施策となった。これは、循環経済に関する施策が国内の

資源利用を促進するだけでなく、EU の共通規制や資源循環政策とも密接に関連していることを示している。ただし、循環経済関連施策には、建設資材やプラスチック等を対象とするものも含まれるため、そのすべてが重要鉱物の供給安全保障に直接寄与するわけではないことにも注意したい。

以上の分析から、オーストリアの原材料政策は、供給安全保障を確保しようとするものと評価できるが、ここで振り返りたいのが、1985 年版国土防衛計画である。計画内に示された経済的国土防衛（WLV）の政策方向性では、自給率や市場状況、輸送経路、世界の埋蔵量等から「供給リスク」を評価しつつ、雇用、国際収支、下流産業への影響も考慮して政策を講じていた。すなわち短期的な供給途絶には備蓄、中長期的な途絶には構造政策と代替という明確な原則が採用されており、後者には国内鉱床開発から、リサイクル、副産物利用、省資源化、代替材料の開発、輸入先多角化、海外資源開発への参加等まで含まれていた。2025 年のモニタリング報告書では経済的国土防衛（WLV）について明示的に述べられていないが、同報告書や原材料マスタープラン 2030 年本体にも原材料政策は安全保障や防衛上重要という記載はあることから、オーストリアにとって原材料政策は安全保障上の面で冷戦期から歴史的な連続性を有していると考察することができよう [224]。

最後に、日本への政策示唆について考察したい。考察のポイントは日本とオーストリアとの協力として次章でも取り上げる。

まず総論として、日本では、JOGMEC によるレアメタル備蓄、海外資源開発への支援、リサイクル・代替材料の研究開発等を通じて、重要鉱物の安定供給が図られているのに対し、今回分析したオーストリアの原材料マスタープラン 2030 では、特定の鉱物を対象とした国家備蓄制度そのものよりも、国内外の供給経路の確保、供給リスクの把握、法制度の整備、循環経済の促進等が幅広く取り上げられている。もっとも、この相違は両国の政策全体を比較した結果ではなく、分析対象の性格の違いを反映している可能性があることには留意したい。

その上で日本への政策示唆として、次の二点が挙げられる。

第一に、既存の重要鉱物備蓄制度と供給リスク評価の連携を一層高度化することである。日本では、JOGMEC がレアメタルの需給動向や供給リスクを調査し、その結果を備蓄計画に反映する仕組みが既に整備されている。他方、オーストリアの施策 II.04 及び II.05 では、早期警戒システムの整備やサプライチェーンのストレステストが掲げられている。日本においても、既存の情報収集・分析体制を活用しつつ、特定国からの輸入途絶、製錬施設の操業停止、物流網の寸断等の複数のシナリオを想定した供給リスク評価を充実させ、その結果を備蓄対象鉱種や目標日数、代替調達先の確保等の政策判断に反映することが考えられる。

第二に、既存の原材料情報基盤を拡充し、一次資源と二次資源の情報を統合的に活用することである。日本では、経済産業省や JOGMEC が鉱物資源の需給、輸出入、用途、供給リスク等に関する調査・分析を実施している。一方、オーストリアの施策 I.09 では包括的な原材料バランスの構築が、施策 Q.2.02 では資源の回収から再利用までの物質フローの把握が掲げられている。これらを踏まえると、日

[224] Bundesministerium für Landwirtschaft, Regionen und Tourismus (2021), Masterplan Rohstoffe 2030.

本においても、既存の統計や調査結果を基礎として、国内の使用済み製品に含まれる重要鉱物の回収可能量、再資源化能力、製錬・加工能力等を一体的に把握し、備蓄、国内投資、リサイクル支援等の政策判断に活用することが考えられる。無論、昨今日本の企業等に対して相次ぐサイバー攻撃リスクも踏まえれば、情報基盤のサイバーセキュリティの確保も念頭に置くことが望ましい。

このように日本への政策的示唆としては、既存の備蓄制度を維持・発展させつつ、供給リスク評価や一次資源と二次資源の情報把握といった政策の高度化が挙げられる。

4. おわりに

4.1 結論

冒頭に立てたリサーチ・クエスチョンに対する答えとともに、調査の限界と今後の課題について付言したい。

RQ：中立国オーストリアの経済安全保障政策は、1955 年の独立回復以降、国際安全保障環境及び欧州統合の進展に応じて、いかに形成されてきたのか。
→ 経済的中立（WN: Wirtschaftliche Neutralität)、経済的国土防衛（WLV: Wirtschaftliche Landesverteidigung)、包括的安全予防（USV: Umfassende Sicherheitsvorsorge）に関する概念が時代に応じてどのように構築・再編されてゆき、その都度どの分野でどのような具体的な政策が策定・改訂されてきたのか。
→ 補論：経済安全保障政策は近年の貿易実態に照らして実現可能性のある内容か。
→ 補論：直近の原材料政策とかつての経済安全保障政策史の類似性はあるか。

まず、オーストリアの経済安全保障政策は、永世中立の維持という国家的要請を出発点として形成された。1955 年の独立回復と永世中立の宣言後、オーストリアは軍事同盟に与せず国家の独立と永世中立を維持するため、スイスやスウェーデンを参考に包括的国土防衛（ULV）の構築を進めた。1961 年の閣議決定では、軍事的・市民的・精神的・経済的国土防衛（WLV）の四領域が明示され、1975 年には連邦憲法第 9a 条に規定された。また自由貿易は推進しつつも中立の維持という観点から当初は EEC へ加盟することなく、1972 年に EEC との自由貿易協定を締結する形に着地した。このことは、第三国との独立した経済関係の維持や有事に備える政策裁量（Aktionsspielraum）の確保及び遂行を企図した経済的中立（WN）の体現でもあった。

1975 年の連邦憲法第 9a 条規定後には具体的な国土防衛計画の策定が企図された。当時は 1970 年代の石油危機が起きた時期でもあり、エネルギー・食料・原材料の備蓄、物資の配分・使用に関する経済統制関連法制（Wirtschaftslenkungsgesetze)、雇用や生産活動の維持などが重視された。1985 年に公表された国土防衛計画では、こうした措置が包括的国土防衛（ULV）の一環として体系化され、数値目標を含む具体的な政策へと落とし込まれた。なお陸戦中立条約や外国貿易法を念頭に置いて安全保障貿易管理の実施をする旨も明記されており、こうした対外政策も国内政策と相まって国の永世中立を維持する土台を形成した。

他方、冷戦の終結と EU への加盟は、経済安全保障政策の枠組みを変化させた。オーストリアは当初、EC 加盟と永世中立の両立を図るため、有事における中立上の義務を履行できるよう、EC 法上の例外措置や政策裁量（Aktionsspielraum）の確保を追求した。本稿では、こうした構想を中立維持のための「シェルターモデル」として捉える。しかし欧州委員会側はその企図を認めず、オーストリアに中立の再定義を提示した。国内では様々な議論があったが、国連憲章第 8 章にいう紛争解決のための「地域的取極」として EC・EU を位置付けられる、規則や法に違反した平和破壊者に対して行動を起こす「集

団安全保障」への参画は中立と矛盾しない、といった考え方が採用され、結果として中立の再定義やCFSP への全面的参画を受け入れ、経済的中立（WN）は事実上消滅する形となり、1995 年に EU の加盟国となった。コソボ紛争の際にオーストリアは軍事面で NATO には協力しないものの EU の経済制裁に参加するなど、軍事面と経済制裁面で異なる対応を見せた。

2000 年代にはテロやサイバーといった非古典的領域の安全保障の関心が高まり、従来経済的国土防衛（WLV）が担ってきた供給保障や経済活動の継続という政策は、より広範な包括的安全予防（USV）という概念の中で扱われるようになった。この時期には、本稿で分析した安全保障関連の政策文書において「中立」への直接的な言及が相対的に減少していた。

そして 2022 年のロシアによるウクライナ侵攻は、経済的国土防衛（WLV）を再評価する契機となった。同年 2 月の国家安全保障会議決議では包括的国土防衛（ULV）の再活性化が勧告され、経済担当省も経済的国土防衛（WLV）の所管と危機対応上の役割を確認した。近年の政策では、従来の備蓄・供給保障に加え、重要インフラの保護、外国投資審査、サプライチェーンの多角化、企業の強靱性、重要技術の保護などが重視されている。特に 2024 年の安全保障戦略やその後の産業政策では、EU との連帯を基盤として経済的・技術的な自律性を高める方向性が示された。ここに、国家単位の経済的自立を中心とする政策から、欧州域内の経済的相互依存を活用して供給保障を確保する政策への重点の変化が認められる。

一つ目の補論として、近年の貿易構造と政策方針の整合性を検証した。オーストリアの 21 世紀における国別・品目別の輸出入データを用いた単回帰分析からは、ドイツを中心とする EU 諸国との貿易関係が拡大し、輸送機械器具、化学製品、食料品などで安定的な成長傾向が確認された。特に、チェコ、スロヴァキア、ポーランド、スロヴェニアなど中東欧諸国との取引拡大は、西欧と中東欧を結ぶサプライチェーンの発展を示している。これは、EU 域内での供給網の強化を目指す近年の経済安全保障政策と概ね整合的である。なお、中国からの工業製品輸入やロシア等 EU 域外産出国への資源依存も残されており、欧州域内の貿易拡大のみをもって供給途絶リスクの解消を保証することはできない。

二つ目の補論として、直近の原材料政策とかつての経済安全保障政策史との類似性を、原材料マスタープラン 2030 や 2025 年のモニタリング報告書を用いながら分析した。特に 1985 年版国土防衛計画では備蓄のみならず、リサイクル、副産物利用、省資源化、代替材料の開発、輸入先多角化、海外資源開発への参加といったバリューチェーンを全体的に考える政策が採用されていたことを確認し、原材料政策は安全保障上の面で冷戦期からまさに地続きの歴史の上に成り立っていると考察した。

以上のように、オーストリアの経済安全保障政策は、冷戦期には永世中立の維持を目的として経済的中立（WN）や経済的国土防衛（WLV）を重視していた。しかし、冷戦終結と EU 加盟を経て、経済的中立（WN）は事実上消滅し、安全保障領域の拡大に対応する包括的安全予防（USV）が発展した。近年は、従来型の安全保障上の緊張の高まりを背景として経済的国土防衛（WLV）が再評価される一方、EU の一員として政策を遂行する方向性が維持されている。歴史の変遷とともに整理すると、次の表のようになる。

表 14：オーストリアの経済安全保障に係る中心的課題と概念の特徴 [225]

時期	経済安全保障に係る中心的課題	三概念の動き
1955～1975年	中立国としての独立維持・冷戦への対応	経済的中立（WN）と経済的国土防衛（WLV）の制度化
↓		
1976～1985年	資源危機への備え・冷戦への対応	経済的国土防衛（WLV）の体系精緻化
↓		
1986～2000年	EC/EUとの加盟交渉・国際/地域安全保障への貢献	経済的中立（WN）の事実上消滅・経済的国土防衛（WLV）の運用変更
↓		
2001～2021年	テロ・インフラ・サイバー等複合的脅威への対応	包括的安全予防（WLV）の発展
↓		
2022年～現在	古典的安全保障領域における緊張の高まり	経済的国土防衛（WLV）の再評価・関連政策の強化

これまで記載のとおり、オーストリアの経済安全保障政策史の検討に際して、

- 経済的中立（WN: Wirtschaftliche Neutralität）
- 経済的国土防衛（WLV: Wirtschaftliche Landesverteidigung）
- 包括的安全予防（USV: Umfassende Sicherheitsvorsorge）

という三用語に着目した。この三つは歴史的に、状況に応じて必要政策を説明するために都度登場する概念であり、オーストリアの政策の重心は三概念の中で移り変わるのではないかと推察できる。本稿を基にすると、次頁の表のように、各概念を取り巻く状況や、政策としての重心を図示することが可能であると考える。

[225] 筆者作成。

表 15：オーストリアの経済的中立（WN）・経済的国土防衛（WLV）・包括的安全予防（USV）の歴史と重心の変遷 [226]

時期	経済的中立 （WN: Wirtschaftliche Neutralität）	経済的国土防衛 （WLV: Wirtschaftliche Landesverteidigung）	包括的安全予防 （USV: Umfassende Sicherheitsversorge）
① 1955～1960年：中立確立期	■独立後の概念形成： ソ連から中立保障と引き換えに独立を認められる。ＥＦＴＡには加盟するも、対外経済関係にどこまで中立性が求められるかが課題。	■概念形成： スイス等を参考に、軍事以外の領域も含めた国土防衛が検討される（1959年のRaab首相の政府声明で経済的防衛に言及）	（未成立）
② 1961～1975年：制度化期	■通商上の自律性重視： EECとの交渉では、第三国との独立した経済関係、戦時の条約停止・脱退権、物資供給への備えを重視。1972年にはECとの自由貿易協定を締結。	■制度確立： 1961年の閣議決定でULVの一領域に位置づけ。石油危機を経て備蓄・供給統制を重視。1975年に憲法第9a条へ明記。	■未成立： ただし、供給保障や危機への事前準備という発想自体は存在。
③ 1976～1985年：政策体系化期	■憲法の堅持： 陸戦中立条約や外国貿易法等に則り、EECとの自由貿易協定を踏まえてもなお全方位的な自由貿易と管理貿易を両方志向。	■政策体系化： 1983年完成・1985年公表の国土防衛計画等を通じ、食料・エネルギー・原材料の供給保障や経済統制の準備を体系化。	■未成立： ただし、供給保障や危機への事前準備という発想自体は存在。
④ 1986～1995年：EC/EU加盟・転換期	■解釈転換： 対外経済関係の独立性を厳格に確保する考え方から、中立は軍事的なものに限定しつつEUの共通政策への参加を模索する方向を検討。しかしEU加盟の中で経済的中立は換骨奪胎を余儀なくされる。	■EU制度整合へ転換： EU法との調整。経済危機管理制度を維持しつつ、EUの単一市場・共通政策との整合性を確保。憲法上の位置付けは存続。	■未成立： ただし、供給保障や危機への事前準備という発想自体は存在。
⑤ 1996～2021年：安全保障概念拡張期	■事実上消滅： 経済面でのEUとの一体化が定着しEUの対外制裁にも参加し、国家安全保障戦略でも中立への言及はほぼなくなる。国際平和への貢献には積極的。	■政策継続： 制度上は存続。一方、従来の備蓄・統制だけでなく、重要インフラ保護や危機管理などの政策が別の枠組みでも発展。	■概念形成・発展： 2001年の安全・防衛ドクトリンで提唱。重要インフラ、エネルギー、交通・通信、サイバー等を含む幅広い危機への備えを重視し、経済的国土防衛よりも前面に出る存在となる。
⑥ 2022年～現在：再評価・強靱化期	■国としては事実上消滅中だが復活主張あり： 軍事的中立とEUとの経済的連帯を両立。ロシアへのEU制裁に参加しつつ、NATO非加盟を維持。野党の中には制裁参加反対を主張する声もある。	■再活性化： 2022年2月の国家安全保障会議がULVの再活性化を勧告。経済担当省はWLVの所管を確認し、経済危機への対応体制を整備。	■政策継続： 経済安全保障政策との重なりが拡大。供給網の多角化、エネルギー供給、重要インフラ、投資審査、企業の強靱性等が重視される。

図中の矢印は、政策上の重心が、冷戦期の経済的中立（WN）をめぐる対外経済関係の自律性確保から、備蓄・供給保障を中心とする経済的国土防衛（WLV）へ、さらに多様な経済的脅威に事前に備える「経済的安全予防」へと移行してきたことを示している。 ただし、これは三概念が順次置き換えられたことを意味せず、従来の概念や制度を維持しながら、新たな政策領域が重層的に加わってきた過程として理解することができよう。

[226] 筆者作成。

4.2 ディスカッション

本稿で得られた結論を基に、中立や全方位外交を志向する国が取る経済安全保障政策の要素や、オーストリアの政策展望を考察しつつ、日本とオーストリアとの政策協力についても考察していきたい。

(ア) 中立や全方位外交を志向する国が取る経済安全保障政策の要素

本稿では、オーストリアの経済安全保障政策史を、経済的中立（WN)、経済的国土防衛（WLV）及び包括的安全予防（USV）の三つの概念を軸に検討してきた。振り返って不確実性の高い現代において国家が自らの強靭性を高めるために中立ないしは全方位外交を志向する場合、経済的中立（WN)、経済的国土防衛（WLV）及び包括的安全予防（USV）という政策概念をどのように捉えて活用していくべきかについて、一定の示唆を導くことができる。

まずは冷戦期においてオーストリアやスイス、スウェーデンで重視された経済的中立（WN）の三原則を確認したい。

第一原則は、中立国が第三国との独立した経済関係を維持する可能性を保持することである。第二原則は、差し迫った又は既に発生した武力紛争に際して、条約の全部又は一部を停止し、あるいは脱退する権利を確保することである。そして第三原則は、中立国が平時において戦時中の物資供給に向けた準備を行うことを他国から認められることである。これら三原則に共通するのは、中立国が自国の意思に基づいて必要な経済安全保障政策を実施できるよう、外国との経済関係や国際的な制度の中で、その政策上の裁量を確保するという考え方であると思われる。

第一原則を保持するには、個別の通商交渉において、第三国との独立した経済関係を構築・維持する自由を確保することが重要となる。実際、オーストリアは 1960 年代の EEC との交渉において、第三国と独自に関税協定その他の貿易協定を締結できることを重視し、最終的に 1972 年には、共通対外関税を伴わない自由貿易協定を締結した。この経験は、特定の経済圏との協力を深化させながらも、第三国との経済関係に関する自主性を保持することが、中立や全方位外交を志向する国の政策上の選択肢となり得ることを示している。ただし、1988 年のオーストリア連邦首相府憲法局報告書では、第一原則について、平時からあらゆる第三国と独立した経済関係を維持する必要はなく、戦時に中立上の義務を履行するための通商政策上の裁量を確保できれば足りるという解釈が示された。しかし欧州委員会からそうした解釈は受け入れられず、オーストリアに中立の再定義等を迫ったことを受けて、結局オーストリアはこの解釈を放棄し、EU を国際法に基づく地域的取極とみなして EU に加盟しつつ、軍事面では NATO 非加盟を維持している。

したがって中立や全方位外交を志向する国にとって重要なのは、経済統合そのものを回避することではなく、国際法に整合する形で経済統合に参加しながら第三国との関係を自主的に決定する裁量の余地を確保していくことである。もっともオーストリアは上述の通り現在この第一原則を保持していない。

第二原則については、個別の通商協定や経済連携協定において、安全保障上の例外や条約上の義務の停止・脱退に関する規定を明示的に確保することが重要となる。オーストリアは EC 加盟を検討する過程で、中立上の義務を履行するための政策裁量の確保を模索していた。この歴史的経験からは、経済統

合の深化によって国家の政策裁量が制約され得る以上、中立的な立場を維持しようとする国家にとって、通商交渉の段階から安全保障上の例外措置の導入を検討し、「シェルター」の確保を追求することが重要であると考えられる。GATT 第 21 条は一定の安全保障上の利益を保護するための例外を認めているが、その適用範囲は限定されており、あらゆる経済協定上の義務の停止や脱退を当然に保障するものではない。そのため中立や全方位外交を志向する国は、個別協定においても、危機時に必要な措置を講じるための法的余地を明確にしておくことが望ましい。

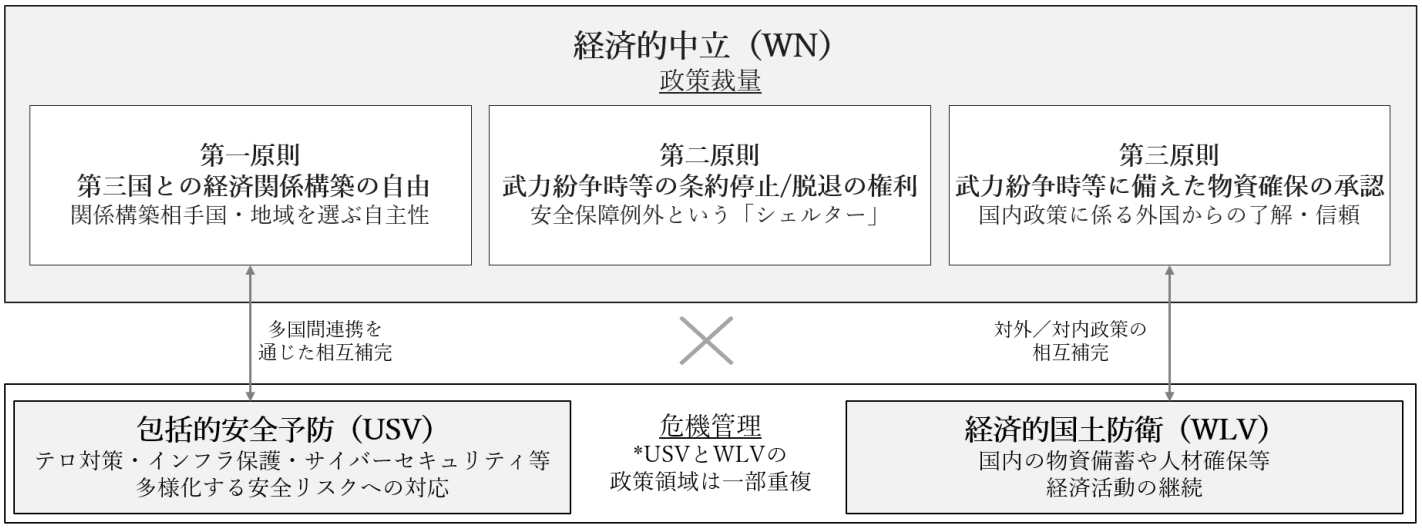
第三原則については、経済的国土防衛（WLV）との間に密接な補完関係が認められる。第三原則が求めるのは、中立国が平時に戦時の物資供給に向けた準備を行うことを、外国との経済関係や条約上の義務によって妨げられないことである。一方で経済的国土防衛（WLV）は、食料やエネルギー、原材料等の備蓄や危機時の物資配分制度を整備し、外国からの供給が途絶した場合にも国民生活や経済活動を維持するための国内政策である。すなわち、経済的中立（WN）の第三原則が備蓄等の準備措置を実施するために対外関係における自由を保障するのに対し、経済的国土防衛（WLV）はその自由を土台として実際に物資の確保や供給継続を可能とする国内体制を整備することだと言える。両者は主体や制度上の位置付けを異にするものの、危機時の物資供給を確保するという共通の目的において相互に補完し合う関係にある。

したがって、経済的中立（WN）の第三原則に基づく政策上の自由が確保されていても、国内に十分な備蓄や供給体制が存在しなければ、その自由を実効的に活用することは困難となる。逆に、国内で経済的国土防衛（WLV）の体制が整備されていても、外国との条約関係等によって必要な準備措置が制約されれば、その機能を十分に発揮できない可能性がある。このように中立や全方位外交を志向する国は、対外関係において国内政策に干渉されない自由を確保しつつ、国内政策で強靭性の確保政策を講じることが、中立の持続可能性を高めるうえで重要となる。

なお包括的安全予防（USV）は、重要インフラやサイバーセキュリティを含む多様な安全保障上の脅威への対応を通じて、中立を支える国内的な対応能力をさらに補強し得るという意味では、経済的国土防衛（WLV）と並立する存在である。ただ現代の複合的な安全保障リスクの下では、経済的国土防衛（WLV）と包括的安全予防（USV）の政策領域が重なり合うことも踏まえ、両者を厳密に区分することよりも、相互に連携させることが肝要となる。また包括的安全予防（USV）の実現には国際協力も必要となることから経済統合の中での協力も求められる。同時に不確実性の高い時代には協力相手の多角化も必要だという説を採るならば、包括的安全予防（USV）は経済的中立（WN）の第一原則と補完関係にあるといえるであろう。

以上のとおり、中立や全方位外交を志向する国にとって、経済的中立（WN）、経済的国土防衛（WLV）及び包括的安全予防（USV）は補完関係にあると言える。さらに言えば、経済的中立（WN）を外交の上位概念としながら、その実現のために経済的国土防衛（WLV）及び包括的安全予防（USV）を個別政策の柱に位置付ける次の図のようなモデルが考えられよう。

図 6：中立や全方位外交を志向する国に必要となる経済安全保障政策のモデル [227]



WN（政策裁量）　×　USV & WLV（危機管理）　→　中立・全方位外交の持続可能性

(イ) オーストリアの中立政策と経済安全保障政策の今後

本稿で検討したオーストリアの経済安全保障政策の歴史的変遷は、同国が永世中立という基本的な国家原則を維持しながらも、その具体的な運用を国際環境の変化に応じて柔軟に修正してきたことを示している。1955 年の中立法は、軍事同盟への不参加及び外国軍事基地の設置禁止を明記したが、経済活動や対外経済関係について具体的な制約を設けたものではなかった。その後、オーストリアは EEC との自由貿易協定締結、1995 年の EU 加盟、共通外交・安全保障政策への参加を通じて、欧州統合を深化させてきた。こうした過程は、軍事的中立という核心的部分を維持しつつ、経済・外交面では EU との協調を強めるという政策選択として理解できる。

この方向性は、オーストリアに限らず EU に加盟していないスイスにも共通する課題である。スイスでは 2026 年 9 月に、中立の原則を憲法上より厳格に規定することを目指す「中立イニシアチブ」が提起されたものの、国民投票で 7 割超の反対により否決された [228]。また 2026 年 10 月にはスイス全州議会（上院）の環境・国土計画・エネルギー委員会（UREK-S: Die Kommission für Umwelt, Raumplanung und Energie des Ständerats）で、冬季の安定的な電力輸入に係る EU との電力協定（Bilaterale III）を発展させる方針について、賛成 6、反対 5、棄権 1 という僅差で可決された [229]。反対意見の中にはスイスのエネルギー主権に対する懸念の声も含まれている中、本案はスイス全州議会の本会議で 12 月に採決が行われることとなっている [230]。こうした動きは、国際環境の変化に対応するため中立政策を柔軟に運用する必要性と、中立を国家の基本原則として維持しようとする政治的要請との

[227] 筆者作成。

[228] Der Bundesrat, Das Portal der Schweizer Regierung (2026): „Neutralitätsinitiative. “

[229] SWI swissinfo.ch (2026); „Ständeratskommission sagt knapp Ja zu Stromabkommen mit der EU.“ (2026 年 10 月 28 日最終アクセス)。

[230] SWI swissinfo.ch (2026); „Ständeratskommission sagt knapp Ja zu Stromabkommen mit der EU.“ (2026 年 10 月 28 日最終アクセス)。

間に緊張関係が存在することを示している。

さらに、中長期的には、オーストリアが経済安全保障政策の基盤としている EU 自体の安定性も検討する必要がある。近年、米国による国際刑事裁判所（ICC）関係者への制裁や追加関税措置、ベネズエラやイランをめぐる国際情勢などを背景として、欧州では対米関係における戦略的自律性の重要性が議論されている。しかし、EU 自身も常に一体的な政策主体として行動できるわけではない。過去にはギリシャ債務危機、オルバン・ヴィクトル政権下のハンガリーや法と正義（PiS）が政権を担っていた時期のポーランドは EU と対立し、EU 条約第 7 条（EU の基本的価値の重大な侵害への対処）に基づく手続が問題となった。また英国の EU 離脱など、欧州統合の不可逆性に対して疑問を抱かざるを得ない事態も生じた。仮に将来、EU が深刻な制度的危機に直面し、加盟国間の統合や結束が大きく損なわれた場合、オーストリアにおいても、EU との関係を再検討し、より自律的な中立外交への回帰を求める議論が生じる可能性は否定できないと考える。実際、現在も FPÖ は主要政党の中で最も EU 懐疑的な姿勢を示し、厳格な中立政策を主張している。現行の EU 条約第 50 条は加盟国の EU 離脱手続を規定しており、法制度上、加盟国が EU から離脱すること自体は可能である。また、旧 EEC 条約第 224 条を引き継ぐ EU 運営条約第 347 条は、戦争、重大な国際的緊張、国内の重大な秩序混乱等に際して加盟国が講じる措置について、加盟国間の協議を定めている。ただし、同条は EU 離脱や共通政策からの一般的な離脱を認める規定ではない。そもそも本稿は、オーストリアが実際に EU 離脱を選択する蓋然性を示すものではない。重要なことは、EU への制度的依存が深まるほど、EU の政策的結束や制度的安定性そのものが、オーストリアの経済安全保障を左右する要因となり得るという点である。オーストリアは EU との制度的協力を維持しながら、国家として必要な政策的裁量をいかに確保するかが、現実的な政策課題となろう。

なお、オーストリアの EU 志向を、東西対立における西側への接近としてのみ理解することも適切ではない。冷戦終結後の欧州統合は、中東欧諸国の EU 加盟を通じて、かつての東西の境界を越えて拡大してきた。地理的に欧州の中央部に位置し、中東欧諸国と歴史的・経済的な結びつきを有するオーストリアにとって、EU への参加は西欧市場との統合であると同時に、中東欧との経済関係を強化する機会でもあった。この点から、オーストリアの経済安全保障政策は、特定の陣営への帰属という側面だけでなく、欧州の東西を結びつける経済的結節点としての機能を維持・強化する政策として理解することもできる。この解釈は、同国の経済構造を踏まえた実務的な観点からも重要である。すなわち、オーストリアの経済安全保障は、対外依存を一律に縮小することによってではなく、欧州域内外との経済関係を維持しながら、供給先や調達先の多様化、重要インフラの保護、危機時の供給継続能力の向上を図ることによって実現されるべきものと考えられる。こうした観点からは、今後のオーストリアにとって、軍事的中立の維持と EU との経済協力を対立的に捉えるのではなく、双方の制度的な整合性を確保しながら、経済的強靱性を高めることが重要となる。

永世中立 71 周年記念日となる 2026 年 10 月 26 日には、連邦各省庁が歴史的施設の見学や意見交換会等の行事が開催された[231]。また 1000 人を超える新兵の宣誓式で演説した連邦大統領のアレクサンダー・ファン・デア・ベレン（Alexander Van der Bellen）は聴衆に対し、どのように一人一人が包括的国

[231] Bundeskanzleramt, Aktivitäten zum Nationalfeiertag 2026. ただし経済・エネルギー・観光省の企画は確認できなかった。

土防衛（ULV）に貢献できるか考えてほしいと呼びかけている[232]。軍事面に限らない幅広い安全保障領域への関心が高まる中で、オーストリアがEUとの関係も踏まえて今後どのように経済安全保障政策を展開するのか引き続き注視したい。

（ウ）日本との経済安全保障協力に向けた示唆

オーストリアの経済安全保障政策の変遷は、日本との協力関係を検討するうえでも示唆を有する。日本はこれまで、自由貿易の推進や新興国との経済関係の強化を目的として、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日EU経済連携協定、地域的な包括的経済連携協定（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）など、多数の経済連携協定を締結してきた。その一方で、近年の経済安全保障政策では、重要物資の安定供給確保や特定国への過度な依存の低減、重要技術の保護などが重視されている。

これに対し、オーストリアはEU加盟国として、域内市場やEUの共通政策を前提としながら経済安全保障政策を展開している。したがって、日本が多様な国・地域との経済連携を通じて供給網の分散を図る傾向にあるのに対し、オーストリアではEUを中心とする制度的な経済統合が経済安全保障の重要な基盤となっているという違いを指摘できる。ただし、これは両国の政策が対立することを意味しない。EU自身も重要原材料の供給先多様化や第三国との協力を重視しており、両国は経済的開放性を維持しながら過度な依存を低減するという共通の課題を有している。

先述したとおり、国際経済協力と中立の維持は、必ずしも相互に排他的なものではない。オーストリアは長年にわたりEUの共通政策や対外経済制裁に参加してきた歴史を有していることを念頭に置けば、日本はオーストリアを他のEU加盟国と同様、経済安全保障上の協力相手として位置付けることができよう。ただし、防衛装備品や軍事技術に関する協力については、オーストリアの中立法や陸戦中立条約、その他輸出・投資規制との整合性を個別に検討する必要がある。

実際、日本とオーストリアの間では経済安全保障分野を含む協力関係の強化が進められている。2025年には、日本の経済産業省とオーストリアの連邦経済・エネルギー・観光大臣の閣僚級会談が実施され、産業研究・技術・イノベーション分野に関する協力文書に署名した[233]。経済産業省は昨年から今年にかけて、連邦インフラ・モビリティ・イノベーション担当相のペーター・ハンケ（Peter Hanke）との会談[234]や、駐日オーストリア大使ジグリッド・ベルカ（Sigrid Berka）の表敬[235]を含む対話の機会を数多く持っており、イノベーション分野やスタートアップ分野を中心とした二国間協力について引き続き取り組んでいくことで一致している。

今後の具体的な協力分野としては、重要原材料の供給網強靱化や循環経済（資源再利用体制等）の構

[232] Die Presse (2026); Staatsspitze begeht Nationalfeiertag: „Neutralität hat nie bedeutet, dass andere für unsere Sicherheit sorgen.“(2026年10月28日最終アクセス)。

[233] 経済産業省「大串経済産業副大臣がオーストリア共和国のハットマンスドルファー経済・エネルギー・観光大臣と会談を行いました」(2025年5月21日)。

[234] 経済産業省「古賀経済産業副大臣がオーストリア共和国のハンケ インフラ・モビリティ・イノベーション大臣と会談を行いました」(2025年10月6日)。

[235] 経済産業省「山田経済産業副大臣がベルカ駐日オーストリア共和国特命全権大使による表敬を受けました」(2026年6月16日)。

築、重要インフラの保護やそれらに係る政策知見の共有などが考えられる。特に、EU の規制や標準化制度に精通したオーストリア企業・研究機関と日本企業との協力は、日本企業が EU 市場における経済安全保障関連の規制に対応するうえでも有益であろう。また政策知見の共有という意味では、補論でも述べた通り、原材料政策については供給リスク評価や一次資源と二次資源の情報把握といった高度化が日本の政策余地として指摘できるように、政策比較や議論を今後より活発に行うことが望まれる。

さらに、ウクライナ復興や中東欧市場の開拓といった第三国協力も有望な分野である。オーストリアは歴史的に中東欧諸国との経済的な結びつきが強い。例えばオーストリア政府傘下の外資誘致機関である Austrian Business Agency GmbH によれば、オーストリアにおける移民の 45%が中東欧諸国の出身であり、高等教育修了者の割合が高い[236]。またオーストリアはバルカン諸国や東欧諸国における最大の投資国の一つでもあり、オーストリアの弁護士や税理士等は現地語を話し現地の慣習や実務にも精通しているという[237]。ウィーンを拠点として中東欧市場に事業展開する企業も存在する。また、オーストリア企業によるウクライナ復興への関与や、ウクライナ企業との協力覚書の締結も進められている[238]。こうした経済的ネットワークを活用することにより、日本企業が単独では参入しにくい市場においても、現地事情に精通したオーストリア企業との共同事業を展開する可能性がある。

加えて、経済安全保障に直接関係する分野ではないものの、日本とオーストリアの経済関係を深化させる観点からは、食品分野の貿易拡大にも余地がある。オーストリアは乳製品、食肉、ワイン、菓子などの食品産業を有する一方、日本向けの食品輸出は、工業製品と比較して必ずしも大きな成長を示してこなかった。日本貿易振興機構（JETRO）（2021）も、オーストリアの食品輸出先として日本市場が占める位置について紹介している[239]。こうした状況を踏まえれば、日本の消費市場におけるオーストリア食品の認知度向上や、輸入事業者との連携強化を通じて、経済交流の裾野を広げることも考えられる。

以上を踏まえると、日本にとってオーストリアは、永世中立国という独自の外交的立場を有しながら、EU の制度的枠組みに深く組み込まれた経済協力相手である。そのため、日本とオーストリアの協力について、中立国か否かという相違を過度に強調するのではなく、経済的強靱性の向上という共通の目的に着目することが重要である。特に、重要物資の供給網多様化、循環経済、ウクライナ復興、中東欧への第三国市場展開を中心に、政府間対話と企業間協力を組み合わせた実務的な連携を推進することが望ましい。

---

[236] Austrian Business Agency GmbH. “Business Location Austria; Where innovation moves mountains.”

[237] Austrian Business Agency GmbH. “Business Location Austria; Where innovation moves mountains.”

[238] Federal Ministry for Agriculture, Forestry, Climate and Environmental Protection, Regions and Water Management of the Republic of Austria and Ministry of Agrarian Policy and Food of Ukraine (2025). *Memorandum of Understanding on the Cooperation in the Field of Agriculture*, signed in Vienna, 16 June 2025.／Land Niederösterreich (2025). *NÖ-Wirtschaftsmission in Ukraine*, 5. April 2025, Website „Europa in Niederösterreich“.

[239] 日本貿易振興機構（JETRO）（2021）「知られざる有機農業先進国（オーストリア）」『地域・分析レポート』、2021 年 1 月 15 日。

4.3 限界・課題

本稿では、1955 年の独立回復以降、オーストリアの経済安全保障政策がどのように変化してきたのかについて、経済的中立（WN）、経済的国土防衛（WLV）、包括的安全予防（USV）という三つの観点から検討してきた。その結果、オーストリアが中立という基本的な立場を維持しながらも、国際環境や欧州統合の進展に応じて、経済安全保障政策を柔軟に発展させてきたことが確認できた。一方で、今回の研究では十分に取り上げられなかった論点もあり、今後さらに検討を深めていきたい。

第一に、収集史料の範囲をさらに拡充し、考察を深める余地がある。

本研究では、オーストリアの国民議会や連邦議会の会議録、法令、統計データその他政策文書などを中心に分析を進めたが、政策が実際にどのような議論を経て形成されたのかについては、より詳しく調べる必要がある。例えば、1960〜1970 年代の経済的国土防衛（WLV）の制度化については、関係省庁間の協議記録や国土防衛評議会の議事録、経済団体の意見などを確認することで、政策形成の背景をさらに具体的に描けると考えられる。また、1995 年の EU 加盟や 2001 年以降の包括的安全予防（USV）への転換についても、政府内部の議論や政治的な意思決定の過程を詳しく検討することが望ましい。加えて、今回は政策史上の主な転換点を中心に取り上げたが、2008 年の世界金融危機や 2020 年の新型コロナウイルス感染症の拡大など、さらに多くの個別の危機において政策がどのように運用されたのかを比較することも、今後の研究課題である。

第二に、貿易・産業データについて、より細かな分析が必要である。

本研究の補論では、オーストリアの輸出入動向や主要な貿易相手国との関係を分析した。しかし、経済安全保障を考えるうえでは、貿易全体の動向だけでなく、個別の品目や供給網の実態にも目を向ける必要がある。例えば、原油や天然ガスなどのエネルギー資源は産出地域が限られており、特定国への依存を短期間で解消することは容易ではない。また、重要鉱物についても、鉱物の種類や加工段階によって調達先や代替可能性が異なる。そのため、貿易額だけでなく、実際の取引量、輸入先の集中度、国内備蓄の状況などを組み合わせて検討することが重要となる。さらに、EU 域内の他国を経由して輸入される物資については、直接の輸入相手国だけでなく、実際の原産地や供給網全体を確認する必要がある。品目別の貿易統計やエネルギー統計などを活用し、オーストリアの経済的な対外依存をより具体的に把握することが肝要となる。

第三に、経済安全保障政策史の考察対象を、通商や原材料関連以外の分野にも広げていくことが重要である。

今回具体的な政策については、主として通商政策や原材料の安定供給に係る政策に着目したが、現代の経済安全保障には、先端技術の研究開発や保護、外国投資の審査、重要インフラの維持、サイバーセキュリティなど、幅広い政策が含まれる。近年、企業や重要インフラを標的とするサイバー攻撃が経済活動の継続を脅かす事例も生じており、サイバーセキュリティは経済安全保障の重要な政策領域となっ

ている。オーストリアでは会計検査院が各種政策の評価を行っており、例えば食料[240]や天然ガス[241]に関する政策評価報告書は確認できる。今後は、こうした政策についてもさらに研究し、オーストリアの経済安全保障政策の対象の拡大や制度構築の様相をより精緻に補足し分析することが求められる。

第四に、EU との関係やオーストリア国内の政治動向についても、さらに考察を深める必要がある。

本研究では、オーストリアが中立を維持しながら EU との協力を深め、現在では EU の制度を経済安全保障政策の重要な基盤としていることを確認した。ただし、EU が今後も安定した協力の枠組みであり続けるかどうかについては、必ずしも自明ではない。例えば先述したように、法の支配や EU の共通政策をめぐって、EU 加盟国が EU と対立する場合もある。

こうした状況を踏まえると、オーストリアにとっては、EU を経済安全保障の基盤としてどの程度頼ることができるのか、また、EU の共通方針と異なる立場をとる加盟国との経済関係をどのように維持していくのか、という問いが生じる。特に、オーストリアは中東欧諸国との経済的な結びつきが強いことから、EU 内部の政治的な対立が経済関係に与える影響についても注目したい。

また、国内政治に目を向ければ、中立政策に対する考え方は必ずしも一様ではない。EU との協力を重視する立場がある一方で、より厳格な中立を求める政治勢力も存在する。こうした国内の議論が、EU の経済制裁への参加や、ロシアをはじめとする第三国との経済関係、さらには今後の経済安全保障政策にどのような影響を与えるのかについても、検討する価値があると考えられる。今後は、各政党の政策文書や議会での議論、世論調査なども参照し、中立に対する国内の考え方と経済安全保障政策との関係を整理していきたい。

以上のように、本研究には今後さらに検討すべき課題が残されている。なかでも、EU との協力を深めることがオーストリアの経済安全保障を強化する一方で、EU への依存そのものが新たな課題となる可能性は、引き続き注目したい論点である。今後は、歴史的な政策形成過程の分析と、貿易・産業構造に関する実証的な分析をさらに組み合わせることで、オーストリアが中立と欧州統合を両立させながら、いかに経済安全保障を確保してきたのかを、より精緻に解明することを課題としたい。

[240] Rechnungshof Österreich (2023), Lebensmittel – Versorgungssicherheit, Reihe BUND 2023/17, Wien.

[241] Rechnungshof Österreich (2025), Erdgas – Versorgungssicherheit, Reihe BUND 2025/1, Wien.

5. 参考文献

Adamovich, Ludwig. 1992. 'Die Annäherung Österreichs an Die Europäische Gemeinschaft – Eine Herausforderung Für Die Österreichische Verfassung?' Pp. 13–25 in *EG – Die Europäische Herausforderung*.

Agius, Christine, and Karen Devine. 2011. '"Neutrality: A Really Dead Concept?" A Reprise'. *Cooperation and Conflict* 46(3):265–84. doi:10.1177/0010836711416955.

Bayer, Richard. 1983. 'Umfassende Landesverteidigung : Ein Instrument Der Österreichischen Sicherheitspolitik'. *ASMZ : Sicherheit Schweiz : Allgemeine Schweizerische Militärzeitschrift* 149(5). doi:https://doi.org/10.5169/seals-54959.

Beyer, Jessica L., and Stephanie C. Hofmann. 2011. 'Varieties of Neutrality: Norm Revision and Decline'. *Cooperation and Conflict* 46(3):285–311. doi:10.1177/0010836711416956.

Brandstetter, Wolfgang, and Gerhard Loibl. 1990. *Neutralität Und Waffenexporte: Völkerrechtliche Und Strafrechtliche Überlegungen Zum Tatbestand Der Neutralitätsgefährdung*. Juristische Schriftenreihe. Wien: Verlag der Österreichischen Staatsdruckerei.

David, Rezac. 2002. 'Militärische Intervention Als Problem Des Völkerrechts, Eine Untersuchung Bewaffneten Eingreifens in Innerstaatliche Konflikte Anhand Des Kosovo-Krieges'.

Feichtinger, Walter. 2007. 'Österreich im sicherheitspolitischen Wandel – von der Landesverteidigung zur solidarischen Friedenssicherung'. *Military Power Revue der Schweizer Armee* (3):18–27.

Fischer, T., J. Aunesluoma, and A. Makko. 2016. 'Introduction: Neutrality and Nonalignment in World Politics during the Cold War'. *Journal of Cold War Studies* 18(4):4–11. doi:10.1162/JCWS_a_00677.

Foster, M. 2024. 'Austria's Neutrality Between Strategy and Identity'. *Austrian Journal of Political Science* 53. doi:10.15203/4171.vol53.2024.

Foster, Marion. 2024. 'Die Österreichische Neutralität Zwischen Strategie Und Identität'. *Österreichische Zeitschrift Für Politikwissenschaft* 53. doi:10.15203/4171.vol53.2024.

Frisch, Heidemarie. 1988. 'Die Beziehungen Österreichs Zur Internationalen Staatengemeinschaft Nach Der Bundesverfassung Unter Besonderer Berücksichtigung Der Neutralität'. Universität Innsbruck (Diplomarbeit), Innsbruck.

Frömmel, Stefan. 1991. 'Die Immerwährende Neutralität Österreichs: Bedeutung Und Problematik Im Innerstaatlichen Und Internationalen Recht'. Universität Salzburg (Diplomarbeit), Salzburg.

Gallouët, L. 2024. 'How credible is Austrian neutrality? Internal and external perception since 1955'. *Austrian Journal of Political Science* 53. doi:10.15203/4175.vol53.2024.

Gehler, Michael. 1994. 'Zwischen Neutralität Und Europäischer Union: Österreich Und Die Einigungsbestrebungen in Westeuropa 1955–1994'. *Geschichte in Wissenschaft Und Unterricht* 45(7):413–33.

Gregor, Leitner. 2014. 'Der Weg Nach Brüssel Zur Geschichte Des Österreichischen EG-Beitrittsantrages Vom 17. Juli 1989'. *Böhlau Verlag*.

Grubert, Edwin. 1995. 'Paradigmenwandel Im Recht Der Neutralität Im Ausgehenden 20. Jahrhundert?' Universität Innsbruck (Dissertation), Innsbruck.

Gunther, Hauser. 2014. 'Das Jahr 1989 Aus Österreichischer Und Internationaler Sicherheitspolitischer Perspektive'. *Böhlau Verlag Ges.m.b.H & Co. KG*.

Haslinger, Markus. 2023. *WLV.Neu – Wirtschaftliche Landesverteidigung NEU*. KIRAS / Wissenschaf(f)t Sicherheit. https://www.kiras.at/fileadmin/dateien/Projektband23/Kiras_2023_Studienband5_A5_barrierefrei.pdf.

Hauser, Gunther. 2006. *Sicherheit, Energie Und Wirtschaft – Europa Als Globaler Akteur*. Wien: Landesverteidigungsakademie.

Hauser, Gunther. 2021. 'Die Neutralität Österreichs; Kernbestand Und Pragmatische Interpretation'. in *In Verteidigung der Demokratie; Bildungspolitische Auseinandersetzungen mit dem Konzept der Geistigen Landesverteidigung*. 123-142: Böhlau Verlag wien köln.

Hutter, Erich. 1993. 'Die Neutralität Österreichs: Verfassungs- Und Verwaltungsrechtliche Probleme'. Universität Salzburg (Diplomarbeit), Salzburg.

Janik, Ralph. 2024. 'Weder Beistand Noch Selbstverteidigung: Österreichs Neutralität Auf Dem Prüfstand'. *Österreichische Zeitschrift Für Politikwissenschaft* 53. doi:10.15203/4169.vol53.2024.

Kirchschläger, Rudolf, and Willibald Pahr. 1969. *Der Österreichische Status Der Dauernden Neutralität Und Seine Rückwirkung Auf Das Interne Recht Des Dauernd Neutralen Staates*. Verhandlungen Des Österreichischen Juristentages. Wien: Manz.

Klinkum, Grant A. 1990. 'European Political Cooperation, European Union and the Democratic Sanction of the European Parliament'. Master's thesis (Political Science), University of Canterbury, Christchurch, New Zealand.

Köck, Heribert Franz. 1987. *Ist Ein EWG-Beitritt Österreichs Zulässig?* Recht, Politik, Wirtschaft. Wien: Orac.

Kramer, H. 2016. 'Austrian Foreign Policy 1995-2015'. *Osterreichische Zeitschrift Fur Politikwissenschaft* 45(2):49–57. doi:10.15203/ozp.1372.vol45iss2.

Latzenhofer, Martin, Susanne Bärenthaler-Sieber, and Michael Böheim. 2026. *Phoenigs – Präventive Handlungsoptionen Für Eine Neuausrichtung Einer Wirtschaftlichen Sicherheitsstrategie Österreichs*. Wien: Österreichisches Institut für Wirtschaftsforschung (WIFO). https://www.wifo.ac.at/publication/439183/.

Lauss, Georg. 2021. 'Die Immerwährende Neutralität Und Das Kontroversitätsprinzip'. Pp. 107–22 in *In Verteidigung der Demokratie; Bildungspolitische Auseinandersetzungen mit dem Konzept der Geistigen Landesverteidigung*. Böhlau Verlag wien köln.

Lipkin, M. A. 2022. 'A. I. Mikoyan's Visit to Vienna in 1957: Trade Policy or Political Horse Trading? The Unknown Pages of Soviet Party-State Diplomacy'. *Novyj Istoriceskij Vestnik* 73(3):46–73. doi:10.54770/20729286-2022-3-46.

Lottaz, P., and Y. Iwama. 2023. *Neutral Europe and the Creation of the Nonproliferation Regime: 1958-1968*. Neutral Europe and the Creation of the Nonproliferation Regime: 1958-1968. Taylor and Francis.

Mayr-Harting, Thomas. 1998. 'Die Europäische Union und die europäische Sicherheitsarchitektur: Historischer Hintergrund'. Pp. 87–111 in *Österreich und die NATO: Die sicherheitspolitische Situation Österreichs nach der NATO-Erweiterung*, edited by E. Reiter. Graz; Wien; Köln: Verlag Styria.

Mueller, W. 2024. 'The Genesis and Historical Transformation of Austria's Neutrality'. *Austrian Journal of Political Science* 53. doi:10.15203/4174.vol53.2024.

Müller, P., and H. Maurer. 2016. 'Austrian Foreign Policy and 20 Years of EU Membership: Opportunities and Constraints'. *Osterreichische Zeitschrift Fur Politikwissenschaft* 45(2):1–9. doi:10.15203/ozp.1574.vol45iss2.

Neissl, Christian. 2008. 'Die Wehrpolitik der Sozialdemokratie im Spiegel ihrer Parteiprogramme von 1945 bis zum Ende des Kalten Krieges'. Diplomarbeit, Universität Wien, Wien.

Nexon, M. 2025. 'Can Neutrality Restore Ukraine?' *Connections* 24(2):75–96. doi:10.11610/Connections.24.2.02.

Noll, Alfred J. 1989a. *Neutralität, Staatsvertrag, EG-Beitritt*. Mitteilungen Der Österreichischen Vereinigung Demokratischer Juristen. Wien: Edition Fortschrittliche Wissenschaft.

Noll, Alfred J. 1989b. 'Streit Um Den EG-Beitritt Österreichs'. *Juridikum* 1:5–7.

Parlament Österreich. 2026. 'Umfassende Landesverteidigung und das Parlament'. Parlament Österreich. https://www.parlament.gv.at/fachinfos/rlw/Umfassende-Landesverteidigung-und-das-Parlament.

Patterson, Christina M. 1994. 'Neutrality and Its Compatibility with the European Union'. https://homepage.univie.ac.at/erwin.bader/Bibl.neutr.html.

Phillips, R. H., W. H. Prinz, and G. C. Straub. 2026. 'Public Interpretations of Neutrality: Ideological and Identity-Based Drivers of Neutrality Attitudes in Austria'. *European Politics and Society*. doi:10.1080/23745118.2026.2662958.

Rathkolb, Oliver. 1994. 'Bruno Kreisky Und Die Heeresreformdiskussion 1970/1971'. *Forschungen Zur Militärgeschichte 3* 47–72.

Rubinson, E. 2026. 'Holding the Line: Austrian Neutrality in the Shadow of the War in Ukraine'. *Cooperation and Conflict* 61(1):149–76. doi:10.1177/00108367251327685.

Schneider, Felix. 2012. *Gedanken zur Geschichte der Umfassenden Landesverteidigung (ULV). Vortrag (lecture manuscript)*. Wien: Landesverteidigungsakademie, Institut für Strategie und Sicherheitspolitik. https://www.bmlv.gv.at/pdf_pool/publikationen/iss_gedanken_iss.pdf.

Schultz, D. M. 2014. 'Austria in the International Arena: Neutrality, European Integration and Consociationalism'. *Politics in Austria: Still a Case of Consociationalism* 173–200.

Simonet, L. 2026. 'Austria: The End of the Neutrality Bubble?' *Security, Defence, and the Future of Europe: Views from the Capitals* 1–4. doi:10.1007/978-3-032-18279-1_1.

Sorokin, A. 2024. 'Trade and Economic Relations as an Instrument of Soviet Policy to Maintain Austria's Neutrality (1955—1964)'. *Istoriya* 15(1). doi:10.18254/S207987840030004-3.

Sorokin, A. N. 2022. 'The State Treaty of 1955 and the Establishment of Economic Relations between the USSR and Austria'. *Novyj Istoriceskij Vestnik* 72(2):46–71.

Stadlmeier, Sigmar. 1991. *Dynamische Interpretation Der Dauernden Neutralität*. Schriften Zum Völkerrecht. Berlin: Duncker & Humblot.

Stourzh, Gerald. 1998. *Um Einheit Und Freiheit: Staatsvertrag, Neutralität Und Das Ende Der Ost-West-Besetzung Österreichs 1945–1955*. 4., völlig überarbeitete und wesentlich erweiterte Auflage.

Studien Zu Politik Und Verwaltung. Wien.

Strunz, Herbert, and Monique Dorsch. 2002. *Sicherheitspolitik Und Wirtschaft*.

Tutak, M., and J. Brodny. 2022. 'Analysis of the Level of Energy Security in the Three Seas Initiative Countries'. *Applied Energy* 311. doi:10.1016/j.apenergy.2022.118649.

Verdroß, Alfred. 1966. 'Die Immerwährende Neutralität Der Republik Österreich'. https://homepage.univie.ac.at/erwin.bader/Bibl.neutr.html.

上原史子. 1999. 'オーストリアの安全保障：中立と共通外交安保政策とをめぐって'. *日本 EU 学会年報* 1999(19):208–37, 255. doi:10.5135/eusj1997.1999.208.

上原史子. 2009. '冷戦の終焉とオーストリアの中立'. 国際政治 2009(157):99–114. doi:10.11375/kokusaiseiji.2009.157_99.

渡辺久丸. 2006. 現代オーストリア憲法の研究. Vol. 139. SBC 学術文庫. 盛岡: 信山社.

Appendix：オーストリア「原材料マスタープラン2030」の施策一覧及び現在進行中の施策提言（仮訳）並びにその分析

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
第I章 – 国内サプライヤーからの供給												
2021	I.01	✓		✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	交通由来の排出と道路輸送量を削減するため、現行の軸重制限を維持しつつ、重量のある架装を備えたトラックの許容最大総重量を、他の重量架装車に認められている例外（自動車法第4条第7b項）と同様に引き上げることを目指す。	欧州委員会は持続可能なモビリティに関する欧州戦略の下で、輸送車両の重量・寸法に関する既存EU指令の改正可能性を検討している。加盟国の国内規則を調和させ、越境輸送を容易にしつつ、道路貨物輸送の温室効果ガス排出を削減することが狙いである（44トンへの引上げ。オーストリアでは複合輸送の5軸・6軸車、木材搬出、牛乳輸送等について既に可能な場合がある）。業界の構想案は提出されたが、実施は保留中。	EU指令の改正。2025年にインフラ所管省への再提案を予定。	P1｜法規制/運用改革	V5｜流通・調達	✓
2021	I.02	✓	✓	✓	✓	競争力の向上	国内鉱床の探査について、例えば探査を研究開発活動と認めることによる税制優遇を検討する。	EUレベル（域内市場・産業・起業・中小企業総局（Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs：DG GROW））で提起済み。OECDのポジションペーパーが提出された。	フラスカティ・マニュアルの「鉱物資源の開発及び評価」に関する改訂に向け、OECDとの協議を継続する。	P2｜予算/税制措置	V1｜探査	
2021	I.03	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／競争力の向上	企業による探査や公的部門による探鉱強化を支援するため、営業秘密を保護しながら、公的機関が保有する原材料関連の地理データのオープンデータ化を拡大する。	GeoSphere Austria（GSA）設立法（連邦法律官報I第60/2022号）の成立により重要な進展があった。GSAによるデータ利用と、資源地質データなど個人情報を含まない公的データの無償提供が明確に規定された。BergISの近代化が始まり、データベース更新をモジュール単位で委託した。	BergIS近代化に向けた追加モジュールの発注準備。GSAによるダウンロードサービスの整備。	P3｜情報基盤整備	V1｜探査	
2021	I.04	✓	✓	✓	✓	持続可能な原材料管理	一次・二次原材料を建設資材として使用することについて、透明かつ検証可能な科学的根拠に基づき、ライフサイクル全体を考慮した環境影響評価（LCA）によって評価する。	連邦政府の循環経済戦略（旧連邦気候保護・環境・エネルギー・モビリティ・イノベーション・技術省（Bundesministerium für Klimaschutz, Umwelt, Energie, Mobilität, Innovation und Technologie：BMK）、現連邦農林・気候環境保護・地域・水資源管理省（Bundesministerium für Land- und Forstwirtschaft, Klima- und Umweltschutz, Regionen und Wasserwirtschaft：BMLUK）、2022年）は、建設・インフラ分野の転換に向け、建物の全ライフサイクル段階を考慮した循環型設計を想定している。BMLUKはエコデザイン規則を踏まえ、製品環境フットプリントを基礎とするklimaaktiv評価尺度を策定中である。この手法は欧州委員会が公表した。鉄鋼のLCAは2年以内の作成を予定し、セメントのLCAは未作成である。	連邦財務省（Bundesministerium für Finanzen：BMF）による循環経済戦略の実施支援。建物レベルのLCAに基づく環境製品宣言（EPD）の比較可能性を可能な限り確保する（独・墺・瑞で認知されるBau EPD GmbHの規則。認定申請済み）。	P1｜法規制/運用改革	V4｜製品製造・利用	
2021	I.05	✓		✓	✓	持続可能な原材料管理	有価物を含む材料は、可能な限り高付加価値の形で再利用・再資源化する。例えば、単なる土量調整のための利用より高次の利用を優先する。トンネル掘削土等の資源の持続可能な利用に向け、関係法令の枠組みを最適化する。個々の二次原材料の具体的な利用方法や、必要に応じた再資源化率について詳細な議論を開始する。	廃棄物管理法（Abfallwirtschaftsgesetz：AWG）の廃棄物ヒエラルキー、建設・解体廃棄物の再使用準備に係る質量比70%目標、連邦廃棄物管理計画2023を参照。建設業界、設計事務所、ÖBB、ASFINAG、BMLUK、BMF、州の代表によるトンネル掘削土作業部会を設置し、2022年に初回・後続会合を開催。Circularity Labで専門的議論を開始。BMLUKは掘削土規則の事前意見照会案を作成し、掘削材料の材料再利用・処理義務及び掘削土の廃棄物該当性の終了を規定した。	掘削土規則を意見公募に付して成立させる。廃棄物処理施設としての許可なしに鉱物原材料法（Mineralrohstoffgesetz：MinroG）に基づく施設で廃棄物・掘削土を処理できるよう、施設許可制度を改正する。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	
2021	I.06	✓	✓	✓	✓	デジタルの未来への対応／行政手続の効率化	電子政府の仕組みによって支援できる行政手続を検討する。	検討が進行中。BergISを電子政府向けに改修している。	検討の完了。鉱業分野のデジタル化戦略の更新。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	
2021	I.07	✓	✓	✓	✓	経済立地の強化・確保	行政手続を迅速に処理するため、連邦と州の間で手続の集約が可能か検討する。	重要原材料法により、戦略的原材料プロジェクトの許認可手続の最長期間が新たに規定された。	重要原材料法の国内実施。特に同法前文で示された可能性を踏まえ、原材料の重要性を国内で独自に分類し、必要に応じ関連する手続簡素化を行うことを検討する。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	
2021	I.08	✓	✓	✓	✓	経済立地の強化・確保	オーストリアの産業立地を強化・維持するため、戦略的に重要な分野の企業持分や企業資産の売却時に国家利益を守る連邦の審査義務を評価する。	対外経済法及び投資審査法に基づく審査を実施している。	戦略的に重要な原材料・基礎素材について、審査義務が発生する閾値の引下げを検討する。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	
2021	I.09	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	オーストリアの原材料生産・加工企業の供給安全保障とレジリエンスを高める意思決定基盤として、包括的な原材料バランスを構築する。	欧州委員会構造改革支援総局（Directorate-General for Structural Reform Support ：DG REFORM）のEU技術支援制度（Technical Support Instrument：TSI）プロジェクト「将来の包括的原材料バランスに向けたロードマップ」が完了した。汎用的なマテリアルフローモデルを作成し、リン、ネオジム、銅で試行した。完全な原材料勘定の構築に向けて別のプロジェクトを委託し、後続TSIプロジェクトを欧州委員会DG REFORMに申請した。	「原材料バランス」行動計画の策定。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	✓
2021	I.10		✓			エネルギー供給安全保障の向上と脱炭素化への貢献	再生可能エネルギーの変動を緩和するため、地質構造を気体エネルギー媒体の貯蔵やCO_2回収・貯留／利用（CCS・CCU）技術に活用する。そのための制度的条件を検討する。	二酸化炭素の地中貯留禁止に関する連邦法に基づく2024年評価報告書を提出した。カーボンマネジメント戦略が閣議決定された。	カーボンマネジメント戦略の実施。注：ネットゼロ産業法ではCO_2貯留を想定している。オーストリア国内での輸送・貯留も、EU域内の外国での輸送・貯留と同様に可能とすべきである。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
2021	I.11	✓				持続可能な原材料管理	洪水防止、渓流対策、水力発電所の貯水池の浚渫では毎年数百万立方メートルの堆積物が発生し、その大部分は砕石、砂利、砂など価値のある鉱物原材料である。現在廃棄物法上の掘削土として扱う必要があるこれらの材料を、地域内で計画的に再利用・再資源化する。これにより埋立費用や気候に悪影響を与える輸送を回避する。	ÖWAV規則第305号「堆積物の使用及び再資源化」を公表した。掘削土規則の事前意見照会案を提出した。	ÖWAV規則第305号「堆積物の使用及び再資源化」の規定を廃棄物管理法（AWG）に反映する（BMLUK所管）。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	
2021	I.12		✓			脱炭素化への貢献	プラスチック製造において、化石原料の代替として再生可能な原材料の利用を、研究開発イニシアティブ等を通じてさらに推進する。	オーストリアのバイオベース産業のシナリオ策定（旧BMK、現BMLUKの2022年報告書）。循環経済・生産技術に関する研究・技術・イノベーション施策。Horizon Europe枠組みでの公募（Circular Bio-based Europe等）。	循環経済戦略の実施の一環として関連施策を予定。Circular Bio-based Europeの公募は2025年9月17日まで受付中。	P2｜予算/税制措置	V4｜製品製造・利用	
2021	I.13	✓		✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	排出量と交通負荷を軽減するため、原材料鉱床と交通網との接続を改善する。	これまで実施措置なし。	未定。	P2｜予算/税制措置	V5｜流通・調達	
2021	I.14	✓		✓	✓	一次鉱物原材料の供給確保	国土・地域計画上の手段を通じ、鉱物原材料の鉱床への長期的なアクセスを確保する。その際、オーストリア原材料計画の成果を計画策定の基礎として活用できる。具体的な実施手順は各州との対話で検討する。	協議手続きを通じて所管省に提出された土地用途指定に関係する法令変更はすべて、鉱業部門が鉱床への長期的アクセスの維持という観点から審査している（原材料計画に基づく原材料確保区域との照合）。	自治体連合および都市連合と、自治体が積極的に原材料を確保する意思について協議する。実務に即した持続可能性基準を策定する。	P1｜法規制/運用改革	V1｜探査	
2021	I.15	✓	✓	✓	✓	一次鉱物原材料の供給確保	原材料とその加工製品は持続可能な未来に不可欠な基盤であり、その認識を高める必要がある。原材料管理は持続可能な活動として行われ、そのように認知されなければならない。資本市場による鉱業活動への資金供給にもこの点を反映するため、サステナブルファイナンスの規定を改善する。	オーストリアはECOFINで鉱業をEUタクソノミー規則の対象に含めるよう提起した（オーストリア、フランス、ドイツ、チェコ、フィンランド、スウェーデンの共同書簡）。独立専門家プラットフォームで作成された鉱業の持続可能性基準は実務から乖離し、利用に適さない。	タクソノミー規則の独立専門家プラットフォームに産業界の専門家を参加させ、鉱業活動に適した基準を検討する。業界は原材料に関する意識向上策を策定する。規制間の不整合、目標の衝突、規定の過度な複雑さ、行き過ぎた報告義務が、原材料供給の安定を促進する以上に阻害しないよう留意する。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	✓
2021	I.16	✓	✓	✓	✓	原材料問題の重要性についての意識醸成	持続可能な消費と生産に関する啓発キャンペーンを開始する。	FCIOの取組、voestalpineのメディアキャンペーン。	重要原材料法の国内実施に際しては、行政と産業界の双方が責任を負う。意識と受容を高めるため、オーストリア原材料対話の枠組みを様々なレベルで活用すべきである。原材料供給は将来の需要に備えるものであり、公共の利益および公的部門の利益にかなう。	P4｜発信/普及	V4｜製品製造・利用	
2021	I.17	✓				国内原材料採掘における公正な競争条件の整備と持続可能な原材料管理	原材料採掘に関する景観（保護）負担金および自然保護負担金について、州ごとに異なる規定の調和を目指す。具体的な実施手順は関係業界との対話で検討する。	これまで実施措置なし。	業界とともに構想を策定する。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	
2021	I.18	✓	✓	✓	✓	原材料問題の重要性についての意識醸成	環境に配慮した持続可能な原材料採掘・利用に対する国家賞を創設する。	この問題の重要性に鑑み、この種の国家賞の授与可能性についての検討を再開する。	未定。	P2｜予算/税制措置	V2｜採掘	
2021	I.19	✓	✓	✓	✓	原材料問題の重要性についての意識醸成	持続可能な原材料生産に対する市民の信頼を高めるため、NGOとの対話を引き続き積極的に維持する。	これまでオーストリア原材料対話にNGOを参加させてきた。紛争鉱物規則の実施に際してNGOと複数回協議した。	今後のオーストリア原材料対話への参加を継続するとともに、BMFの代表者が原材料に関するパネル討論に参加する。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	I.20	✓	✓	✓	✓	持続可能な原材料管理	採掘活動の計画段階から採掘終了後の土地利用構想を考慮する。EUグリーンディールに基づく生物多様性の促進も目標に組み込む。	鉱物原材料法（MinroG）は、許認可手続において鉱業活動終了後の鉱区の予定用途を明示するよう定めている。	EU自然再生法が成立した。MinroGの規定は十分と判断されている。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	✓
2021	I.21	✓				資源効率の向上	持続可能性を備えた革新的な事業モデルの確立を促進する。その際、地域内調達と資源の効率的利用を重視する。	規制サンドボックス枠組法の検討により、革新的な事業モデルの確立が容易になる。現行法からの例外を設けるため憲法上必要な根拠となる個別のサンドボックス規定を、枠組法に追加して分野別の法制度設計を可能にする予定である。各専門所管省は連邦省庁法（Bundesministeriengesetz：BMG）上の権限に従って各所管法令を整備し、制度設計の裁量を維持する。	規制サンドボックス枠組法を成立させる。連邦イノベーション・モビリティ・インフラ省（Bundesministerium für Innovation, Mobilität und Infrastruktur：BMIMI）とともにイノベーション関連課題を発展させる。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	I.22	✓	✓	✓	✓	持続可能な原材料管理	国内の原材料供給経路で扱う材料について、標準化された透明な持続可能性評価・情報システムを開発する。日常生活における関心を高めるため、一般市民が容易に利用できるようにする（マテリアルパスポート、マテリアルフットプリント、カーボンフットプリント、表示、情報アプリ等）。デジタル建築物パスポートの評価対象期間は建築物の耐用年数に合わせる。	2023年12月、エコデザイン規則改正についてEU三者協議で合意。製品・サプライチェーンのデータ収集と共有のため、デジタル製品パスポートがエコデザイン規則および複数のEU規則（持続可能な製品イニシアチブ）の一部として予定されている。初期の導入対象は電池（2027年以降）、繊維、電子機器、プラスチック、建設分野。重要原材料法には環境フットプリントと認証制度が予定されている。欧州化学品庁（European Chemicals Agency：ECHA）の製品中懸念物資に関するデータベース（Substances of Concern In articles as such or in complex objects (Products)：SCIP）データベースと国内実施プログラム（BMLUK）もある。	エコデザイン規則に基づくデジタル製品パスポートの開発。電池規則（EU規則2023/1542）に基づく電池パスポートは2027年から義務化。EUのサプライチェーン・デューデリジェンス指令、タクソノミー規則、重要原材料法と整合させる。デジタル建築物パスポートの客観化についてBMLUKに照会する。規制の不整合、目標の衝突、過度な複雑性や報告義務（競争上重要なデータや営業秘密の開示）が供給安定を阻害しないよう注意する。消費者物価への影響と、競争力低下・潜在的GDP損失・雇用喪失について、例えばASCIIによる影響評価が不可欠と考えられる。	P3｜情報基盤整備	V5｜流通・調達	✓
2023	I.23				✓	資源効率の向上／供給安全保障の向上	鉄スクラップの使用拡大に資する設備の建設に対して投資支援を行う。	これまで実施措置なし。	未定。	P2｜予算/税制措置	V3｜製錬・加工	
2023	I.24				✓	資源効率の向上／供給安全保障の向上	鉄スクラップに関する研究・技術開発・イノベーション（FTI）施策を拡充する。選別・分析技術の高度化と大規模化（実証プラント）、材料工学・冶金分野の研究開発、システム全体の検討を含む。	旗艦プロジェクトKIRAMET「AIを活用した複合金属廃棄物のリサイクル」を開始。「循環経済・生産技術」FTIイニシアティブに循環経済関連の研究開発課題を盛り込んだ。	BMF所管の「未来を守る」FTIイニシアティブとBMIMI所管の「循環経済・生産技術」FTIイニシアティブのテーマを調整する。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
2023	I.25	✓				供給安全保障の向上	鉱物系建設原材料は不可欠な原材料である。これらを重要性評価の対象に含め、要件を満たす場合には重要原材料法の対象に加えるよう働きかける。	オーストリアが推進した「不可欠な原材料」（鉱物系建設原材料や、重要・戦略原材料を用いる設備の製造に不可欠なその他の原材料）の重要原材料法への追加は、所管するEU理事会産業作業部会で多数により否決された。妥協として、同法前文第6項に、加盟国が固有の国内需要に基づいて追加リストを作成し、国内で適切な措置を講じることは妨げられないと明記された。	欧州委員会は原材料の重要性を定期的に再評価する。鉱物原材料法（MinroG）における実施可能性を検討する。この検討を建設原材料に限定せず、すべての原材料に適用する。要件を満たす他の原材料のEU重要原材料法（Critical Raw Materials Act：CRMA）への追加を支持する。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	✓
2023	I.26		✓			供給安全保障の向上	炭化水素の採掘に係る鉱区使用料収入を連邦・州・自治体間で配分する可能性を評価する。	基本的な検討を実施した。	現在の諸条件の下では、当面追加措置を講じない。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	
2023	I.27	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	「景観保護賦課金」の使途を特定する、または当該自治体・州に還元するべきである。	連邦、州、自治体および業界の代表から成る作業部会の設置を検討している。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	
2024	I.28		✓			（原文空欄）	国内産炭化水素の中長期的な採掘採算性、とりわけ非エネルギー用途での採算性を確保し、国内の石油・天然ガスによる供給安全保障への寄与を最大化するため、鉱区使用料制度を評価する（I.26も参照）。	基本的な検討を進めている。	現在の諸条件の下では、当面追加措置を講じない。	P1｜法規制/運用改革	V2｜採掘	
2024	I.29		✓			（原文空欄）	国内で採掘された炭化水素を原料として利用する際に発生する不可避の二酸化炭素・メタン排出について、国内およびEUの規制制度（例：排出量取引制度〔ETS〕、EUメタン規則）で認定・算入できるようにする。	評価・検討中。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V3｜製錬・加工	
2024	I.30		✓			（原文空欄）	深部地熱プロジェクトのための規制枠組みおよび適切な助成制度を整備する。	深部地熱に関する政策方針書を作成した。	鉱物原材料法（MinroG）および水法（Wasserrechtsgesetz：WRG）を改正する。	P2｜予算/税制措置	V2｜採掘	
2024	I.31		✓			（原文空欄）	地質構造内への水素貯蔵に関する規制枠組みを整備する。研究プロジェクトの範囲を超えて、天然水素を鉱物原材料法（MinroG）の対象に含めることを検討する。	評価・検討中。	鉱物原材料法（MinroG）を改正する。	P1｜法規制/運用改革	V5｜流通・調達	
2024	I.32					（原文空欄）	リサイクル分野の輸送に対する「鉄道輸送義務」は、必要な輸送量に達しないため競争を歪めるおそれがある。廃棄物管理法（AWG）上の当該義務を評価する。	鉄道輸送義務の廃止申立てを受け、憲法裁判所（VfGH）の審理手続が開始された。	憲法裁判所の手続の帰趨は未定。2025～2029年政府計画に「廃棄物の鉄道輸送の評価（特に短距離輸送）」が盛り込まれている。	P1｜法規制/運用改革	V5｜流通・調達	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
第II章 – 国際的サプライヤーからの供給												
2021	II.01		✓	✓	✓	供給安全保障の向上／技術・ノウハウ移転を通じた開発援助	原材料パートナーシップを強化する。外交政策上の側面を考慮し、関係企業とともにボトムアップで戦略的に重要な対象市場を特定する。	モンゴル、カザフスタン、ウズベキスタン、クイーンズランドとの技術協力について二国間協議を実施。EUはアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、グリーンランド、ノルウェー、ウクライナ、カザフスタン、ウズベキスタン、ナミビア、ザンビア、セルビア、米国との戦略的原材料パートナーシップを確立。合同経済委員会も原材料問題の協議に活用している。	EUはブラジル、ボリビア、コロンビア、日本、メキシコ、ペルー、ウルグアイ、アフリカ連合との戦略的原材料パートナーシップを準備・評価中。オーストリアと第三国とのさらなる二国間技術協力を締結する。	P4｜発信/普及	V5｜流通・調達	✓
2021	II.02		✓	✓	✓	EU原材料貿易政策への積極的な参画	オーストリアはEUの原材料貿易政策の形成に積極的に参画する。EU域外の第三国との二国間関係にも原材料政策上の利益をより強く反映させる。	連邦経済・エネルギー・観光省（Bundesministerium für Wirtschaft, Energie und Tourismus：BMWET）および欧州委員会と継続的かつ緊密に調整している。	BMWETおよび欧州委員会との緊密な調整を継続する。計画中の自由貿易協定を鉱物原材料の観点から再評価する。	P4｜発信/普及	V5｜流通・調達	✓
2021	II.03		✓	✓	✓	供給安全保障の向上／技術・ノウハウ移転を通じた開発援助	オーストリアによる持続可能な開発への貢献として、開発途上国における持続可能な生産システムの形成に参画することを目指す。	これまで措置なし。	オーストリア開発庁（ADA）との協議を開始する。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	II.04	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／強靭性の向上	パンデミックなど予見不能な事象による原材料不足を短期的に乗り切るため、早期警戒システムと対応指針を整備する。代替供給者、流通網の代替手段、適切な備蓄などを考慮した戦略により長期的な供給安全保障に寄与する。	オーストリア・サプライチェーン・インテリジェンス研究所（ASCII）を設立した。	CRMAが規定する監視手段を評価する。特定原材料のサプライチェーン強靭性に関する調査をASCIIに委託する。	P3｜情報基盤整備	V5｜流通・調達	
2021	II.05	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／強靭性の向上	営業秘密・企業秘密に配慮しつつ、サプライチェーンのストレステストを定着させる。	ASCIIが設立された。民間サービス提供者も市場に存在する。CRMAはストレステストを規定している。	企業が担う業務。	P3｜情報基盤整備	V5｜流通・調達	
2021	II.06	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／技術・ノウハウ移転を通じた開発援助	オーストリア企業が技術・ノウハウ移転を通じ、相手国の鉱山保安ならびに環境に配慮した原材料の採掘・加工の改善に貢献するよう促す。	技術課題は技術パートナーシップに関する協議の不可欠な構成要素となっている。	技術パートナーシップを締結する。	P4｜発信/普及	V2｜採掘	
2021	II.07	✓	✓	✓	✓	デューディリジェンス義務の強化／サプライチェーンの透明性	企業責任および競争条件の公平性の観点から、サプライチェーン・バリューチェーンのデューディリジェンス義務を川下部門にも拡大することを検討する。	欧州委員会レベルで規制緩和が検討されている（オムニバス規則）。これは企業持続可能性デューディリジェンス指令（CSDDD）や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、タクソノミー規則などのEU施策と整合させるべきものである。	規制の不整合、政策目標間の衝突、規定の過度な複雑さ、行き過ぎた報告義務（競争上重要なデータや営業秘密の開示）が、原材料の供給安全保障を促進するどころか阻害しないよう注意する。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	✓
2021	II.08	✓	✓	✓	✓	技術・ノウハウ移転を通じた開発援助	開発協力の観点から、公的機関の関係組織を通じて、開発途上国・新興国における持続可能な原材料産業を支援し、基準を段階的に引き上げる取組を強化する。	これまで実施なし。	技術パートナーシップに組み込む。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	II.09		✓	✓	✓	技術・ノウハウ移転を通じた開発援助	開発協力の一環として、G7のCONNEXイニシアティブに類似する取組を検討する。	これまで実施なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	II.10	✓	✓	✓	✓	レジリエンスの向上	EUオムニバス規則の目的に従い、必要最小限に限定し、統計上の秘密保持規則、企業秘密・営業秘密、競争法上の規定および「データは一度だけ提出する」原則に配慮しつつ、原材料管理の計画手段となる統計のための新たなデータ源を開拓する。	TSIプロジェクト「Raw Materials Balance」により、原材料管理の最適化に向けた施策を含むロードマップが提示された。TSIプロジェクトの継続を申請済み。	TSIプロジェクト「Raw Materials Balance」のロードマップを実施する。原材料バランス作成の目的、範囲、実現可能性、便益および負担について、事前に利害関係者と十分に協議し、厳密に定義する。法的根拠（供給確保法に関するもの）は、EUオムニバス規則の目的に沿って利害関係者と協議する。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	✓
2021	II.11		✓	✓	✓	サプライチェーンにおけるデューデリジェンスと透明性の強化	企業のデューデリジェンス義務の観点から、サプライチェーンの追跡可能性を確保する技術の開発を推進する。	レオーベン鉱業大学で研究プロジェクトを実施（フィンガープリンティング／ブロックチェーンに関する研究、例：Maditrace、終了済みのReSourcingなど）。	既存の研究開発プログラムにこのテーマを組み込むことを検討する。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
第III章 – スマート生産、循環型経済、新たな付加価値を生み出す技術と製品												
2021	III.01	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上	スタートアップおよびオーストリア企業との協力による、持続可能性を備えた革新的な事業モデル・製品の確立を促進する。対象は、①投入原材料の最大限の活用、②積層造形工程の拡充、③塊状でリサイクルしやすい二次原材料の最適な使用・再資源化、④スラッジの再利用を可能にする経済的・環境的に合理的な工程の開発、⑤熱分解による炭素と水素の製造およびその後の利用・高付加価値化、⑥水素貯蔵である。	BMIMIの循環経済・生産技術に関する研究・技術開発・イノベーション（FTI）重点分野、およびBMFのFTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」。	BMFの同FTIイニシアティブの2024年公募は2025年3月27日まで受付。2025・2026年連邦予算法成立後に次回公募内容を計画する。原材料に関するEUパートナーシップ（ERA-MIN後継）への参加を予定。	P2｜予算/税制措置	V3｜製錬・加工	
2021	III.02	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上	天然ガスの熱分解による分離、および得られた水素のエネルギー供給への利用、炭素の農業その他産業用途への利用に関する研究開発施策を強化する。既存のプログラム・イニシアティブへの組込みを目指す。	レオーベン鉱業大学に研究重点分野を設定し、水素センターを設立した。	原材料分野の革新的かつ持続可能な技術プロジェクトは、欧州イノベーション・技術機構（European Institute of Innovation and Technology：EIT）RawMaterialsの「KAVA Calls」または「欧州原材料アライアンス（European Raw Materials Alliance：ERMA）Project Calls」を通じて年に複数回、助成申請が可能。	P2｜予算/税制措置	V3｜製錬・加工	✓
2021	III.03		✓			エネルギー供給安全保障の向上と脱炭素化への貢献	エネルギー・マイニング、CO_2を排出しない水素製造（メタン熱分解）、地質構造内でのCO_2と水素からのメタン製造、これらエネルギー媒体の地質構造内貯蔵、ならびに地熱エネルギー利用の一層の拡大に向けた枠組み条件を最適化する。	カーボンマネジメント戦略と深部地熱に関するポジションペーパーを公表した。	カーボンマネジメント戦略および深部地熱に関するポジションペーパーに盛り込まれた施策を実施する。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	
2021	III.04	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上	既存の研究助成プログラムで次の課題に取り組む。①資源保全と資源効率、②環境に優しい原材料の利用・供給、③最終製品の製造に必要な原材料投入量を削減する破壊的イノベーション（積層造形などのニアネットシェイプ技術）、④二次原材料の物質的利用を改善するデジタル化、⑤二次原材料による革新的で環境に優しい包装材の開発、⑥デジタル化と個別工程の連携によって原材料採掘の全工程を統合するスマート・マイニング／加工の導入。これらを既存プログラム・イニシアティブに組み込む。	BMIMIの循環経済・生産技術に関するFTI重点分野、およびBMFのFTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」。	既存の研究開発プログラムへのテーマの組込みを推進する。原材料分野の革新的で持続可能な技術プロジェクトは、EIT RawMaterialsの「KAVA Calls」または「ERMA Project Calls」を通じて年に複数回助成申請が可能。	P2｜予算/税制措置	V4｜製品製造・利用	✓
2021	III.05	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	廃棄物・残余物（二次原材料）の素材別回収を改善し、埋立処分を防ぐ。経済的・環境的に合理的な場合には、これらの物質を高品質な用途に供する。	包装令は2023年以降のプラスチック・金属包装の回収を規定する。プラスチック包装の回収量は20%増が見込まれる。廃棄物管理法（AWG）は回収および各種リサイクル率を規定する（BMLUK注：選別可能性を考慮すべきで、素材別の完全分別が常に必要とは限らない）。2025年からプラスチック・金属包装の共同回収が義務化（再使用／デポジット制度）。連邦法令公報II第415/2024号により再生石膏令が公布された。	業界と共同で鉄スクラップの流通を誘導する施策を策定する。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	
2021	III.06				✓	競争力の向上、資源効率の向上	高品質なスクラップのリサイクルを効率的に実施し、埋立処分の抑制を損なわないよう、欧州化学物質法における適切な限界値に留意する。	（石膏の高品質なリサイクルおよび循環利用を目標とする。）これまで実施なし。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	
2021	III.07	✓	✓	✓	✓	資源保全への貢献	製品の長寿命化と修理可能性に配慮し、シェアリングエコノミーの法的枠組みを整備する。	欧州委員会は計画的陳腐化への対処を含む消費者権利指令の改正を提案。循環経済戦略ではシェアリングエコノミーの枠組みを策定し、エコデザイン指令では交換部品を入手する権利、修理する権利指令では修理可能性に関する権利を規定（後者は三者協議で合意）。	策定中（原文は「in Ausarb」と略記）。	P1｜法規制/運用改革	V4｜製品製造・利用	✓
2021	III.08	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上／資源保全への貢献／供給安全保障の向上	廃棄物管理に関する規則を最適化し、循環経済を推進する。 ・EU法の改正を通じ、適切な制度的枠組みの整備を働きかける。 ・特に廃棄物の越境移動、廃棄物該当性の終了、副産物の認定に関する規定を対象とする。 ・EUレベルで廃棄物法令の統一的解釈と一貫した執行を促す。 ・プラスチックの個別の流れをより細かく区別するための廃棄物分類コードを追加する前に、全体構想を策定する。 ・トンネル掘削土、河川運搬土砂、土石流堆積物の再資源化に関する廃棄物法規定を改善する。	連邦政府の決定により循環経済戦略が公表された。財務省は個別項目について実施措置を講じていない。トンネル掘削土、河川運搬土砂、土石流堆積物の再資源化に関する要件は、2023年連邦廃棄物管理計画および掘削土令の事前意見照会案に規定されている。	掘削土由来の再生建設資材への対象拡大を準備中（掘削土令）。【BMLUKの注記】プラスチックは添加剤や用途の違いから極めて多様であり、全体構想の策定には相当の時間を要する。一方、種類・製品によっては早期の対策が必要であり、追跡可能性を確保するため個別の分類コードが必要な場合がある。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.09	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上／資源保全への貢献	次の重点分野における技術開発の研究助成制度の創設を検討する。 ・潜在的な二次原材料の収集、選別、処理、保管、分析（例：アルミニウム製造に伴う塩スラグの処理） ・溶融および溶湯精製 ・リサイクルに適した鋳造合金・展伸用合金（不純物を含む合金の科学）。 これらの重点分野を既存の制度・イニシアティブに組み込むことを目指す。	FTIの重点領域「循環経済と生産技術」、およびFTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」。	既存の研究開発プログラムへの課題の統合を推進する。原材料分野の革新的で持続可能な技術プロジェクトは、EIT RawMaterialsの「KAVA Calls」または「ERMA Project Calls」に年複数回応募し、助成を申請できる。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	✓

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
2021	III.10	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上／資源保全への貢献	次の重点分野について、技術開発を対象とする研究助成プログラムを提案する。 ・スマートデザインを用いた建物、インフラ、製品からの二次資源の効率的な回収 ・再資源化・再使用を考慮した製品開発 ・都市鉱山からの原材料の探査・処理への鉱業技術の応用 ・回収を低コストかつ効率的にする新技術の開発。	FTIの重点領域「循環経済と生産技術」、およびFTIイニシアティブ「未来を守る一安全な原材料供給のためのイノベーション」。	既存の研究開発プログラムへの課題の統合を推進する。原材料分野の革新的で持続可能な技術プロジェクトは、EIT RawMaterialsの「KAVA Calls」または「ERMA Project Calls」に年複数回応募し、助成を申請できる。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.11	✓	✓	✓		資源効率の向上／資源保全への貢献	重点分野を既存のプログラム・イニシアティブに組み込むことを目指す。二次原材料の再資源化について、例えば非結合用途、結合用途、再資源化しない場合といったカテゴリー別に目標を設定する。	これまで実施措置なし。	未定。【注記】BMLUKはプラスチックの割合が高いことを踏まえ、現在、繊維製品に関する戦略を策定している。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	
2021	III.12	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上／資源保全への貢献	経済合理性に配慮しつつ、オーストリア国内で原材料の循環を可能な限り完結させる。プラスチックの再資源化に対する金銭的インセンティブを開発する。制度負担金の環境性能に応じた調整（エコモジュレーション）を推進する。再生材を使用する事業者の制度負担額を低くする。	連邦政府の決定によって循環経済戦略が公表された。EU規則2024/1157（EU廃棄物越境移動規則）が発効した。財務省は個別項目について実施措置を講じていない。	EU包装規則案に料金の調整制度が盛り込まれている。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.13		✓			資源効率の向上／資源保全への貢献	プラスチックに関し、公共調達での再生材使用割合の目標を導入する。	連邦政府の循環経済戦略（2022年）では、EUレベルの動向に沿った再生材の拘束力ある使用割合の設定、再生材使用に対する障壁の撤廃、再生材市場の強化が予定されている。EU規則2024/1157（EU廃棄物越境移動規則）が発効した。	循環経済戦略に基づく措置の実施状況を監視し、その実施を支援する。	P1｜法規制/運用改革	V4｜製品製造・利用	✓
2021	III.14		✓			資源効率の向上／資源保全への貢献	ケミカルリサイクルをマテリアルリサイクルとして認める法的枠組みを整備する。再生材のその後の用途にかかわらず、ケミカルリサイクルを機械的リサイクルに加えて、廃棄物管理法（AWG）上のリサイクル率の算定対象に含めるよう提案する。	ケミカルリサイクルをマテリアルリサイクルとして認める措置はAWGにおいて実施済み。連邦政府の循環経済戦略（2022年）は包装材のリサイクル促進を予定している。機械的リサイクルでは処理できない素材区分について、ケミカルリサイクルで補完する方針である。2025～2029年政府計画にも盛り込まれている。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	
2024	III.14a		✓			資源効率の向上／資源保全への貢献	ケミカルリサイクルの経済的成立可能性を確保するため（施策III.14参照）、EUレベルでリサイクル率の算定方法として、燃料用途を除外するマスバランス方式（Fuel-Use-Exempt）の採用を求める。	法的枠組みの整備が2025～2029年政府計画に盛り込まれている。技術的詳細は未定。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.15	✓		✓		資源効率の向上／資源保全への貢献	汚染されておらず再利用可能な掘削土（例：掘削で生じた砂利）を廃棄物規制の対象から除外することを提案する。	BMLUKの注記：廃棄物の定義（処分する意思など）はEU法で定められている。掘削土令の事前意見募集用草案が作成された。	計画中の掘削土令を法的に実施する。同令により、汚染されていない掘削土を可能な限り付加価値の高い用途に利用できるようにする。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.16		✓		✓	供給安全保障の向上／資源効率の向上／資源保全への貢献	大規模リサイクル施設の稼働に国内の廃棄物量だけでは不足する場合、リサイクル目的の廃棄物のEU域内輸送を容易にする。これにより、当該施設の経済的運営のための枠組み条件を整備する。	EU規則2024/1157（EU廃棄物越境移動規則）が発効した。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V5｜流通・調達	✓
2021	III.17			✓		供給安全保障の向上／資源効率の向上／資源保全への貢献	リンは不可欠で代替不可能な重要原材料である。そのため、都市下水汚泥に含まれる有害物質を可能な限り分解し、その有害物質を確実に隔離・処分できる受け皿を確保しつつ、都市下水汚泥からのリン回収を推進する。	多数の研究開発プロジェクトが進行中（ウィーン市MA48による下水汚泥からのリン回収など）。ÖWAV専門家文書「EU肥料製品用原料の製造における都市排水・下水汚泥の利用」（ウィーン、2022年）がある。リン回収義務を定める廃棄物焼却令（連邦法令公報II第118/2024号）が発効した。	技術的実施は産業界の所管。産業パートナーと協力して研究開発をさらに進める。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	
2021	III.18			✓		供給安全保障の向上／資源効率の向上／資源保全への貢献	電池製造において、リサイクルされた原材料の使用を一層拡大する。	欧州電池規則が発効した。	BMLUKの所管。	P1｜法規制/運用改革	V4｜製品製造・利用	
2021	III.19		✓			資源効率の向上／資源保全への貢献	EUの目標・要件（EU循環経済パッケージ）を実施する。 ・プラスチック包装のリサイクル率（EU包装指令）：2025年50%、2030年55%。 ・一般廃棄物のリサイクル率（EU廃棄物枠組指令）：2025年55%、2030年60%、2035年65%。 ・使い捨てプラスチック飲料容器の分別回収目標（EU使い捨てプラスチック指令）：2025年77%、2029年90%。 ・使い捨てプラスチック飲料ボトルにおける再生材の義務的含有率（同指令）：2025年25%、2030年30%。 ・2030年までにすべてのプラスチック包装をリサイクル可能な設計とする（EUプラスチック戦略）。	リサイクル率を廃棄物管理法（AWG）改正（連邦法令公報I第200/2021号）に規定した。包装に関する比率を包装令（連邦法令公報II第597号）に規定した。プラスチック包装選別施設を復興・強靭化ファシリティ（RRF）で支援した。	プラスチック包装のリサイクルを阻害する不適合性に関する指針を準備中。プラスチック・金属製の使い捨て飲料容器に対するデポジット令（2025年1月1日から）。すべてのプラスチック包装をリサイクル可能にする要件は、EU包装規則案（三者協議段階）に盛り込まれている。	P1｜法規制/運用改革	V6｜回収・再資源化	✓
2021	III.20	✓	✓	✓	✓	産業立地の強化および競争力の向上	循環経済・探査分野で活動する国際企業に対し、バリューチェーン全体にわたってオーストリアで事業を展開するよう、的を絞った誘致を行う。	これまで直接的な措置はない。政府オープンデータは立地の魅力向上に寄与している。	オーストリア経済振興銀行（Austria Wirtschaftsservice Gesellschaft mbH：aws）に働きかける。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	III.21	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	製品のリサイクル可能性を高めるため、デジタル技術の活用を考慮しつつ、含有物質の品質・数量・所在を表示する仕組みを検討する。	これまで措置なし。	デジタル製品パスポート。電池規則に基づく電池の表示義務および重要原材料法（CRMA）に基づく永久磁石の表示義務の実施。	P3｜情報基盤整備	V4｜製品製造・利用	
2023	III.22		✓			競争力の向上／供給安全保障の向上	水素製造の法的枠組みを整備する際には、技術のCO_2中立性・排出ゼロを基準とする。	レオーベン鉱山大学で当該テーマを研究中。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V3｜製錬・加工	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
2024	III.23		✓		✓	（原文記載なし）	CCUSとの連携におけるイノベーションと技術中立性によって、グリーン・デジタル転換および防衛産業向けの、とりわけ重要原材料の需要増加を満たせるようにする。	（原文記載なし）	原材料マスタープラン2030の実施によって可能な限り目標を達成する。金属原材料や耐火物分野の特定の工業用鉱物の生産には、CO_2排出を伴うエネルギー集約的工程が必要である。原材料需要への対応とCCUSを、イノベーションによって改善・発展させる。規制枠組みではCCSを可能にし、CO_2輸送インフラの整備を進める。	P2｜予算/税制措置	V6｜回収・再資源化	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
横断（Q）章 – 横断的テーマ：1. デジタル化、2. 研究・開発、3. 意識、受容、教育、4. 対話、政策、展望												
2021	Q.1.01	✓	✓	✓	✓	デジタル化への対応／競争力の向上	デジタル化に関する施策を共同で開発するため、民間の利害関係者と公的機関の間に対話の場を設置する。	これまで実施措置なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.1.02	✓	✓	✓	✓	デジタル化への対応／競争力の向上	高速インターネットと良好な無線通信環境はデジタル化の基盤である。強固なデジタルインフラの整備をさらに推進する。	オーストリアではブロードバンド網の拡充を着実に推進している。	国内のブロードバンド網整備を一層推進する。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	Q.1.03	✓	✓	✓	✓	デジタル化への対応／競争力の向上	中小企業のデジタル変革に対する財政支援を確立する。	支援イニシアティブ「KMU Digital」（BMWET／オーストリア経済会議所（Wirtschaftskammern Österreichs：WKO））を設立。州の助成制度も存在する。2026年12月31日まで支援を実施する予定。	未定。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	Q.2.01	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	未把握の一次・二次資源鉱床を特定し、体系的な探査と新しい評価手法によって、これまで利用されていない残余物を利用可能にする。	BMFが探査イニシアティブを創設し、初期重点分野の実施をGeoSphere Austriaに委託した。重点事項と優先順位は産業界と共同で策定された。VLGプログラムとMRIを通じ、企業の資源探査の高度化に利用できる原材料地質基礎資料の整備へ、年間約130万ユーロの公的資金が投じられている。FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」において、鉱山廃石堆積場の資源ポテンシャルに関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	企業による探査向けの原材料地質データの提供を強化する。重要原材料法（CRMA）で予定される探査施策と、旧・現役鉱山および廃石堆積場からの重要原材料の採掘・回収をさらに実施する。	P3｜情報基盤整備	V1｜探査	
2021	Q.2.02	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上／供給安全保障の向上	リサイクルを考慮した設計から収集物流、マテリアル回収または熱回収まで、物質フローをデジタルで把握・連結し、一体的なプロセスを構築することを目指す。	EUのTSIプロジェクト「将来の包括的原材料バランスに向けたロードマップ」は完了した。中間プロジェクトを委託し、後継プロジェクトを申請した。	TSIプロジェクト「国家原材料バランス」のロードマップを実施する。原材料バランス作成の目的、範囲、実現可能性、便益および費用・労力を、事前に関係者と十分協議して厳密に定義する。供給確保法に関する法的根拠についても関係者と協議する。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	
2021	Q.2.03	✓	✓	✓	✓	資源効率の向上	リサイクルを考慮した設計の観点から、物質フローの最適化と資源効率の高い製造を実現するよう、生産システムを改善する。	これまで実施措置なし。	エコデザイン指令の改正作業が進行中。	P2｜予算/税制措置	V4｜製品製造・利用	✓
2021	Q.2.04	✓	✓	✓	✓	競争力の向上	研究助成プログラムでは対象とされない課題について、委託研究の枠組みによる研究資金の供給を検討する。	これまで実施措置なし。	欧州研究圏に関するオーストリア行動計画（ERA-NAP）の評価を準備中。委託研究の意味での省庁研究に関する章を設ける予定。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	Q.2.05	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／競争力の向上／資源効率の向上／資源保全への貢献／専門人材育成の強化	効率的で的確な研究開発を実施するため、レオーベンの資源イノベーションセンター（Resources Innovation Center：RIC）のイノベーション拠点としての拡充を支援する。対象は、①地域・国内で責任ある形で生産される一次原材料の促進、②循環経済に沿った二次原材料の持続可能な利用の促進、③責任ある形で生産された原材料に基づく持続可能な国際供給構想の開発、④革新的な産業ソリューションの開発である。	BMFによるRIC支援イニシアティブを設立した。実施期間は2022～2028年。	革新的原材料、炭素・水素、デジタル化、教育、鉱物原材料の採掘・選鉱・加工の持続可能性に関する新規プロジェクトを計画している。教育プロジェクトでは、業界の適切な参画と既存教材の活用に配慮する。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2024	Q.2.06	✓	✓	✓	✓	（原文記載なし）	「産業の変革」研究イニシアティブは全産業部門が利用できるものとする。	（原文記載なし）	未定。	P2｜予算/税制措置	V7｜横断領域	
2021	Q.3.01	✓	✓	✓	✓	専門人材の育成強化／原材料分野の重要性についての意識啓発	若者が学校教育の過程でMINT（数学・情報科学・自然科学・技術）分野とその社会的重要性により多く接するようにする。その際、「原材料と社会」という全体的な仕組みの複雑さを示す。	FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」において、原材料に関する意識と受容をテーマとする研究開発サービス（調査研究）を公募した。	関係業界を交えて連邦教育省（Bundesministerium für Bildung：BMB）と協議する。学校向けのMINT品質認証とMINTマップ（2023年から）。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.02	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	社会の若年層に原材料というテーマに触れてもらい、心理的な抵抗感を軽減するとともに、さらなる教育施策の基礎を築く。	専門大学の発展・財政計画において本テーマを取り上げた。FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」で、原材料への意識と受容に関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	教育見本市「Interpädagogica」で原材料フォーラムを開催する。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.03	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	学校に対し、年齢に適した双方向型で最新の教材を提供し、原材料に関する教育内容を伝えやすくする。これにより、専門的に複雑なテーマを教材化する教員の負担を軽減する。	FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」で、原材料への意識と受容に関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	連邦教育省と協議する（大学では教材「原材料ボックス」が入手可能）。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.04	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	専門家を参加させ、ネットワーク形成、継続教育、意識啓発のためのワークショップ・イニシアティブを開始する。	これまで実施なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.05	✓	✓	✓	✓	専門人材の育成強化	新たなインターンシップ枠や職業訓練枠を設け、企業と大学の教育見本市やMINT情報提供プログラムへの参加を強化することで、鉱物原材料産業でのキャリアをできるだけ早期に知る機会を確保する。	これまで実施なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.06	✓	✓	✓	✓	産業立地の強化と競争力の向上	原材料の採掘・加工が盛んである一方、地域の魅力不足から見習い訓練生が不足している地域を特定し、的を絞った支援策を開発する。	WKOは、Digi-Scheck 2023・2024において、デジタル化、気候保護、持続可能性、エネルギー・資源管理の各分野の能力開発を支援している。	未定。	P4｜発信/普及	V2｜採掘	
2021	Q.3.07	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	成人教育における補完的な講座やプロジェクトを通じて、原材料分野への理解を深め、社会的な議論を活発化させる。	FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」で、原材料への意識と受容に関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.08	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	意識啓発と多様なイベントの場として「原材料の年」を宣言する。例えば「鉱業の長い夜」や施設公開日などを開催する。	これまで実施なし。ただし、2022年は「鉱物学の年」であった。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.3.09	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	参加企業、業界団体、大学が共同でイメージ向上キャンペーンおよびその他の施策を策定する。	FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」で、原材料への意識と受容に関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	WKOのキャンペーンを参照。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。

年	施策番号	原材料分類*				上位目標	施策	実施状況	今後の計画	分析タグ		
		建設資材	エネプラ	産業鉱物	金属					施策種類	バリューチェーン	EU施策関連
2021	Q.3.10	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	メディア関係者向けの研修課程を設け、専門知識を伝え、客観的な背景情報へのアクセスを確保し、心理的な抵抗感を減らし、理解しやすく正確で十分な情報に基づくコミュニケーションを強化する。	これまで実施なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2023	Q.3.11	✓	✓	✓	✓	意識啓発	業界内部および対外的なコミュニケーションの双方を改善しなければならない。	企業およびWKOによるプロジェクト。	（原文空欄）	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2023	Q.3.12	✓	✓	✓	✓	専門人材の育成強化	適切な給与体系を伴う「施設法務専門家（Anlagenjurist）」の職務像を策定する。	これまで実施なし。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2024	Q.3.13	✓	✓	✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	重要原材料法（CRMA）の実施に際し、社会的受容と意識を高める。	FTIイニシアティブ「未来を守る―安全な原材料供給のためのイノベーション」で、原材料への意識と受容に関する研究開発サービス（調査研究）を公募した。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.4.01	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上	多様な利害関係者間の意見交換を行う「オーストリア原材料対話」を設立する。	オーストリア原材料対話が設立された。初回イベントは2022年10月4日に開催された。	次回の原材料対話を計画中。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2021	Q.4.02	✓	✓	✓	✓	供給安全保障の向上／強靭性の向上	オーストリア産業連盟（Industriellenvereinigung：IV）の原材料価格バロメーターを再開する。	これまで実施なし。	産業連盟（IV）に連絡する。	P3｜情報基盤整備	V5｜流通・調達	
2021	Q.4.03	✓	✓	✓	✓	持続可能な原材料管理	オーストリアの原材料部門がSDGsに貢献する可能性と実績を示す「オーストリアSDGアトラス」を作成する。	これまで実施なし。	後日実施する。RICの担当者に連絡する。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	
2023	Q.4.04	✓	✓	✓	✓	原材料分野の重要性についての意識啓発	原材料マスタープラン2030の実施過程で生まれた、分かりやすく象徴的な先導プロジェクトをモニタリング報告書で紹介・説明する。	モニタリング報告書で先導プロジェクトを紹介するという提言は、本報告書で実施された。	実施済み。	P3｜情報基盤整備	V7｜横断領域	
2024	Q.4.05	✓	✓	✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	EUレベルでの立法に際して、法規制間の不整合、政策目標の衝突、過度の複雑さ、行き過ぎた報告義務を避けるよう働きかける。	欧州委員会がオムニバス規制措置を発表した。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	✓
2024	Q.4.06	✓	✓	✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	重要原材料法（CRMA）の実施に際し、オーストリア経済にとって重要な原材料を国内で「重要」と指定できる可能性を活用する。	評価・検討中。	未定。	P1｜法規制/運用改革	V7｜横断領域	
2024	Q.4.07	✓	✓	✓	✓	（原文空欄）	重要原材料法（CRMA）を実施するための措置計画。	評価・検討中。	未定。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	
2024	Q.4.08	✓	✓	✓	✓	競争条件の最適化と排出量の削減	国際標準化機構（ISO）の委員会等において、オーストリアが積極的に参画することを目指す。	評価・検討中。	産業界による対応が求められる。	P4｜発信/普及	V7｜横断領域	

出所：Bundesministerium für Finanzen (BMF) (2025), Monitoring Bericht 2025 – Masterplan Rohstoffe 2030, Wien, S. 24-33. を基に筆者仮訳作成。
*「エネプラ」は「エネルギー資源・プラスチック」を指す。